東北大学における安全保障輸出管理

平成２８年度活動報告書

平成 29 年 3 月

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大学では、平成 22 年 3 月に安全保障輸出管理規程を制定して安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、輸出管理体制を構築して、実効的な輸出管理の実践に格段の努力を傾注してきました。

このたび上梓しました「平成 28 年度活動報告書」は、外為法に基づく該非判定及び取引審査の実績、普及啓発活動、リスト規制技術等の保有状況調査、定期監査の実施など本学の輸出管理に係る活動状況の全貌を取りまとめたものです。

日本を含む世界の主要国では、大量破壊兵器等に転用される可能性がある貨物や技術が国際社会の平和や安全を脅かす国家やテロリストに流出することを防ぐため、先進国を中心とした輸出管理のための国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して安全保障輸出管理の取組を展開しています。日本においても、そのレジームで決定された輸出管理の取組を外為法とその関連法令に基づき実行しています。この外為法に基づく輸出管理の要諦は、国際的な平和と安全の維持を妨げるおそれがあると認められる場合に、貨物の輸出又は技術の提供に際して、輸出管理当局の許可の仕組みを通じてそれを規制することにあります。

本学の教育研究活動の現況をみると、ワールドクラスへの飛躍を目指して、留学生や外国人研究者の戦略的受入れ、海外機関との連携強化、研究成果の社会還元、国際産学連携の推進など教育･研究両面においてグローバル化を加速させています。一方、国際情勢に目を転じれば、ミサイル発射事件やテロ事件などが頻発して安全保障環境が厳しさを増している中、大量破壊兵器等の開発に転用される可能性のある機微技術の流出に万全を期すことが国際安全保障政策の重要な一部を形成しています。

大学における研究内容や成果には、研究者個人の意図に反して懸念国が狙う大量破壊兵器等の開発に転用される可能性がある機微技術が現実にあります。どれほど精緻に考えられた輸出管理の仕組みでも、現場の大学人の主体的な受け止めがなければ機能しません。

輸出管理というと、審査の厳格化により大学が国際的な高等教育機関としての使命を果たせなくなるとか、手続の負担感が大きくやらされ感を強いとか、不満を持つ大学人が少なくありません。しかし、今現時点での輸出管理の重要性自体は、何ら揺らぐものではありません。そもそも輸出管理は、各人の自由な教育研究活動を法的･社会的リスクから守るための手続です。懸念国であっても国籍等を理由に外国人を差別・排除する対応を行うものではなく、グローバルな教育研究活動を展開するために管理対象技術のリスクを審査・判定するツールなのです。

輸出管理の実践を大学人にとって、国際社会の期待に応えていくための職業的役割の重要な基礎的プロセスであると考え、教育研究活動の中に日常的なものとして組み込まれるよう、更なる主体的な努力の継続を期待しています。

末筆ではありますが、本報告書が本学における輸出管理の理解の一助となると同時に、日本

の大学･産業界等における輸出管理の課題共有と取組の追求に些かなりとも役立てば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者
副学長（法務コンプライアンス担当）　兵 頭 英 治

目　次

第１章　活動状況 ……１
第２章　判定手続等の取扱実績 ……１９
第３章　調査 ……２９
第４章　教育・普及啓発活動 ……３０
第５章　監査 ……３４
第６章　学外との連携活動等 ……３８

資料
１．国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程 ……４１
２．東北大学安全保障輸出管理体制図 ……４９
（参考資料１）　本部責任者等名簿（２９．３．３１現在） ……５０
（参考資料２）　委員会名簿（２９．３．３１現在） ……５１
（参考資料３）　委員会アドバイザー名簿（２９．３．３１現在） ……５３
（参考資料４）　輸出管理アドバイザー名簿（２９．３．３１現在） ……５４
（参考資料５）　輸出管理担当者名簿（２９．３．３１現在） ……５５
３.基本フロー図 ……５７
４.判定手続のフロー図 ……５８
５.終了前確認チェックフロー図 ……５９
６.「東北大学新任教員研修会」平成２８年度研修会資料（抜粋） ……６０
７.「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」平成２８年度教員全学講習会資料 ……６２
８.「文部科学省、経済産業省主催説明会」大学等向け安全保障貿易管理説明会資料（抜粋）
～東北大学における安全保障輸出管理～ ……８４
９.「輸出管理　DAY for ACADEMIA 2017」パネルディスカッション資料（抜粋）
～留学生／外国人研究者の出口管理～ ……１０６

第１章　活動状況

本学では、平成２２年３月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）を遵守するとともに、大学の国際化や研究環境の変化等、本学の実情に即した輸出管理の制度構築および運用について、様々な取り組みを行ってきた。

以下、Ⅰにおいて平成２８年度に行った改善・充実のための種々の取組みのうち主なものを紹介し、また、Ⅱにおいては委員会の開催・審議状況等を振り返り、本学の輸出管理の状況を報告する。

Ⅰ．改善・充実のための主な取組み

平成２８年度に行った改善・充実のための主な取組みは以下のとおりである。

１．けん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化

本学では、これまで、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）におけるけん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化に関する様々な活動を行っている。

本年度は、これまで未着手であった、留学生課が発行している「教職員のための国費外国人留学生（他奨学金含む）関係手引書」において、留学生の受入れ前の準備に関する項目に「安全保障輸出管理手続きについて」として、受入れ予定（打診・内諾等）が生じた場合の輸出管理手続きについて手引書への加筆を行い担当部署との連携を図った。

２．安全保障輸出管理手続きに関する注意喚起

本学における輸出管理については、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」。資料１を参照）により、適正な管理体制や手続き等を定めている。ところが、輸出管理の手続きの完了を待たず、先行して研究者等の受入れ決定を行ってしまっている事例も散見される。なかには、その後の輸出管理手続きの過程で慎重な審査を要する事案であることが確認された事例もある。

もとより本学では、適正な輸出管理の実施を旨として、規程等において、外為法に基づく輸出管理規制の対象となる取引については、打診等により予定が生じた時点で速やかに手続きに着手するとともに、正式な受入れ決定が行われる前に同手続きを完了するよう規定しているが、改めて手続きの徹底について安全保障輸出管理マネージャーより事務連絡を発出した。

３．輸出管理に関する教育・普及啓発の展開

外為法等に基づく我が国の輸出管理規制、大学における輸出管理の必要性の認識及び規程等に基づく本学の輸出管理体制、手続・管理業務内容等について、教職員の理解促進を図るため、「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」（資料６を参照）を毎年開催しているが、開催日時が限られることから、より多くの教職員が受講できるよう、動画等による講習会の配信について検討を開始した。

Ⅱ．委員会の活動状況

○平成２８年度安全保障輸出管理委員会活動一覧

年月	委員会等	普及・啓発活動	監査・評価活動
平成２８年　４月		4/5　教員全学講習会（工学部）	
	4/13　事前審査 4/26　第１回委員会（開催）		
５月	5/11　事前審査 第２回委員会（書面）		
		5/13　教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵）	
		5/31　実務担当者向け説明会	
６月	6/8　事前審査 6/20　事前審査 6/29　第３回委員会（開催）	6/29　アドバイザー研修	
７月	7/13　事前審査 第４回委員会（書面）		
９月	9/13　事前審査 第５回委員会（書面）		
			定期監査
１０月		10/7　教員全学講習会（工学部）	
	10/4　事前審査 10/27　第６回委員会（開催）		
１１月	11/11　事前審査 第７回委員会（書面）		
		11/15,16　教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵）	
１２月		12/2　実務担当者向け説明会	
	12/5　事前審査 第８回委員会（書面）		
平成２９年　１月	1/10　事前審査 第９回委員会（書面）		
２月	2/3　事前審査 第１０回委員会（書面）		

・委員会は、開催形式と書面形式を併用

・８月の事前審査及び委員会は休会

・平成２９年３月期の委員会について、審議案件がなく報告案件のみであったため、休会とした

○安全保障輸出管理委員会開催状況

平成２８年度第１回　安全保障輸出管理委員会（開催形式）
日時：平成２８年４月２６日（火）午後３時～午後４時
会場：エクステンション教育研究棟１階　部局長会議室
出席者：４０名中３３名（代理出席含む）
審議事項： ①　平成２７年第１１回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２７年度第１１回安全保障輸出管理委員会（３月２２日（火）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１３件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…２１件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…６件 ・相手先が懸念先であるものの、リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、全学管理責任者裁定により取引承認と判定した案件…１件 ④　その他 １）国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部改正について 組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告があった。 ・部局定義の改正および規程上の部局定義の類型化に伴い部局表記を整理した。

２）教員全学講習会の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催する予定である旨報告があった。

・教員全学講習会：４月５日（火）【工学部地区】、５月１３日（金）【片平地区】、【北青葉山地区】及び【星陵・雨宮地区】
・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：５月３１日（火）
・下半期は１１月頃の開催を予定しており、上半期に出席できなかった委員におかれては、下半期に出席いただきたいこと。

３）平成２８年度の主な予定について

平成２８年度の本委員会の、以下のとおり報告があった。

・会議形式の本委員会を４回（４月、６月、１０月、及び３月）開催。なお、他の月については書面審議形式により開催予定。
・６月の委員会終了後、引き続き輸出管理アドバイザー研修会を開催。
・９月から１０月にかけて、定期監査を実施。
・リスト規制の改訂があった場合には、調査票に基づく調査を実施。

平成２８年度第２回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２８年５月１９日（木）～５月２５日（水）
会場：－
回答者：４０名中３５名
審議事項： ①　平成２８年度第１回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第１回安全保障輸出管理委員会（４月２６日（火）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からのＪＳＰＳ外国人特別研究員の受入れ …１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２４件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１７件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…１０件 ・懸念先からの訪問者の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…３件 ④　その他 １）国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正について 組織改編に伴う、安全保障輸出管理細則の一部改正について、報告があった。 ２）盗難に係る通報について 所属教員がスイスにおいて盗難にあったため、当該教員から部局管理責任者を経由して全学管理責任者に対して通報が行われたことについて、報告があった。

平成２８年度第３回　安全保障輸出管理委員会（開催形式）
日時：平成２８年６月２９日（水）１５時～１５時４５分
会場：エクステンション教育研究棟１階　部局長会議室
出席者：４０名中３８名（代理出席含む）

審議事項：

① 平成２８年度第２回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成２８年度第２回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

② 平成２８年度定期監査実施計画（案）について

平成２８年度定期監査実施計画（案）について審議し、承認した。実施計画の主な内容は以下のとおり。

・一次監査（書面監査）：８月下旬から９月上旬にかけてすべての輸出管理対象部局を対象として実施。

・二次監査（実地監査）：①９月下旬から１０月上旬にかけて、１４部局を対象として実施、②１４部局のうち３部局については、事務職員ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③昨年度の二次監査で「改善要請事項」「不適切事項」との評価が付された部局のうち、今年度の一次監査の結果、指摘事項に対応する対応が未実施であることが確認された部局も二次監査の対象とする。

・委員会による監査報告書（案）の内容確認：１０月下旬

・二次監査結果通知：平成２８年１２月上旬

③ 該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…２件

・外国ユーザーリスト掲載機関からのＪＳＰＳ外国人特別研究員の受入れ…１件

報告事項：

④ 委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２８件
・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１３件
・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、
取引承認と本部確認した案件…７件
役務取引許可申請の取得を要すると本部確認した案件…１件

⑤　平成２６，２７年度活動報告書（案）

活動報告書（案）について、以下のとおり報告があった。

・活動報告書の作成及び公表については「活動報告書了解事項」により作成するものであること。構成は以下のとおり。

〇改善・充実のための取組、〇判定手続等の取組実績、〇調査、〇教育・普及啓発活動、〇監査、〇学外との連携活動等、〇その他資料

⑥　その他

１）教員全学講習会の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、多数の参加者をもって終了した旨等報告があった。

・教員全学講習会：４月５日（火）【工学部地区】、５月１３日（金）【片平地区】、【北青葉山地区】及び【星陵・雨宮地区】
・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：５月３１日（火）

２）盗難に係る通報について

所属教員がスペインにおいて盗難にあったため、当該教員から部局管理責任者を経由して全学管理責任者に対して通報が行われたことについて、報告があった。

平成２８年度第４回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２８年７月２５日（月）～７月２９日（金）
会場：－
回答者：４０名中３５名
審議事項： ①　平成２８年度第３回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第３回安全保障輸出管理委員会（６月２９日（木）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…２件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１３件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…３件 ・懸念先からの訪問者及び特別訪問研修生の受入れについて、公知の技術の範囲内で技術提供を実施する旨の受入れ教員からの誓約書が提出されていることをもって、取引承認と部局において、事前確認した案件…７件 ④　その他 １）盗難に係る通報について 所属教員がドイツからオランダに向かう途中において盗難にあったため、当該教員から部局管理責任者を経由して全学管理責任者に対して通報が行われたことについて、報告があった。

平成２８年度第５回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２８年９月２１日（水）～９月２７日（火）
会場：－
回答者：３９名中３２名
審議事項： ①　平成２８年度第４回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第４回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…２件 ・懸念国からの留学生の受入れ…１件 ・国連武器禁輸国・地域からの留学生の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関との研究協力及び貨物の輸出…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可を取得することを条件に取引承認と判定した案件…１件 ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…４６件 ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定した案件…１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１６件

・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…１４件
・相手先が懸念先であるものの全学管理責任者裁定によりリスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定した案件…１件

④　国費外国人留学生受入れに係る外務省からの照会について

国費外国人留学生受入れに係る外務省からの照会案件について、学内審査書類の送付依頼があったことについて報告があった

平成２８年度第６回　安全保障輸出管理委員会（開催形式）
日時：平成２８年１０月２７日（木）１５時～１６時
会場：エクステンション教育研究棟１階　部局長会議室
出席者：３９名中３１名（代理出席含む）
審議事項： ①　平成２８年度第５回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第５回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　平成２８年度定期監査報告書（案）について 平成２８年度定期監査報告書（案）について審議し、承認した。（内容は「第５章　監査」Ⅱに記載のとおり。 ③　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・懸念国からの留学生の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関での講演…１件 報告事項： ④　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…３１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１６件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…４件

・相手先が懸念先であるものの全学管理責任者裁定によりリスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定した案件…１件

⑤ その他

１） 教員全学講習会の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催する予定である旨報告があった。

・教員全学講習会：１１月１５日（火）【北青葉山地区】【星陵・雨宮地区】、１１月１６日（水）【片平地区】

・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：１２月２日（金）

平成２８年度第７回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２８年１１月２８日（月）～１２月２日（金）
会場：－
回答者：３９名中３７名
審議事項： ①　平成２８年度第６回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第６回安全保障輸出管理委員会（１０月２７日（木）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からのＪＳＰＳ外国人特別研究員の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１７件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、 取引承認と本部確認した案件…２件 役務取引許可申請の取得を要すると本部確認した案件…２件

平成２８年度第８回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２８年１２月２１日（水）～１２月２８日（水）
会場：－
回答者：３９名中３３名
審議事項： ①　平成２８年度第７回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第７回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関からのＪＳＰＳ事業の受入れ…１件 ・軍事・国防関連機関からの外国人研究者の受入れ…１件 ・外国ユーザーリスト掲載機関への就職…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１４件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…２件

・相手先が懸念先であるものの全学管理責任者裁定によりリスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定した案件…１件

④　その他

１）教員全学講習会の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、多数の参加者をもって終了した旨等報告があった。

・教員全学講習会：１１月１５日（火）【北青葉山地区】【星陵・雨宮地区】、１１月１６日（水）【片平地区】

・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：１２月２日（金）

平成２８年度第９回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２９年１月１６日（月）～１月２３日（月）
会場：－
回答者：３９名中３４名
審議事項： ①　平成２８年度第８回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第８回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの留学生の受入れ…２件 ・国連武器禁輸国・地域からの留学生の受入れ…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するものの、ホワイト包括許可の適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２５件 ・同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するものの、特例の適用により取引承認と判定した案件…１件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１６件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、取引承認と本部確認した案件…１件

平成２８年度第１０回　安全保障輸出管理委員会（書面審議）
日時：平成２９年２月１５日（水）～２月２０日（月）
会場：－
回答者：３９名中３３名
審議事項： ①　平成２８年度第９回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について 平成２８年度第９回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。 ②　該非判定・取引審査の本部判定（案）について 懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。 ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（採用）…１件 ・軍事・国防関連機関からの留学生の受入れ…１件 報告事項： ③　委員会報告案件の処理状況について 委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。 ・リスト規制に該当するものの、特例適用により、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…１件 ・リスト規制・キャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…２０件 ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…１１件 ・外国籍又は外国機関在籍者からのスーパーコンピュータの利用申請について、 取引承認と本部確認した案件…４件 役務取引許可申請の取得を要すると本部確認した案件…１件 ④　国費外国人留学生受入れに係る外務省からの照会について 国費外国人留学生受入れに係る外務省からの照会案件について、学内審査書類の送付依頼があったことについて報告があった

第２章　判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、判定手続等の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて、求める判定手続等の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく３つに分類できることから、取扱実績はこの懸念性の度合いに応じた３つの分類に区分して記載することとする。まず、本学における判定手続等の構成及びフロー（手続の流れ）を時系列順に簡単に説明する。

Ⅰ．判定手続等の構成及びフロー

１．取引の開始前

①判定手続の構成

１）事前確認

取引の懸念性の度合いを確認し、その後の手続の有無及び内容を判定するスクリーニングのための手続。

２）該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定する手続。常に、取引審査とセットで行う。

３）取引審査

該非判定の結果を踏まえ、特例適用の有無又は取引の相手先・用途における懸念の有無を確認した上で、取引の承認の可否（承認の場合における許可申請の要・不要を含む）を審査する手続。常に、該非判定とセットで行う。

②判定手続のフロー

資料４（判定手続のフロー図）のとおり、取引の相手先及び提供技術・輸出貨物の内容により、判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく以下の３つに分類している。

１）懸念性が低い場合（管理レベルが低い場合）

資料４の  箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、部局の事前確認において、提供技術が例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書を取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合には、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部（安全保障輸出管理室）に届け出る。

ただし、非該当証明書を取得済みの貨物輸出に限り、取引前に本部における内容確認を得る必要がある。

２）懸念性が比較的高い場合（管理レベルが中程度の場合）

資料４の  箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、提供技術が例外規定に該当しない場合又は輸出貨物が非該当証明書取得済みでない場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認されない限り、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部に届け出る。

また、この場合には、すべての取引について取引前に本部における内容確認を得る必要があるほか、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認された場合には、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

３）懸念性が高い場合（管理レベルが高い場合）

資料４の  箇所に相当する取引。取引の相手先が懸念先の場合には、提供技術又は輸出貨物の内容如何に関わらず、すべて部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

２．判定手続の終了後

①再判定手続の構成

上記１．の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記１．の判定手続を行う。

１）提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合

２）受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合

３．取引の終了前

①終了前確認の構成

１）終了前確認

上記１．の判定手続又は上記２．の再判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも１月前までに、資料５（終了前確認チェックフロー図）に従い終了前確認を行う。

また、終了前確認の結果、所定の要件に該当した場合（「確認終了」に至らなかった場合）には、下記２）により懸念先確認又は下記３）により判定手続を行う必要がある。

２）懸念先確認

上記１）による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者

が、懸念先として受け入れた者で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更が無く、また、貨物の持ち帰りも無い場合（資料５の  ）には、部局において内容を確認の上、その結果を本部に届け出る。

３）判定手続

上記１）による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、次のいずれかに該当する場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行った上、その結果を本部に届け出るか、本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

・懸念先以外から受け入れた者で、終了後の進路先が懸念先である場合（資料５の  ）

・懸念先以外から受け入れた者で、終了後の進路先が懸念先でないものの提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合（資料５の  ）、若しくは貨物の持ち帰りがある場合（資料５の  ）

・懸念先として受け入れた者で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又変更がある場合（資料５の  ）、若しくは貨物の持ち帰りがある場合（資料５の  ）

②終了前確認のフロー

資料５（終了前確認チェックフロー図）のとおり。

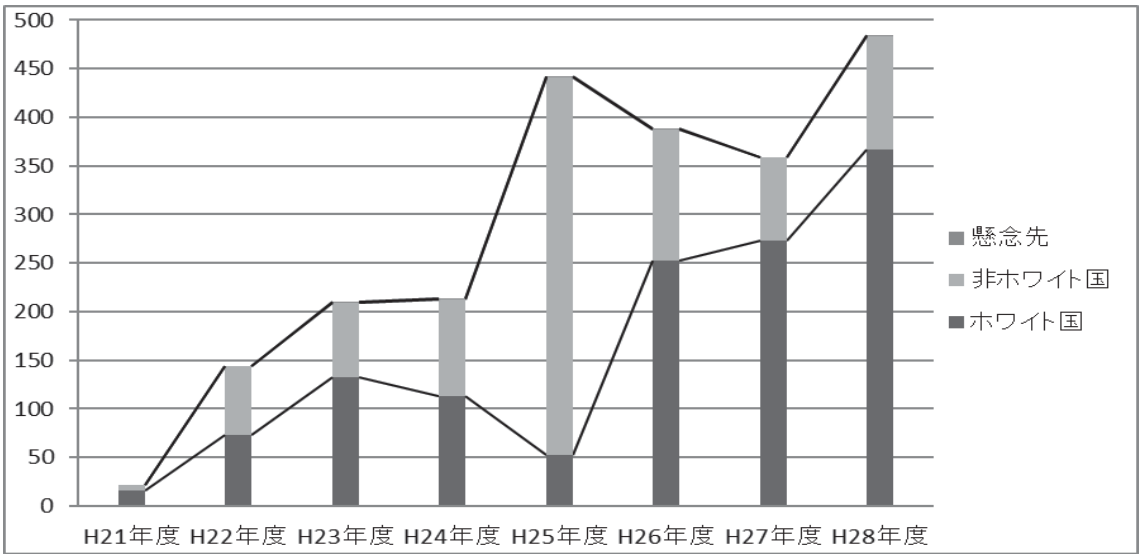
Ⅱ．取扱実績

１．判定手続の取扱実績

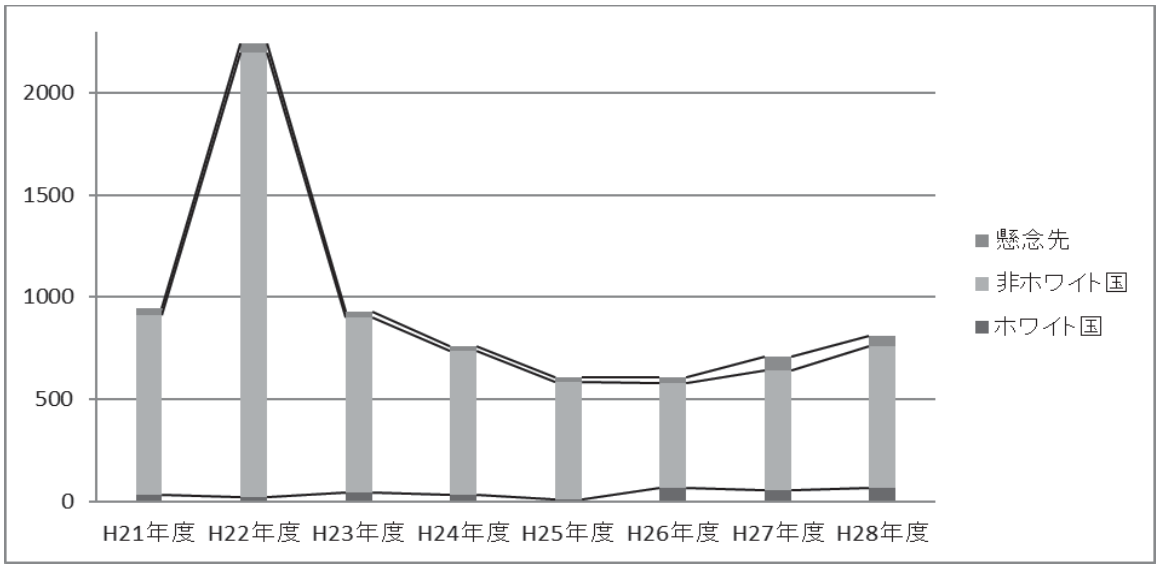
○判定手続き件数推移

種別	提供先所在国	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
貨物	ホワイト国	16	73	132	113	53	252	273	367
	非ホワイト国	6	71	77	100	388	135	86	116
	懸念先	0	0	1	1	1	2	0	1
	計	22	144	210	214	442	389	359	484
役務	ホワイト国	31	20	41	31	7	68	55	66
	非ホワイト国	881	2175	858	708	579	511	588	693
	懸念先	35	49	30	20	19	28	64	51
	計	947	2244	929	759	605	607	707	810
合計		969	2388	1139	973	1047	996	1066	1294

・貨物



・役務



平成２８年度の判定手続の取扱実績は、以下のとおり。

●ホワイト国・非ホワイト国（懸念先以外）を相手先とする取引

	件数
事前確認限りで取引を承認した案件	758
貨物の輸出（非該当証明書）	25
技術の提供・受入れ（例外規定）	733

該非判定・取引審査により取引を承認した案件	297
貨物の輸出	280
（内訳） 輸出許可申請必要	1
（内訳） ホワイト包括許可適用	1
（内訳） 輸出許可申請不要	278
技術の提供・受入れ	17
（内訳） 役務取引許可申請必要	1
（内訳） ホワイト包括許可適用	0
（内訳） 役務取引許可申請不要	16

同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	178
（内訳） 輸出許可申請必要	1
（内訳） ホワイト包括許可適用	0
（内訳） 輸出許可取得不要	177

●懸念先を相手先とする取引

	件数
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	28
貨物の輸出	0
技術の提供・受入れ（研究テーマの変更を含む）	28
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関	20
（内訳）軍事・国防関連機関	2
（内訳）懸念国	4
（内訳）国連武器禁輸国・地域	2
全学管理責任者裁定により承認した案件	6
貨物の輸出	1
技術の提供・受入れ	5
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関	3
（内訳）軍事・国防関連機関	0
（内訳）懸念国	2
（内訳）国連武器禁輸国・地域	0
事前確認により取引を承認した案件	18
貨物の輸出（非該当証明書）	0
懸念先からの訪問者等の受入れ（誓約書提出）	18
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関	7
（内訳）軍事・国防関連機関	8
（内訳）懸念国	3
（内訳）国連武器禁輸国・地域	0
合計	52

●スーパーコンピュータ利用申請

	合計
居住性等を確認した案件	62
（内訳） 役務取引許可申請必要	4
（内訳） ホワイト包括許可適用	1
（内訳） 役務取引許可取得不要	57

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	28	63	103	85	56	74	52	42	59	94	38	64	758
貨物の輸出(非該当証明書)	1	1	0	2	3	1	3	3	2	2	4	3	25
技術の提供・受入れ(例外規定)	27	62	103	83	53	73	49	39	57	92	34	61	733

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	23	27	29	21	23	34	27	21	16	25	27	24	297
貨物の輸出	21	26	26	20	23	31	26	21	15	25	24	22	280
(内訳) 輸出許可申請必要			1										1
内訳) ホワイト包括許可適用												1	1
内訳) 輸出許可申請不要	21	26	25	20	23	31	26	21	15	25	24	21	278
技術の提供・受入れ	2	1	3	1	0	3	1	0	1	0	3	2	17
(内訳) 役務取引許可申請必要			1										1
内訳) ホワイト包括許可適用													0
内訳) 役務取引許可申請不要	2	1	2	1	0	3	1	0	1	0	3	2	16

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	19	13	13	13	9	11	17	14	17	11	19	22	178
(内訳) 輸出許可申請必要									1				1
内訳) ホワイト包括許可適用													0
内訳) 輸出許可取得不要	19	13	13	13	9	11	17	14	16	11	19	22	177

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
委員会開催	1回	2回	3回	4回	－	5回	6回	7回	8回	9回	10回	－	合計
合計	4	1	10	4	7	7	4	4	4	3	3	1	52
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	1	1	3	3	0	6	3	2	4	3	2	0	28
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ（研究テーマの変更を含む）	1	1	3	3	0	6	3	2	4	3	2	0	28
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関	1	1	3	3		4	2	1	2	2	1		20
（内訳）軍事・国防関連機関									1		1		2
（内訳）懸念国						1	1	1	1				4
（内訳）国連武器禁輸国・地域						1				1			2
全学管理責任者裁定により承認した案件	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	1	6
貨物の輸出				1									1
技術の提供・受入れ	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	5
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関								2				1	3
（内訳）軍事・国防関連機関													0
（内訳）懸念国						1					1		2
（内訳）国連武器禁輸国・地域													0
事前確認により取引を承認した案件	3	0	7	0	7	0	1	0	0	0	0	0	18
貨物の輸出（非該当証明書）													0
懸念先からの訪問者等の受入れ（誓約書提出）	3	0	7	0	7	0	1	0	0	0	0	0	18
（内訳）外国ユーザーリスト掲載機関	1		6										7
（内訳）軍事・国防関連機関	1				7								8
（内訳）懸念国	1		1				1						3
（内訳）国連武器禁輸国・地域													0

●スーパーコンピュータ利用申請

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居住性等を確認した案件	10	8	6	12	2	4	4	2	1	5	1	7	62
（内訳）　役務取引許可申請必要		1					2			1			4
（内訳）　ホワイト包括許可適用												1	1
（内訳）　役務取引許可取得不要	10	7	6	12	2	4	2	2	1	4	1	6	57

２．終了前確認の取扱実績

平成２８年度の終了前確認の取扱実績は、以下のとおり。

●懸念先以外として受入れ

	合計
進路先が懸念先	0
提供技術の追加・変更有	0
帰国時の貨物持ち帰り	3
届出があったが上記いずれにも該当しない届出	9

●懸念先として受入れ

	合計
提供技術の追加・変更有	3
帰国時の貨物持ち帰り	0
受入期間の終了・延長等 （提供技術の追加・変更無）	32

終了前確認の取扱実績

●懸念先以外として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
届出があったが上記いずれにも該当しない届出	0	0	0	0	0	4	2	0	1	0	1	1	9

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等（提供技術の追加・変更無）	1	1	0	0	0	8	0	1	0	0	1	20	32

第３章　調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

Ⅰ．実施状況

１．実施時期

平成２８年３月～５月

２．調査対象部局

すべての輸出管理対象部局

３．調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、過去の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外

４．調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

５．調査項目

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

６．調査結果

〇総数：９６６件（研究室等の数）

〇外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（７８件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が６件あった。

〇外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（６６件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が９件あった。

第４章　教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

１．教員全学講習会【委員会開催分】

①教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：　吉見委員長（工学部地区、北青葉山地区）

倉田副委員長（星陵・雨宮地区）

鴨志田副委員長（片平地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

開催日	会　場	対象予定部局	
4月5日(火)	工学研究科 中央棟2階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】
5月13日(金)	エクステンション教育研究棟 部局長会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	

5 月 13 日(金)	理学研究科 合同 C 棟多目的室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】
5 月 13 日(金)	医学系研究科 臨床中講堂	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】	

②教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

講師：吉見委員長（工学部地区、北青葉山地区）

倉田副委員長（星陵・雨宮地区）

鴨志田副委員長（片平地区）

講演内容等：外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明した。

日時等	会　場	対象予定部局	
10 月 7 日(金)	工学研究科 中央棟 2 階大会議室 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】
11 月 16 日(水)	エクステンション教育研究棟 １階部局長会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター【片平地区】	

11 月 15 日(火)	薬学研究科 講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学フロンティア研究所、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東北アジア研究センター、高等教養教育・学生支援機構、教育情報基盤センター、【川内地区】
11 月 15 日(火)	医学系研究科 星陵会館大会議室	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】	

２．実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（上半期）

演題：『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』

・外為法の規制概要：丸本室長（輸出管理マネージャー）

・本学の輸出管理制度：菊地室員

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』

・輸出管理担当者の業務：櫻井室員

講演内容等：平成２７年度と同様、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を３部構成により開催した。

日　時　等		会　場
5 月 31 日（火）	実務担当者講習会 輸出管理担当者研修会	エクステンション教育研究棟 １階部局長会議室

②実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（下半期）

演題：『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』

・外為法の規制概要：丸本室長（輸出管理マネージャー）

・本学の輸出管理制度：菊地室員

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』

・輸出管理担当者の業務：佐野室員

講演内容等：実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を当期から説明する内容により区分をして３部構成にて実施した。

日　時　等		会　場
12 月 2 日（金）	実務担当者講習会 輸出管理担当者研修会	エクステンション教育研究棟 １階部局長会議室

３．安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①演題：『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

講師：吉見委員長

日時：６月２９日（水）

会場：エクステンション教育研究棟１階　部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

講演内容等：部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマとして、大学における安全保障輸出管理の背景と必要性、大学における安全保障輸出管理、事例紹介（貨物の輸出、懸念先からの受入れ）について説明した。

第５章　監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

Ⅰ．実施体制

１．一次監査（書面監査）

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（４７部局）

②監査実施期間

平成２８年８月８日（月）～平成２８年９月２日（金）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査項目

・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

※詳細は、**別添１「アンケート調査結果（集計）」**に記載の設問のとおり。

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室
部局：輸出管理担当者　※設問内容により、輸出管理アドバイザー又は所定の担当係

２．二次監査（実地監査）

①監査対象部局

１４部局

②監査実施期間

平成２８年９月１４日（水）～平成２８年１０月２０日（木）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

④監査項目

【事務職員ヒアリング】

一次監査に同じ

【教員ヒアリング】

・委員会審査案件の管理状況

・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

⑤監査対応

【事務職員ヒアリング】

本部：コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員２名

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等又は実務担当者）

【教員ヒアリング】

本部：委員長、副委員長、コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員２名

部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の輸出管理アドバイザー

Ⅱ．監査結果（概要）

１．評価区分

(1)　優れた取組み　・・・　６件（２テーマ）

〇判定手続の遺漏防止に関するもの
留学生等の受入れについては、輸出管理手続きの状況を入学願書等により担当係が確認しているほか、教授会等の資料に輸出管理の状況を掲載する等、複数の担当者において確認ができる体制が整っている。【1 部局】
郵便物発送受付箱に判定手続きの履行について表示を行い、注意喚起を行っている。【1 部局】
貨物の輸出に係る判定結果について、取引承認の伝達漏れがないよう、輸出管理担当者名で通知を行うとともに、送付の記録を残し、手続き漏れの防止に努めている。【1 部局】
留学生、外国人研究者の受入れ及び郵便物、宅配便（貨物の輸出）の発送について、すべて事務室を通じて手続きを行うよう周知が徹底されており、手続き漏れの防止に努めている。【1 部局】
〇部局内における普及啓発に関するもの
新任教員等向けに年 2 回行う合同研修において、輸出管理講習会を併催して実施し、普及啓発に努めている。【1 部局】
輸出管理に関する各種通知等については、メールによる周知のほか、週に一度開催されるセンター教職員等ミーティング及び随時開催の部門代表者連絡会議において、安全保障輸出管理委員や輸出管理担当者が報告を行う等、周知徹底を図っている。【1 部局】

⑵ 改善要請事項　・・・　該当なし

⑶ 不適切事項　　・・・　１件（１テーマ）

○判定手続等の履行に関するもの
外国人研究者の輸出管理手続きを実施していないものがあった。【１部局】
留学生及び外国人研究者の受入れについては、所定の担当係及び輸出管理担当者において、輸出管理手続き実施の有無について確認を行ったうえで、採用又は受入れ手続きを実施するよう徹底すること。

⑷ 対応要望事項　・・・　６件（４テーマ）

○判定手続きの遺漏に関するもの	
現　　状	外国人研究者等の採用時に、過去の輸出管理手続きの有無のみデータにて確認を行い、採用手続きを実施していた。【１部局】
指摘事項	過去に輸出管理手続きが実施されていても、研究期間が終了している場合は、その後の経歴確認の漏れ等を防止するため、データだけではなく、所定の担当係と輸出管理担当者間で確認を行うことが望ましい。また、外国人研究者等の雇用期間延長、雇用経費の変更等においても、研究期間の管理や提供技術の変更を伴うこともあるため、所定の担当係と輸出管理担当者間で、情報の共有を図ることが望ましい。
○判定手続等の履行に関するもの	
現　　状	教員への判定結果について、メールにて伝達しているが、送付の記録を残していなかった。【１部局】
指摘事項	教員に対する伝達の遺漏を防ぐためにも、判定結果については、送付したことが確認できるように管理することが望ましい。
現　　状	教員への判定結果の伝達について、口頭のみで行っていた。【１部局】
指摘事項	伝達の遺漏を防ぐためにも、判定結果についてはメールまたは文書にて伝達を行い、伝達したことが確認できるように管理することが望ましい。
○誓約書の取得に関するもの	
現　　状	留学生から誓約書の取得は行っているが、一部入学進学等の受入れ手続きと連動した整理がなされていないものがあった。【１部局】

指摘事項	誓約書は、留学生・外国人研究者等が、その意に反し誤って外為法への違反により処分されることなく研究活動に専念できるよう提出いただくものであるため、受入れ手続きの書類として整理する等、漏れなく取得することが望ましい。
○終了前確認に関するもの	
現　　状	外国人研究者等について、受入れ期間延長の確認が一部なされていなかった。【２部局】
指摘事項	受入れ期間の延長等については、教員からの申し出によるほか、終了前確認を実施することにより手続き漏れを防ぐことが可能であり、輸出管理担当者又は所定の担当係において留学生・外国人研究者等の受入期間の終了予定日の遅くとも１月前までに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。

⑸ 指摘なし　　・・・　【１部局】

第６章　学外との連携活動等

１．安全保障輸出管理に関する１１大学連絡会

「連絡会に関する了解事項」（平成２２年１２月２７日確認）に基づき、構成員名簿の更新及び周知を行った。

２．学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理説明会
開催日：平成２８年１１月１日（火）
会場：東北経済産業局（仙台）
本学参加者：安全保障輸出管理室２名
内容：安全保障輸出管理、法令順守のポイント

・名称：平成２８年度　大学等向け安全保障貿易管理説明会
開催日：平成２８年１１月２９日（火）
会場：中部経済産業局（名古屋）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

・名称：平成２８年度　大学等向け安全保障貿易管理説明会
開催日：平成２８年１２月６日（火）
会場：文部科学省（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室２名
内容：安全保障管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②ＣＩＳＴＥＣ等主催関係

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理研修会実務演習コース
＜該非判定＞
開催日：平成２８年７月２１日（木）
会場：ベルサール秋葉原（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：該非等に関する政省令の解説、該非判定の手順等

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理研修会　秋季：輸出管理基礎コース
開催日：平成２８年１０月２５日（火）
会場：東京ビックサイト（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎及び取引審査の基礎

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理研修会　実務演習コース
＜輸出管理の基礎／該非判定／取引審査／監査／ＥＡＲ＞
開催日：平成２８年１１月２５日（金）
会場：松本商工会議所（松本）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：輸出管理及び該非判定の基礎、該非判定の演習と解説、キャッチオール規制等

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理説明会
＜政省令改正の説明（輸出令別表第一関連等）＞
開催日：平成２８年１１月２５日（金）
会場：メルパルク東京（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：輸出管理関連政省令、告示及び通達等に係る改正の趣旨・概要

・名称：平成２８年度　安全保障貿易管理研修会　分野別研修会
＜化学製材・別表第２化学品関連＞
開催日：平成２９年２月２４日（金）
会場：日本消防会館（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：輸出令　化学品の概要、化学製剤及び原料物質について

③その他
１）輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会（EFA）主催
名称：輸出管理 DAY　for　ACADEMIA　２０１７
開催日：２月２７日（月）
会場：芝浦工業大学　豊洲キャンパス（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室１名
内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題、規制機関からみた輸出管理を取りまく現在の状況等

３．学外に向けた対応

○講演等

①文部科学省、経済産業省主催説明会における講演

・名称：平成２８年度　大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日：平成２８年１１月２９日（火）

会場：中部経済産業局（名古屋）

講演者：佐々木孝彦　前委員長

内容：東北大学における安全保障輸出管理

②その他講演

名称：輸出管理 DAY　for　ACADEMIA ２０１７

開催日：２月２７日（月）

会場：芝浦工業大学　豊洲キャンパス（東京）

講演者：佐々木孝彦　前委員長

内容：パネルディスカッション

「大学における輸出管理に係るリスクマネジメントの現状と課題」

～留学生／外国人研究者の出口管理～

資　料

○国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成２２年１月２７日
規第１号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　管理体制（第５条―第１２条）
第３章　安全保障輸出管理委員会（第１３条―第１９条）
第４章　手続（第２０条―第２２条）
第５章　管理（第２３条―第２６条）
第６章　危機管理（第２７条）
第７章　教育（第２８条・第２９条）
第８章　監査（第３０条）
第９章　懲戒（第３１条）
第１０章　雑則（第３２条・第３３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第１中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。

二　技術の提供　外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第６条第１項第６号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（外為法第６条第１項第５号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。

三　貨物の輸出　外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

四　取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五　部局　各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等及び国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第29条までに規定するセンター等をいう。

六　リスト規制技術　外為令別表の１の項から１５の項までに定める技術をいう。

七　リスト規制貨物　輸出令別表第１の１の項から１５の項までに定める貨物をいう。

八　該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九　取引審査　該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十　大量破壊兵器等　核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一　通常兵器　輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二　開発等　開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第４条　本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一　国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二　取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三　輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第２章　管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第５条　本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

２　最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第６条　本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２　統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（安全保障輸出全学管理責任者）

第７条　本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安

全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

２　全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

（安全保障輸出管理マネージャー）

第８条　本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

２　輸出管理マネージャーは、次条第２項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

（安全保障輸出管理室）

第９条　本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

２　管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

（安全保障輸出部局管理責任者等）

第１０条　部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

２　部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

３　部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

（安全保障輸出管理アドバイザー）

第１１条　部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

２　前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

３　輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあっては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

（安全保障輸出管理担当者）

第１２条　部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

２　輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあっては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあっては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第３章　安全保障輸出管理委員会

（安全保障輸出管理委員会の設置）

第１３条　本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第１４条　委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

一　該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項

二　輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

三　輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項

四　統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項

五　その他輸出管理に関する重要事項

（組織）

第１５条　委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

一　部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー

二　総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及び国際交流課長

三　輸出管理マネージャー

四　その他委員会が必要と認めた者　若干人

（委員長）

第１６条　委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

（委嘱）

第１７条　第１５条第４号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

（任期）

第１８条　第１５条第４号に掲げる委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（構成員以外の者の出席）

第１９条　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第４章　手続

（事前確認）

第２０条　教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第１７条第５項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

（該非判定・取引審査）

第２１条　教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定める

ところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

一　該非の確認　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。

二　輸出令の例外規定の確認　前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第４条第１項の規定に該当するか否かを確認すること。

三　相手先の確認　取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。

四　用途の確認　取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

２　教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

（役務取引許可又は輸出許可に係る申請）

第２２条　教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

２　教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

３　教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第５章　管理

（調査）

第２３条　統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

（技術の提供管理）

第２４条　教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

３　教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の輸出管理）

第２５条　教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可

が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3　教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4　教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5　全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

（文書等の保存等）

第２６条　教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2　教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも７年間保管しなければならない。

第６章　危機管理

（通報及び報告）

第２７条　教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を経由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2　全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3　統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。

4　前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を経由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第７章　教育

（教員等への教育）

第２８条　外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

2　部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

（学生等への教育）

第２９条　教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第８章　監査

（監査）

第３０条　本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

２　委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第９章　懲戒

（懲戒）

第３１条　故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成１６年規第４６号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第１０章　雑則

（事務）

第３２条　輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成１６年規第１５１号）の定めるところによる。

（雑則）

第３３条　この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２２年３月１日から施行し、第２６条第２項の規定は、平成２１年１１月１日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。

２　この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第１８条第１項本文の規定にかかわらず、平成２３年３月３１日までとする。

附　則（平成２２年４月１３日規第５５号改正）

この規程は、平成２２年４月１３日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年７月１３日規第７３号改正）

この規程は、平成２２年７月１３日から施行し、改正後の第１５条第２号の規定は、平成２２年７月１日から適用する。

附　則（平成２２年１１月９日規第９４号改正）

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月９日規第４号改正）

１　この規程は、平成２３年２月９日から施行する。

２　この規程施行の際現に改正前の第２０条又は第２１条の規定により事前確認又は該非判定及び

取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第２０条又は第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１０月１１日規第９４号改正）

この規程は、平成２３年１０月１１日から施行し、改正後の第１５条第２号の規定は、平成２３年１０月１日から適用する。

附　則（平成２４年３月１３日規第２０号改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年５月８日規第６４号改正）

この規程は、平成２４年５月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は平成２４年２月１日から、改正後の第１５条第２号の規定は平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年４月２３日規第７９号改正）

この規程は、平成２５年４月２３日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年４月２２日規第９８号改正）

この規程は、平成２６年４月２２日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年７月８日規第１２９号改正）

この規程は、平成２６年７月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２６年７月１日から適用する。

附　則（平成２６年１２月２２日規第１５８号改正）

この規程は、平成２６年１２月２２日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則（平成２７年４月２８日規第７０号改正）

この規程は、平成２７年４月２８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

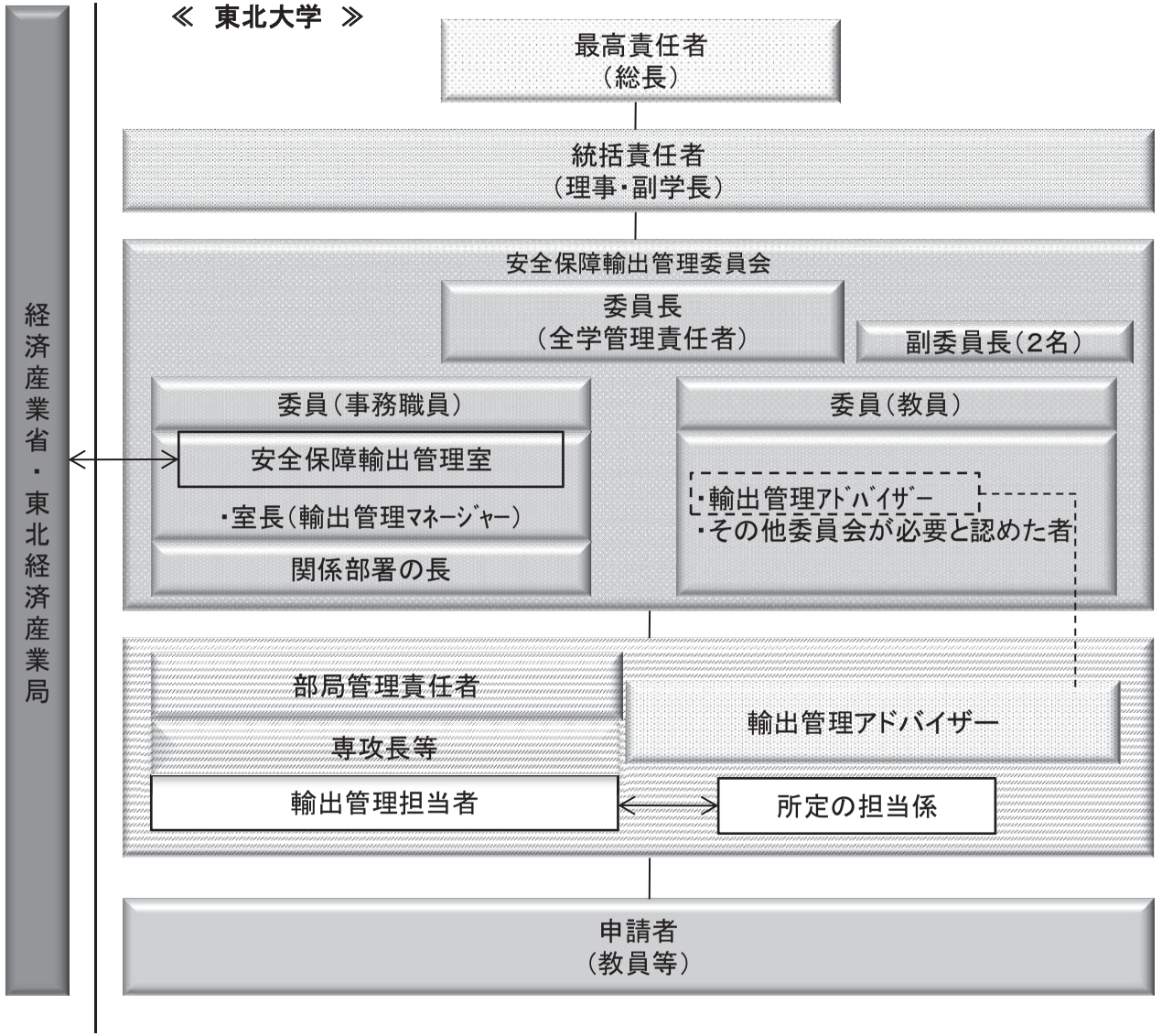
附　則（平成２８年４月２６日規第６０号改正）

この規程は、平成２８年４月２６日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年４月２５日規第９８号改正）

この規程は、平成２９年４月２５日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図



①基本方針・基本施策の決定
②規程の改廃
③危機発生時の対応策の最終決定
④輸出管理上の重要事項に関する決定

①輸出管理業務の統括
②規程に基づく細則等の制定及び改廃
③該非判定・取引審査の最終確認
④監査及び教育に係る基本方針の策定
⑤危機発生時の対応案の策定

【委員長・全学輸出管理責任者】
①輸出管理業務の実務上の統括
②該非判定・取引審査の本部判定
③危機発生時の総括及び情報管理
④監査及び教育の実施（総括）
【安全保障輸出管理室・室長（輸出管理ﾏﾈｰｼﾞｬｰ）】
①全学管理責任者の補佐
②教員等からの相談への対応
③経済産業省への問い合わせ窓口
④規程、細則等の立案
⑤監査及び教育の実施（企画・実務）
⑥危機発生時の初期対応・連絡調整
⑦法令情報及び学内外の情報の収集・整理
【安全保障輸出管理委員会委員】
①該非判定・取引審査の本部判定への助言
②その他輸出管理に係る専門的助言

①部局における輸出管理業務の統括
②該非判定・取引審査の部局判定
③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報
④危機発生時の報告

①外為法上の専門的な助言

資料2

参考資料１

本部責任者等名簿(平成２８年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見　進	総長
統括責任者	兵頭　英治	副学長（法務コンプライアンス担当）
委員長兼 全学管理責任者	吉見　享祐	大学院工学研究科　教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	倉田　祥一朗	大学院薬学研究科　教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	鴨志田　和良	原子分子材料科学高等研究機構　安全衛生管理室長
委員兼 総務企画部長	齋藤　仁	総務企画部長
委員兼 総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	丸本　俊彦	総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障輸出管理室長

（平成２９年３月３１日現在）

参考資料２

安全保障輸出管理委員会委員　名簿（平成２８年度）

No.	区分	氏　名	所属・役職
1	委員長	吉　見　享　祐	工学研究科　教授
2	副委員長	倉　田　祥一朗	薬学研究科　教授
3	副委員長	鴨志田　　和　良	原子分子材料科学高等研究機構　安全衛生管理室長
4	委員	飛　田　博　実	理学研究科　教授
5	委員	日　野　亮　太	理学研究科　教授
6	委員	堀　井　　明	医学系研究科　教授
7	委員	赤　池　孝　章	医学系研究科　教授
8	委員	齋　藤　正　寛	歯学研究科　教授
9	委員	成　島　尚　之	工学研究科　教授
10	委員	安　藤　康　夫	工学研究科　教授
11	委員	吉　田　和　哉	工学研究科　教授
12	委員	五　味　勝　也	農学研究科　教授
13	委員	鏡　　慎　吾	情報科学研究科　准教授
14	委員	佐　藤　修　正	生命科学研究科　准教授
15	委員	松　原　秀　彰	環境科学研究科　教授
16	委員	芳　賀　洋　一	医工学研究科　教授
17	委員	吉　川　　彰	金属材料研究所　教授
18	委員	千　葉　奈津子	加齢医学研究所　教授
19	委員	佐　藤　岳　彦	流体科学研究所　教授
20	委員	石　山　和　志	電気通信研究所　教授
21	委員	髙　桑　雄　二	多元物質科学研究所　教授
22	委員	奥　村　　誠	災害科学国際研究所　教授
23	委員	後　藤　章　夫	東北アジア研究センター　助教
24	委員	白　井　淳　平	ニュートリノ科学研究センター　教授
25	委員	粕　壁　善　隆	高度教養教育・学生支援機構　教授

26	委員	津 田 健 治	学際科学フロンティア研究所　教授
27	委員	渡 部 浩 司	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター　教授
28	委員	竹之内　修	未来科学技術共同研究センター　教授
29	委員	水 木 敬 明	サイバーサイエンスセンター　准教授
30	委員	坪 井 明 人	東北メディカル・メガバンク機構　教授
31	委員	布 施 昇 男	東北メディカル・メガバンク機構　教授
32	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター　准教授
33	委員	羽 生 貴 弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター　教授
34	委員	齋 藤　仁	総務企画部長
35	委員	山 田 純 司	人事企画部人事給与課長
36	委員	我 妻 建 史	教育・学生支援部留学生課長
37	委員	近 藤　隆	財務部資産管理課長
38	委員	我 妻　靖	国際交流課長
39	委員	丸 本 俊 彦	総務企画部コンプライアンス推進課長 兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

（平成２９年３月３１日現在）

参考資料３

安全保障輸出管理委員会アドバイザー　名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪　秀利	大学院工学研究科　教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東　義則	大学院薬学研究科　教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科　教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所　教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日

（平成２９年３月３１日現在）

参考資料４

安全保障輸出管理アドバイザー　名簿（平成 28 年度）
（委員を兼ねない者に限る）

No.	氏　名	所属・役職
1	美齊津文典	大学院理学研究科　教授
2	小川　卓克	大学院理学研究科　教授
3	鈴木　　貴	大学院医学系研究科　教授
4	高瀬　　圭	大学院医学系研究科　教授
5	西澤　松彦	大学院工学研究科　教授
6	持田　　灯	大学院工学研究科　教授
7	須川　成利	大学院工学研究科　教授
8	松本　祐司	大学院工学研究科　教授
9	佐々木孝彦	金属材料研究所　教授
10	山根　久典	多元物質科学研究所　教授
11	佐藤　源之	東北アジア研究センター　教授

（平成２９年３月３１日現在）

参考資料５

安全保障輸出管理担当者　名簿

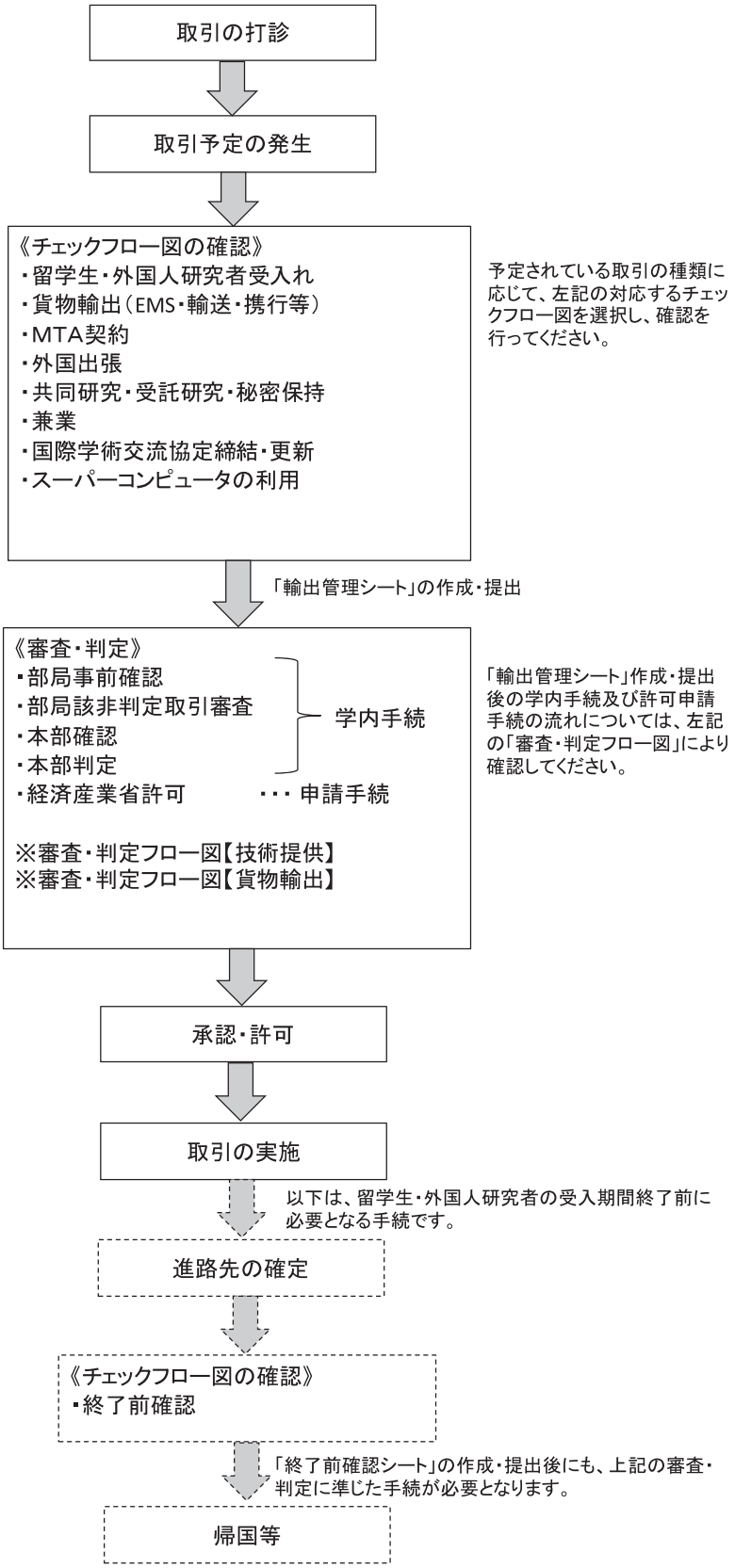
所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務係長	教育学研究科 教育情報学教育部 教育情報学研究部
法学部・法学研究科総務係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター
医学部・医学系研究科　総務課長 （医学部・医学系研究科総務係）	医学系研究科 動物実験センター
歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 （工学部・工学研究科総務課総務係）	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター
農学部・農学研究科事務長 （農学部・農学研究科総務係）	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科
生命科学研究科総務係長	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
加齢医学研究所研究推進係長	加齢医学研究所 遺伝子実験センター

所属・役職（補助者）	担当部局名
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター 電気通信研究機構
多元物質科学研究所研究協力係長	多元物質科学研究所
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院臨床研究・研修支援室 研究協力係長	病院
国際文化研究科 （東北アジア研究センター担当）主任	東北アジア研究センター
学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 教育情報基盤センター オープンオンライン教育研究開発推進センター
学際科学フロンティア研究所 事務室	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室	埋蔵文化財調査室
原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理室	原子分子材料科学高等研究機構
東北メディカル・メガバンク機構 研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構
マイクロシステム融合研究開発センター 支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター
知の創出センター事務室	知の創出センター
環境安全推進課　環境・安全スタッフ	環境・安全推進センター

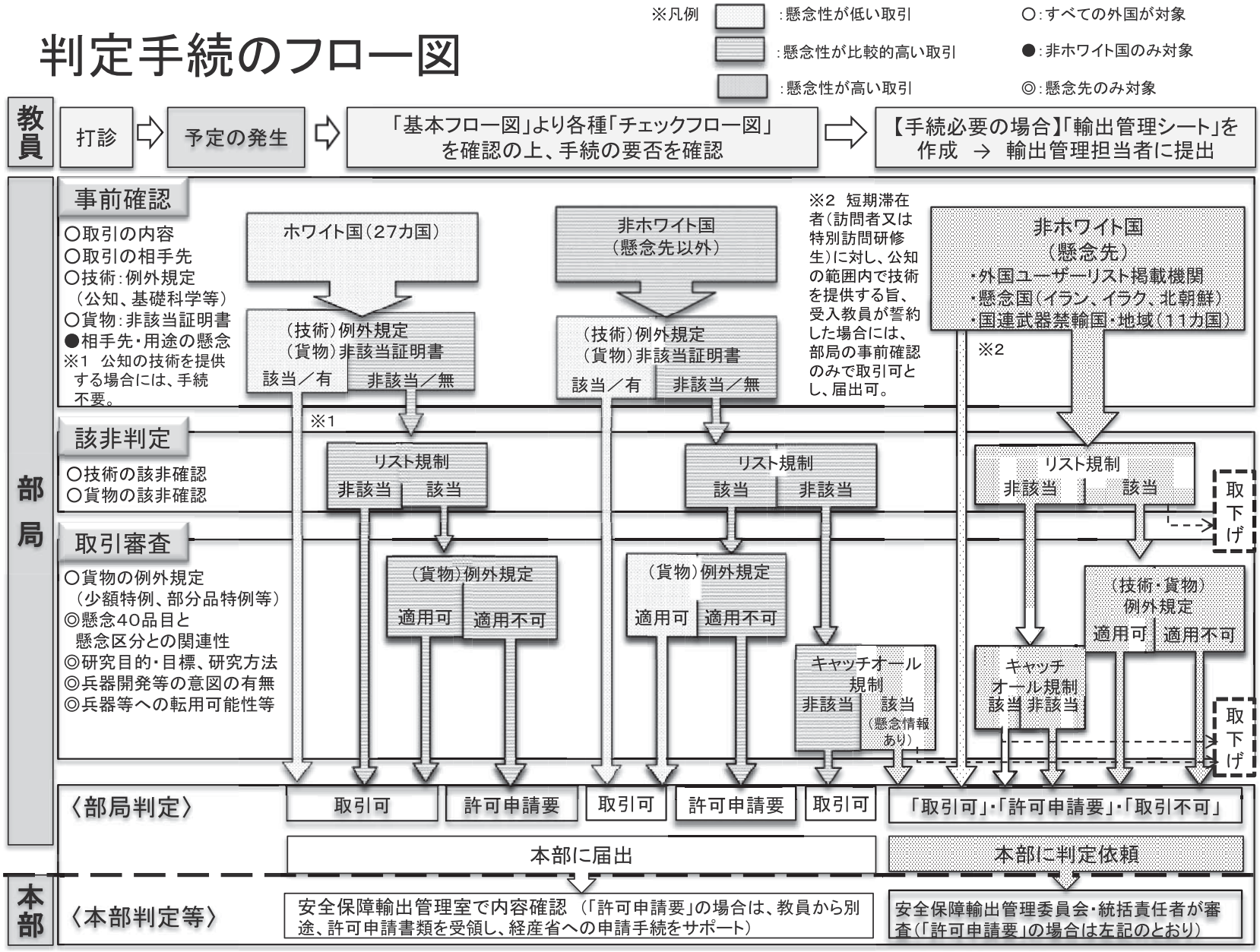
（平成２９年３月３１日現在）

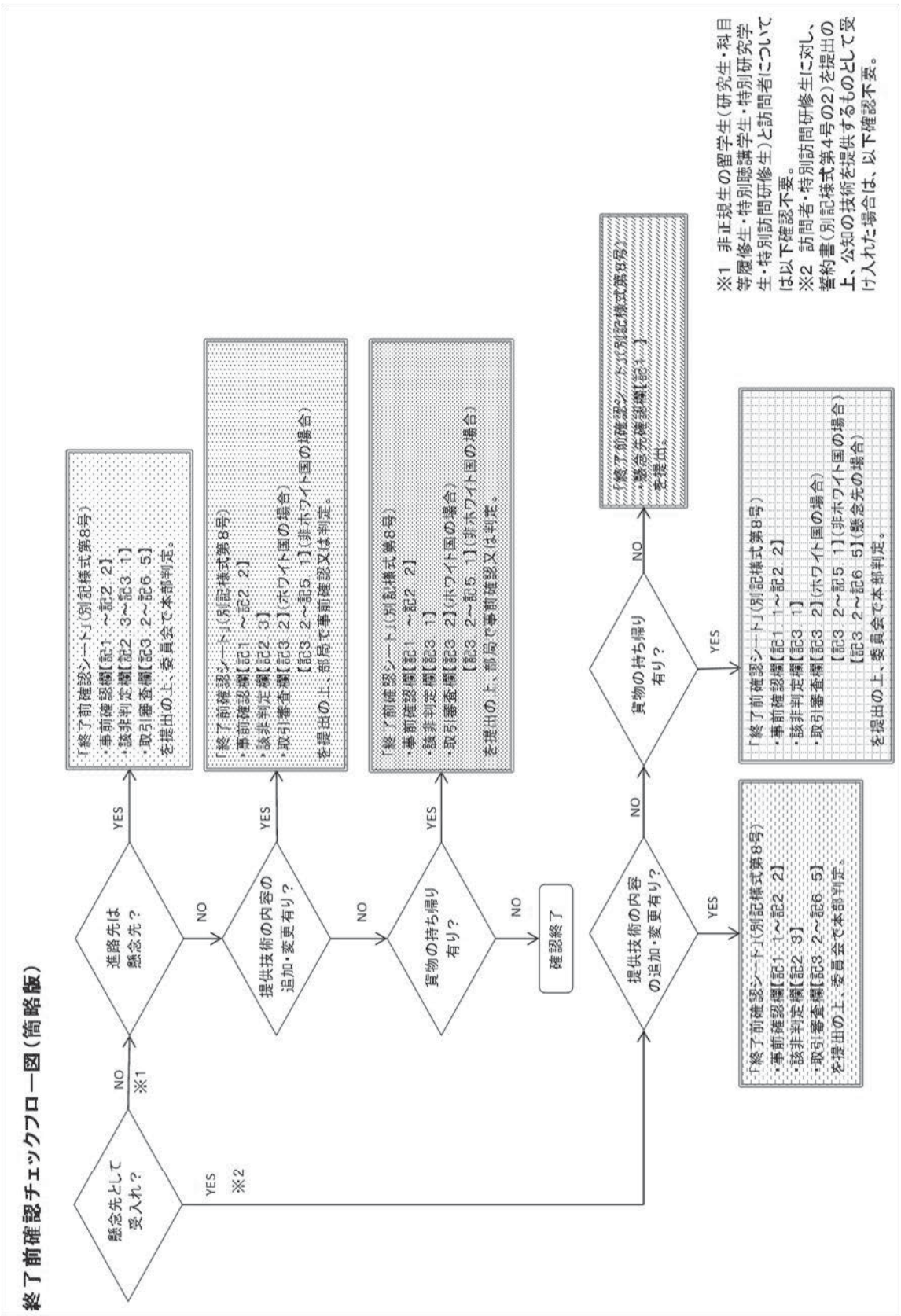
資料３

≪基本フロー図≫


取引の打診
取引予定の発生
《チェックフロー図の確認》
・留学生・外国人研究者受入れ
・貨物輸出（EMS・輸送・携行等）
・MTA契約
・外国出張
・共同研究・受託研究・秘密保持
・兼業
・国際学術交流協定締結・更新
・スーパーコンピュータの利用
予定されている取引の種類に応じて、左記の対応するチェックフロー図を選択し、確認を行ってください。
「輸出管理シート」の作成・提出
《審査・判定》
・部局事前確認
・部局該非判定取引審査
・本部確認
・本部判定
学内手続
・経済産業省許可 ・・・ 申請手続
※審査・判定フロー図【技術提供】
※審査・判定フロー図【貨物輸出】
「輸出管理シート」作成・提出後の学内手続及び許可申請手続の流れについては、左記の「審査・判定フロー図」により確認してください。
承認・許可
取引の実施
以下は、留学生・外国人研究者の受入期間終了前に必要となる手続です。
進路先の確定
《チェックフロー図の確認》
・終了前確認
「終了前確認シート」の作成・提出後にも、上記の審査・判定に準じた手続が必要となります。
帰国等

判定手続のフロー図


※凡例
：懸念性が低い取引
：懸念性が比較的高い取引
：懸念性が高い取引
○：すべての外国が対象
●：非ホワイト国のみ対象
◎：懸念先のみ対象
教員
打診
予定の発生
「基本フロー図」より各種「チェックフロー図」を確認の上、手続の要否を確認
【手続必要の場合】「輸出管理シート」を作成 → 輸出管理担当者に提出
部局
事前確認
○取引の内容
○取引の相手先
○技術：例外規定（公知、基礎科学等）
○貨物：非該当証明書
●相手先・用途の懸念
※1 公知の技術を提供する場合には、手続不要。
ホワイト国（27カ国）
非ホワイト国（懸念先以外）
非ホワイト国（懸念先）
・外国ユーザーリスト掲載機関
・懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）
・国連武器禁輸国・地域（11カ国）
※2
※2 短期滞在者（訪問者又は特別訪問研修生）に対し、公知の範囲内で技術を提供する旨、受入教員が誓約した場合には、部局の事前確認のみで取引可とし、届出可。
（技術）例外規定
（貨物）非該当証明書
該当／有
非該当／無
※1
該非判定
○技術の該非確認
○貨物の該非確認
リスト規制
非該当
該当
取引審査
○貨物の例外規定（少額特例、部分品特例等）
◎懸念40品目と懸念区分との関連性
◎研究目的・目標、研究方法
◎兵器開発等の意図の有無
◎兵器等への転用可能性等
（貨物）例外規定
適用可
適用不可
キャッチオール規制
（懸念情報あり）
（技術・貨物）例外規定
取下げ
〈部局判定〉
取引可
許可申請要
「取引可」・「許可申請要」・「取引不可」
本部に届出
本部に判定依頼
本部
〈本部判定等〉
安全保障輸出管理室で内容確認 （「許可申請要」の場合は、教員から別途、許可申請書類を受領し、経産省への申請手続をサポート）
安全保障輸出管理委員会・統括責任者が審査（「許可申請要」の場合は左記のとおり）


終了前確認チェックフロー図（簡略版）
懸念先として受入れ？
NO
※1
YES
※2
進路先は懸念先？
YES
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・事前確認欄【記1 ～記2 2】
・該非判定欄【記2 3～記3 1】
・取引審査欄【記3 2～記6 5】
を提出の上、委員会で本部判定。
NO
提供技術の内容の追加・変更有り？
YES
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・事前確認欄【記1 ～記2 2】
・該非判定欄【記2 3】
・取引審査欄【記3 2】（ホワイト国の場合）
【記3 2～記5 1】（非ホワイト国の場合）
を提出の上、部局で事前確認又は判定。
NO
貨物の持ち帰り有り？
YES
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・事前確認欄【記1 ～記2 2】
・該非判定欄【記3 1】
・取引審査欄【記3 2】（ホワイト国の場合）
【記3 2～記5 1】（非ホワイト国の場合）
を提出の上、部局で事前確認又は判定。
NO
確認終了
提供技術の内容の追加・変更有り？
NO
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・事前確認欄【記1 ～記2 2】
・該非判定欄【記2 3】
・取引審査欄【記3 2～記6 5】
を提出の上、委員会で本部判定。
YES
貨物の持ち帰り有り？
NO
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・懸念先確認欄【記1 1】
を提出。
YES
「終了前確認シート」（別記様式第8号）
・事前確認欄【記1 1～記2 2】
・該非判定欄【記3 1】
・取引審査欄【記3 2】（ホワイト国の場合）
【記3 2～記5 1】（非ホワイト国の場合）
【記3 2～記6 5】（懸念先の場合）
を提出の上、委員会で本部判定。
※1 非正規生の留学生（研究生・科目等履修生・特別聴講学生・特別研究学生・特別訪問研修生）と訪問者については下確認不要。
※2 訪問者・特別訪問研修生に対し、誓約書（別記様式第4号の2）を提出の上、公知の技術を提供するものとして受け入れた場合は、以下確認不要。

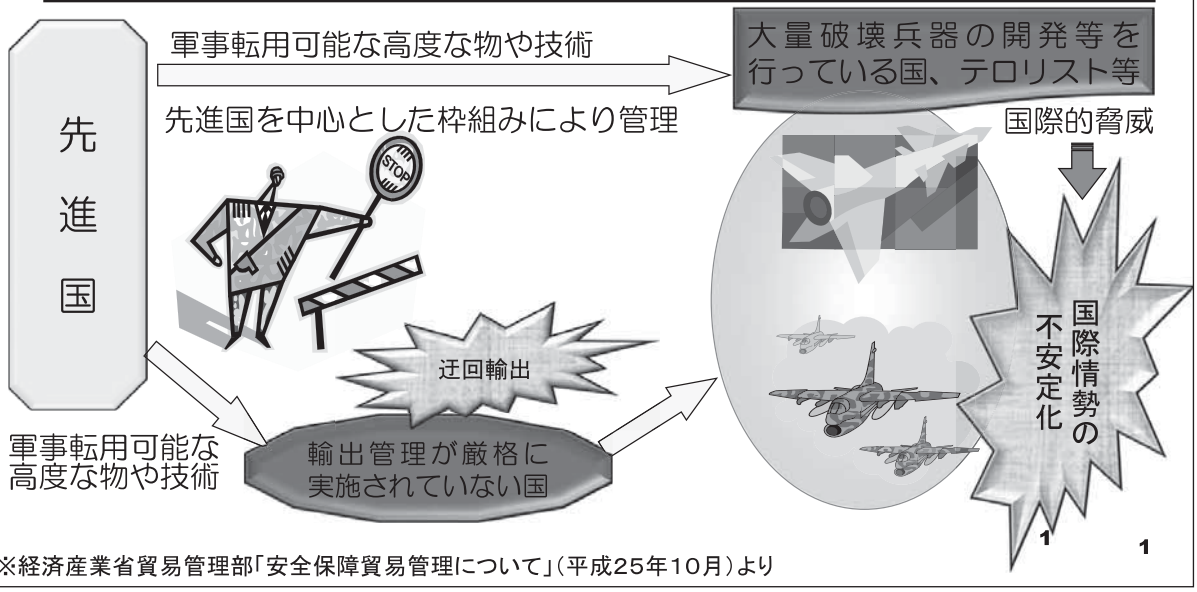
資料６

「東北大学新任教員研修会」平成 28 年度研修会資料（抜粋）

安全保障輸出管理

Security Export Control

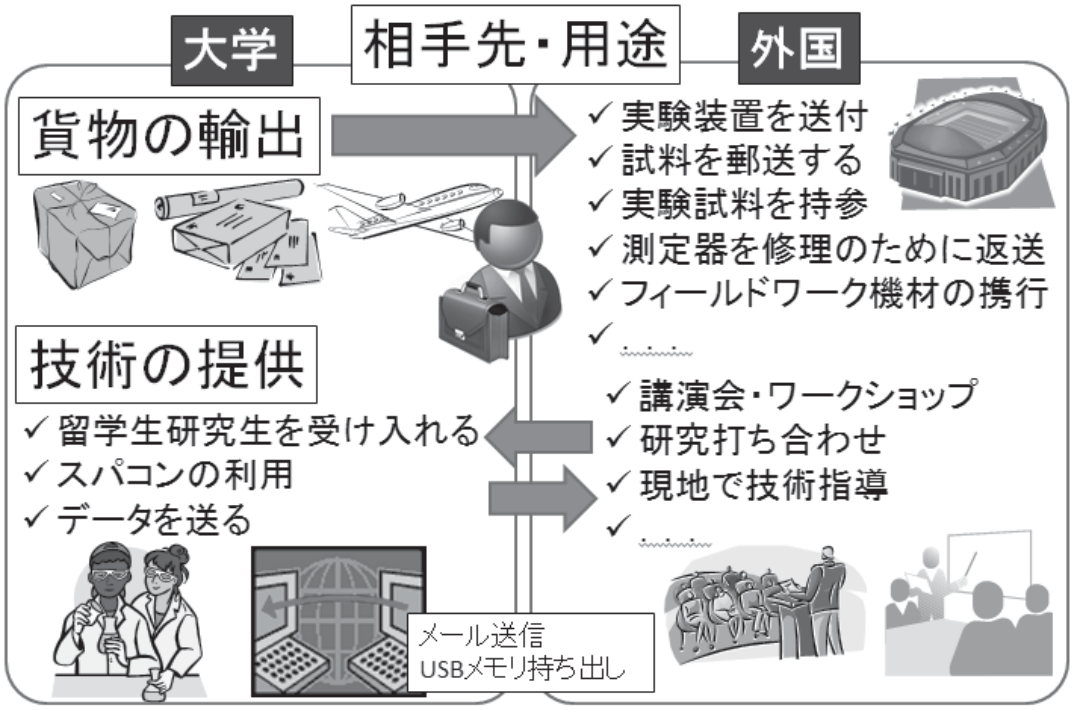
先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。 その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



※経済産業省貿易管理部「安全保障貿易管理について」（平成25年10月）より

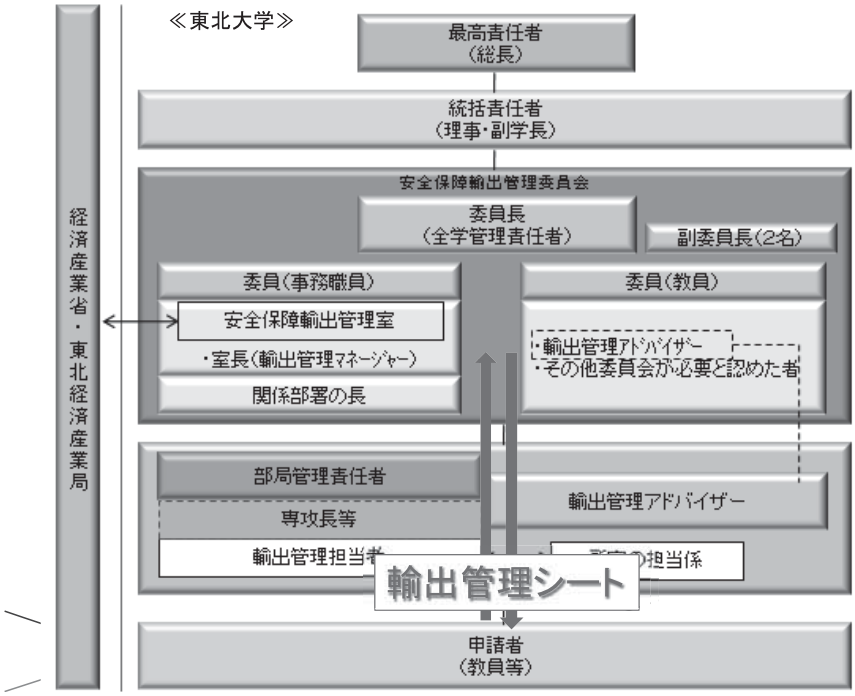
大学で安全保障輸出管理手続が必要な例

Security Export Control in University



東北大学の安全保障輸出管理体制

Organization of Security Export Control in Tohoku Univ.



3 東北大学

40

資料７

安全保障輸出管理に関する教員全学講習会

日　時　平成28年１１月１５日（火）10：30～１１：30
場　所　薬学研究科　B棟１階　第１小会議室（北青葉山地区）
講　師　安全保障輸出管理委員会委員長兼安全保障輸出全学管理責任者
　　工学研究科　教授　吉見　享祐

日　時　平成28年１１月１５日（火）17：00～１８：00
場　所　医学系研究科　星陵会館2階　大会議室（星陵地区）
講　師　安全保障輸出管理委員会副委員長
　　薬学研究科　教授　倉田　祥一朗

日　時　平成28年１１月１６日（水）１０：30～１１：30
場　所　エクステンション教育研究棟１階　部局長会議室（片平地区）
講　師　安全保障輸出管理委員会副委員長
　　原子分子材料科学高等研究機構　鴨志田　和良

1

１．はじめに

２．日本の安全保障輸出管理規制

３．東北大学の安全保障輸出管理体制

2

1.はじめに

3

大学の置かれた環境



4

研究の国際化は日常の風景

- **学生数**　約18,000
（学部生数 11,000，大学院生数7,000）
留学生数 約 1,900 (10.6 %)
- **教職員数**　約 6,400
（教員 3,200, 事務・技術職員 3,200）
外国人教員数 約 200 (~6 %)



- **学術交流**　**大学間協定 35ヶ国・地域 207機関**
部局間協定 52ヶ国・地域 411機関
- **研究大学強化促進事業**

リサーチアドミニストレーションセンターの充実，海外リサーチ・ステーションの設置等により，海外大学等からの訪問・滞在研究者，国際共同研究・国際共同プロジェクトの増加を目指す

- **スーパーグローバル大学創生支援（トップ型）**

人類が直面している課題・地球規模の問題に挑戦する分野等において海外有力大学との強い連携のもと共同教育を実施，海外大学との組織的・継続的な教育連携の構築のためダブルディグリープログラム等を積極的に推進

5

政府・関係機関等からの注意喚起

- 機微技術情報の収集、調達活動の手口としては、「大学を利用した情報収集」が上位１～２位を占めるとの米国防総省攻防保全局の発表
- 在日科学者組織には大学院生も多く、組織的に日本のハイテク技術情報収集の場となっているとの指摘（（財）安全保障貿易情報センター（CISTEC）の報告）
- 日本政府による北朝鮮への独自制裁により訪朝後の再入国を禁止された者の中には東大出身の博士号をもつ研究者や京大の原子力研究機関に在籍する研究者等が含まれており、在日科学者らを介して軍事転用可能な技術が北朝鮮に流出しているとの疑い（平成28年3月20日河北新報）

6

研究環境の変化


NEWS IN FOCUS

GENETICS Interest grows in tiny, cheap DNA sequencer p.15 | CLIMATE Economists offer alternatives to fossil-fuel divestment p.16 | COSMOLOGY Galactic signal helps LHC in hunt for dark matter p.17 | CAREERS The many forms of modern retirement from science p.18

Japan's biggest warship since the Second World War was delivered to the navy at the United Marine shipyard in Yokohama in March.

DUAL-USE TECHNOLOGY

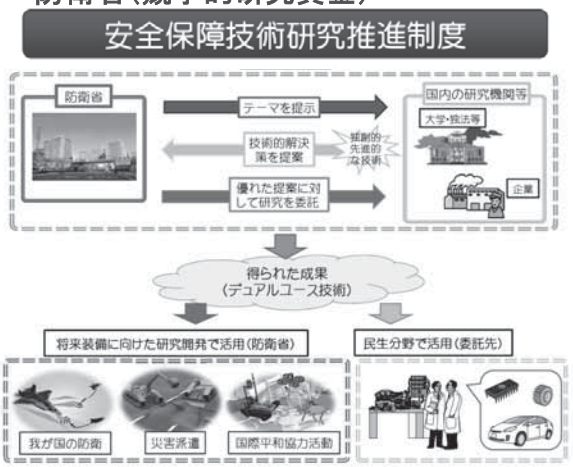
Japanese academics fear military incursion

Relationship between traditionally pacifist research community and military is changing.

“軍の接近を懸念する日本の研究者たち”
日本の防衛省が，大学や研究機関などの基礎研究に対する研究資金制度を初めて設けた。

David Cyanoski, Nature **521**, 13 (2015)
(May 7, 2015)

防衛省（競争的研究資金）



いまそこにある現実の課題

研究・教育のグローバル化
留学生
外国人教員・研究員

大学の責任（研究公正の確立）

✔大学の理念・ビジョン
✔科学者の行動規範

公正な研究を推進するための
リスクマネジメントが必要

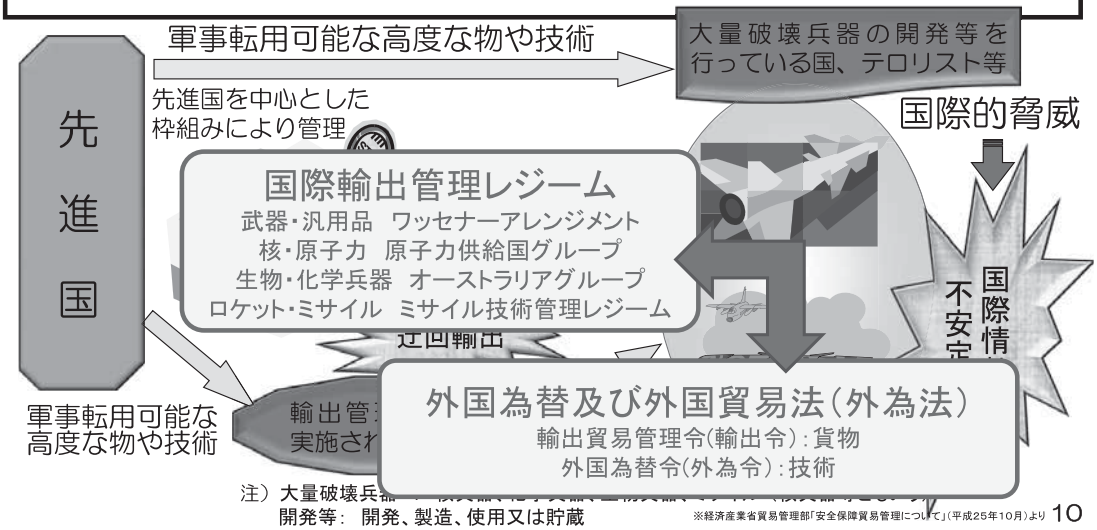
✔法令違反　✔研究不正　✔利益相反
✔ハラスメント　✔契約・信義則違反
✔生命倫理の侵害　✔権利の侵害
✔情報の流出・漏洩　✔職場環境の悪化
（有害，有毒，危険…）　✔風評，etc.

2.日本の安全保障
輸出管理規制

9

安全保障輸出管理とは

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。 その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



注）大量破壊兵器
開発等：　開発、製造、使用又は貯蔵

※経済産業省貿易管理部「安全保障貿易管理について」（平成25年10月）より

10

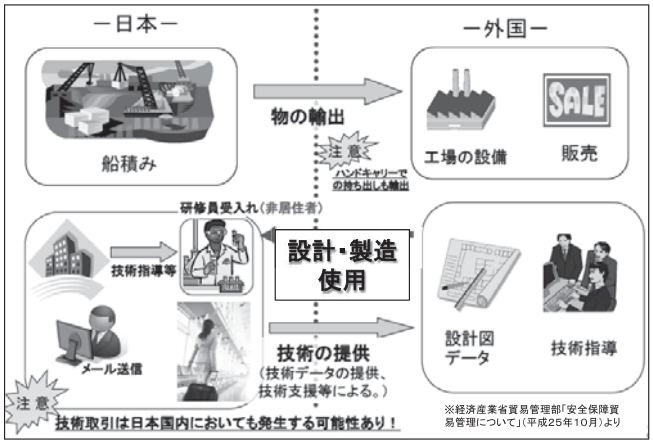
外為法の規制

特定の貨物を外国に輸出し、又は
特定の技術を外国若しくは非居住者に提供する
に当たり、一定の要件に該当する場合には、
事前に経済産業大臣の許可を必要とする

一般的には…

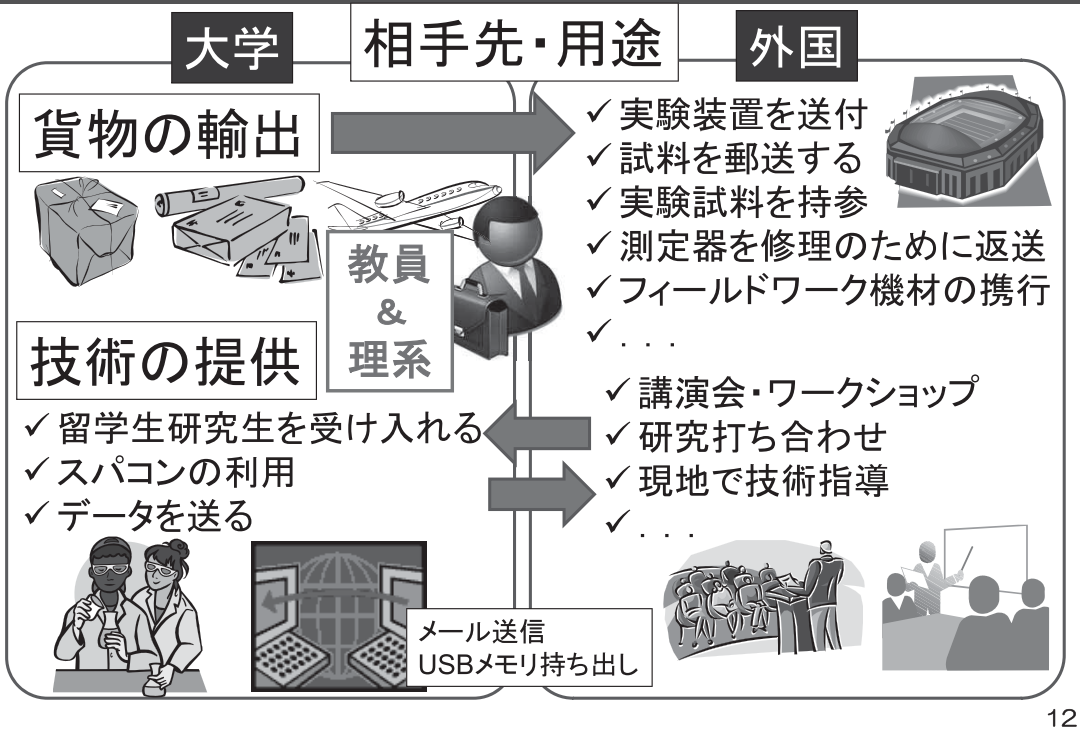
輸出企業や貿易会社
メーカーの製品開発

に関係する問題のように考えがちだが．．．



11

大学で輸出管理が必要となる例



12

外為法の2種類の規制

✓ 貨物や技術で判断

➢**リスト規制**【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当**する場合には、**相手先を問わず**、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

✓相手先や使われ方で判断

➢**キャッチオール規制**【非ホワイト国対象】

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当しない場合であっても、**相手先や使われ方により**、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる**おそれがある場合**には、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

13

リスト規制（外為法の規制その1）

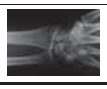
規制対象国・地域 全ての国・地域

規制対象品目 大量破壊兵器や通常兵器の開発に使用することが可能な物質・機材・技術…***軍民両用（デュアル・ユース）***

許可が必要となるケース

●提供する試料や送付・携行する研究機器が貨物のマトリクス表に該当する場合

●研究指導する内容や提供する実験データ・技術資料等が技術のマトリクス表（貨物・技術一体化マトリクス表）に該当する場合

例	民生用途	軍事懸念用途
重水素 重水素化合物	有機化学・生化学 医薬品研究 NMRの重溶媒 	核兵器の原材料 （核融合燃料） 
シアン化ナトリウム	薬品の素材合成 	化学兵器の原材料 
遠心分離機	細胞の分離 	ウラン濃縮 生物兵器の製造 
チタン合金	人工関節・人口骨 航空機の構造材料 	ミサイルの構造 材料 

14

リスト規制貨物一覧

2015.10.1施行

項番	輸出許可品目名
1 武器	
(1)	銃砲・銃砲弾等
(2)	爆発物・発射装置等
(3)	火薬類・軍用燃料
(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(6)	運動ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等
(8)	軍用船舶等
(9)	軍用航空機等
(10)	防潜網・魚雷防御網他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等
(12)	軍用探照灯・制御装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物
(14)	軍用化学製剤用細胞株他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等
(16)	兵器製造用機械装置等
(17)	軍用人工衛星又はその部分品
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(3)	重水素・重水素化合物
(4)	人造黒鉛
(5)	核燃料物質分離再生装置等
(6)	ﾘﾁｳﾑ同位元素分離用装置等
(7)	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ同位元素分離用装置等
(8)	周波数変換器等
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等
(11)	しごきスピニング加工機等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置
(13)	誘導炉・アーク炉・溶 解炉等
(14)	アイソスタチックプレス等
(15)	ロボット等
(16)	振動試験装置等
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材（アルミニウム合金等）
(18)	ベリリウム
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
(20)	ほう素10
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
(22)	るつぼ
(23)	ハフニウム
(24)	リチウム
(25)	タングステン
(26)	ジルコニウム
(27)	ふっ素製造用電解槽
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
(29)	遠心力式釣合試験機
(30)	フィラメントワインディング装置等
(31)	レーザー発振器
(32)	質量分析計・イオン源
(33)	圧力計・ベローズ弁
(34)	ｿﾚｲﾉｲﾄﾞｺｲﾙ形超電導電磁石
(35)	真空ポンプ
(35の2)	スクロール型圧縮機等
(36)	直流電源装置
(37)	電子加速器・エックス線装置
(38)	衝撃試験機
(39)	高速度撮影が可能なカメラ
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物
(42)	光電子増倍管
(43)	中性子発生装置
(44)	遠隔操作のマニピュレーター
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ
(47)	トリチウム
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置
(49)	白金触媒
(50)	ヘリウム3
(51)	レニウム等の一次製品
(52)	防爆構造の容器
3 化学兵器	
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料
(2)	化学製剤用製造機械装置等
3の2 生物兵器	
(1)	軍用細菌製剤の原料
(2)	細菌製剤用製造装置等
4 ミサイル	
(1)	ロケット・製造装置等
(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(3)	推進装置等
(4)	しごきスピニング加工機等
(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービンポンプに使用できる軸受
(5の2)	
(6)	推進薬・原料
(7)	推進薬の製造・試験装置等
(8)	粉粒体用混合機等
(9)	ｼﾞｪｯﾄﾐﾙ・粉末金属製造装置等
(10)	複合材料製造装置等
(11)	ノズル
(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(14)	複合材用の炉・制御装置
(15)	ﾛｹｯﾄ・UAV用構造材料
(16)	ﾛｹｯﾄ・UAV用加速度計・ｼﾞｬｲﾛｽｺｰﾌﾟ等
(17)	ﾛｹｯﾄ・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(18)	アビオニクス装置等
(18の2)	ﾛｹｯﾄ・UAV用熱電池
(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(20)	ﾛｹｯﾄ・UAV発射台・支援装置
(21)	ﾛｹｯﾄ・UAV用無線遠隔測定装置他
(22)	ﾛｹｯﾄ搭載用電子計算機
(23)	ﾛｹｯﾄ・UAV用A/D変換器
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(24の2)	ﾛｹｯﾄ設計用電子計算機
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(26)	ﾛｹｯﾄ・UAV用IC・探知装置・ﾚｰﾄﾞｰﾑ
5 先端材料	
(1)	ふっ素化合物製品
(2)	ﾋﾞﾆﾘﾃﾞﾝﾌﾙｵﾘﾄﾞ圧電重合体他
(3)	芳香族ポリイミド製品
(4)	ﾁﾀﾝ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金成形工具
(5)	ﾁﾀﾝ・ﾆｯｹﾙなどの合金粉、 製造装置等
(6)	金属性磁性材料
(7)	ｳﾗﾝﾁﾀﾝ合金・タングステン合金
(8)	超電導材料
(9)	作動油
(10)	潤滑剤
(11)	振動防止用液体
(12)	冷媒用液体
(13)	セラミック粉末
(14)	セラミック複合材料
(15)	ﾎﾘｼﾞｵﾙｶﾞﾉｼﾗﾝ・ﾎﾘｼﾗｻﾞﾝ他
(16)	ﾋﾞｽﾏﾚｲﾐﾄﾞ・芳香族ﾎﾟﾘｱﾐﾄﾞｲﾐﾄﾞ他
(17)	ﾋﾞﾆﾘﾃﾞﾝﾌﾙｵﾘﾄﾞ共重合体他
(18)	ﾌﾟﾘﾌﾟﾚｸﾞ・ﾌﾟﾘﾌｫｰﾑ・成型品等
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ｸﾞｱﾆｼﾞﾝ他

15

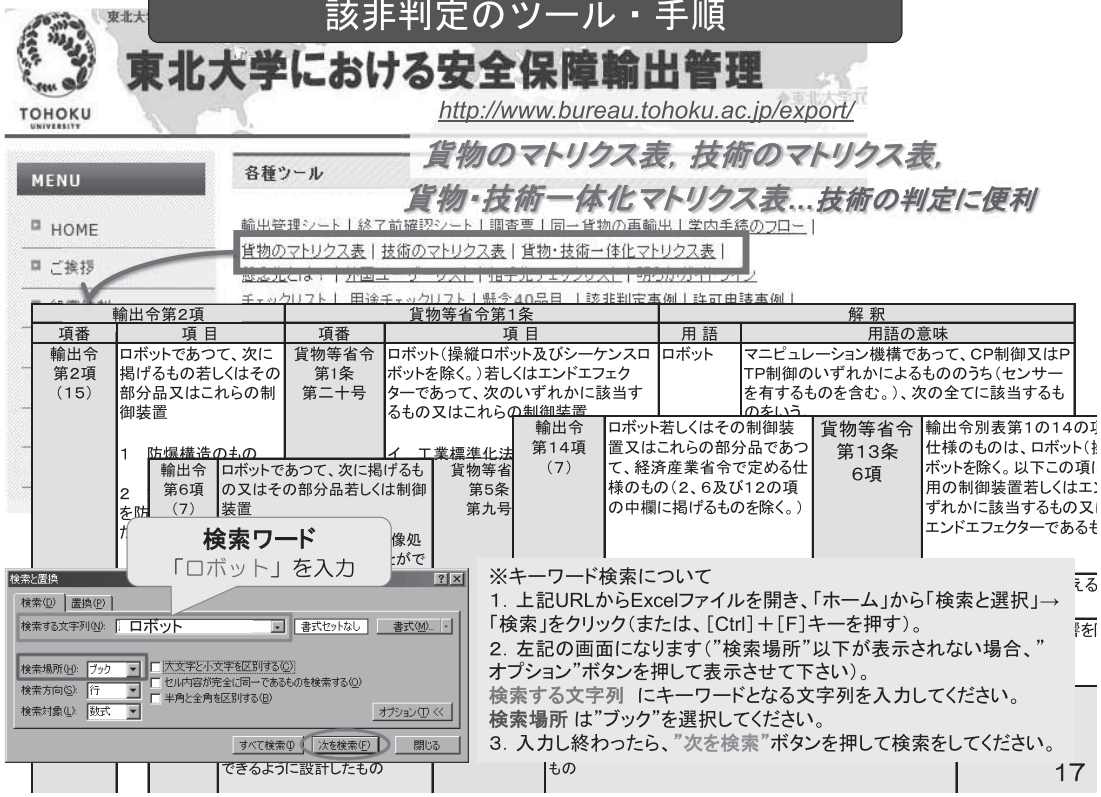
2015.10.1施行

項番	輸出許可品目名
6 材料加工	
(1)	軸受等
(2)	数値制御工作機械
(3)	歯車製造用工作機械等
(4)	アイソスタチックプレス等
(5)	コーティング装置等
(6)	測定装置等
(7)	ロボット等
(8)	ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ装置他
(9)	絞りｽﾋﾟﾆﾝｸﾞ加工機
7 エレクトロニクス	
(1)	集積回路
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
(3)	信号処理装置等
(4)	超電導材料を用いた装置
(5)	超電導電磁石
(6)	一次・二次ｾﾙ、太陽電池ｾﾙ
(7)	高電圧用コンデンサ
(8)	エンコーダ
(8の2)	ｻｲﾘｽﾀｰﾃﾞﾊﾞｲｽ・ｻｲﾘｽﾀｰﾓｼﾞｭｰﾙ
(8の3)	電力制御用半導体素子
(9)	ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞｵｼﾛｽｺｰﾌﾟ
(10)	波形記憶装置
(11)	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ計測用記録装置
(12)	信号発生器
(13)	周波数分析器
(14)	ネットワークアナライザー
(15)	原子周波数標準器
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(16)	半導体製造装置等
(17)	マスク・レチクル等
(18)	半導体基板
(19)	レジスト
(20)	ｱﾙﾐﾆｳﾑ・ｶﾞﾘｳﾑ他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物
(21)	燐・砒素・ｱﾝﾁﾓﾝの水素化物
(22)	炭化けい素等
8 電子計算機	
(1)	電子計算機等
9 通信	
(1)	伝送通信装置等
(2)	電子交換装置
(3)	通信用光ファイバー
(4)	＜削除＞
(5)	フェーズドアレーアンテナ
(5の2)	監視用方向探知器等
(5の3)	無線通信傍受装置等
(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(5の5)	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ通信監視装置等
(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
(7)	暗号装置等
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等
(9)	非暗号型情報通信システム
(10)	盗聴検知機能通信ｹｰﾌﾞﾙｼｽﾃﾑ等
(11)	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他((9)の設計・製造・測定装置他)
10 センサー等	
(1)	水中探知装置等
(2)	光検出器・冷却器等
(3)	ｾﾝｻｰ用の光ﾌｧｲﾊﾞｰ
(4)	高速度撮影可能なカメラ等
(5)	反射鏡
(6)	宇宙用光学部品等
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(7の2)	非球面光学素子
(8)	レーザー発振器等
(8の2)	レーザーマイクロフォン
(9)	磁力計・水中電場ｾﾝｻｰ・磁場勾配計・校正装置他
(9の2)	水中検知装置
(10)	重力計・重力勾配計
(11)	レーダー等
(12)	光反射率測定装置他
(13)	重力計製造装置・校正装置
(14)	光検出器・光学部品材料物質他
11 航法装置	
(1)	加速度計等
(2)	ジャイロスコープ等
(3)	慣性航行装置
(4)	ｼﾞｬｲﾛ天測航法装置、衛星航法ｼｽﾃﾑ 電波受信機 航空機用高度計等
(4の2)	水中ｿﾅｰ航法装置等
(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
12 海洋関連	
(1)	潜水艇
(2)	船舶の部分品・附属装置
(3)	水中回収装置
(4)	水中カメラ等
(5)	水中ロボット
(6)	密閉動力装置
(7)	回流水槽
(8)	浮力材
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
(10)	妨害用水中音響装置
13 推進装置	
(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	ロケット推進装置等
(4)	無人航空機等
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
14 その他	
(1)	粉末状の金属燃料
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(3)	ディーゼルエンジン等
(4)	＜削除＞
(5)	自給式潜水用具等
(6)	航空機輸送土木機械等
(7)	ロボット・制御装置等
(8)	電気制動シャッター
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(10)	簡易爆発装置等
(11)	爆発物探知装置
15 機微品目	
(1)	無機繊維他を用いた成型品
(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(3)	核熱源物質
(4)	デジタル伝送通信装置等
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(5)	水中探知装置等
(6)	宇宙用光検出器
(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(8)	潜水艇
(9)	船舶用防音装置
(10)	ﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、ｽｸﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、複合ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝ等

＊経済産業省貿易管理部「安全保障貿易管理について」（平成27年10月）より

16

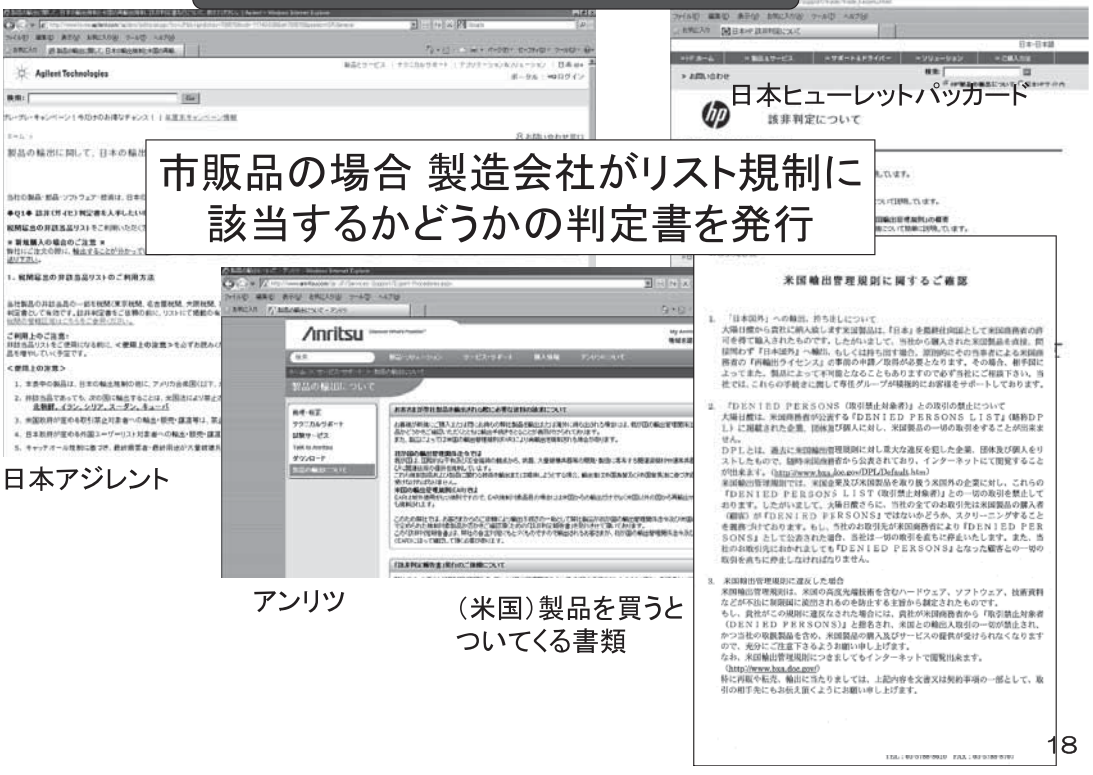
該非判定のツール・手順



輸出令第2項		貨物等省令第1条		解 釈	
項番	項 目	項番	項 目	用 語	用語の意味
輸出令第2項（15）	ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置 1 防爆構造のもの 2 を防	貨物等省令第1条第二十号	ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 イ 工業標準化法	ロボット	マニピュレーション機構であつて、CP制御又はPTP制御のいずれかによるもののうち（センサーを有するものを含む。）、次の全てに該当するものをいう
輸出令第6項（7）	ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置	貨物等省令第5条第九号	できるように設計したもの	輸出令第14項（7）	ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。）
				貨物等省令第13条6項	輸出令別表第1の14の項仕様のものは、ロボット（ボットを除く。以下この項用の制御装置若しくはエずれかに該当するもの又エンドエフェクターであるも

該非判定書（市販品）

市販品の場合 製造会社がリスト規制に該当するかどうかの判定書を発行



キャッチオール規制（外為法の規制その2）

大量破壊兵器関連の規制対象国・地域 非ホワイト国（ホワイト国以外）

通常兵器関連の規制対象国・地域 国連武器禁輸国・地域

規制対象品目 食料品や木材を除くすべて（スペックは不問）

許可が必要となるケース

- 輸出貨物や提供技術が大量破壊兵器や通常兵器の開発等に使用されるおそれがある場合
- 相手先が大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行うおそれがある又は行っていた場合
- 経済産業省から許可を取得するよう通知（インフォーム）を受けた場合

※懸念国、外国ユーザーリスト掲載機関、軍事・国防関連機関、国連武器禁輸国・地域、シリア、ロシア等は非ホワイト国の中でも要注意！

19

相手先の種別（ホワイト国・非ホワイト国・懸念先）

リスト規制の対象国・地域

非ホワイト国（ホワイト国を除く国）

国連武器禁輸国・地域（10ヶ国・地域）

コンゴ民主共和国
エリトリア
レバノン
リビア
ソマリア
スーダン
中央アフリカ

懸念先

懸念国（3ヶ国）

イラク
北朝鮮
イラン

軍事・国防関連機関

アラブ首長国連邦
イスラエル
アフガニスタン
中国　香港
台湾　シリア
パキスタン
インド

・その他懸念情報のある相手先
・経済産業省から通知（インフォーム）を受けた相手先

ロシア
※要注意先

外国ユーザーリスト掲載機関
（462機関）の所在国・地域（11ヶ国・地域）

キャッチオール規制の対象国・地域

ホワイト国

アルゼンチン	デンマーク	オーストリア	ベルギー	カナダ	チェコ
オーストラリア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー
ニュージーランド	アイルランド	ポルトガル	イギリス	韓国	オランダ
ルクセンブルク	ノルウェー	アメリカ	スペイン	イタリア	スイス
スウェーデン	ポーランド	ブルガリア	（27ヶ国）		

20

外国ユーザーリスト（28.3.29改訂）

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが*明らかな場合*を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

注1）外国ユーザーリストは不定期に改訂されますので、最新版を下記URLから入手するようにしてください。
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/

注2）東北大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています。

各国・地域別の掲載企業・組織数（2016年3月29日版）

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	6
イスラエル	2
イラン	221
インド	4
北朝鮮	127
シリア	18
台湾	1
中国	44
パキスタン	34
香港	3
合計	462

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• The Base • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places	化学 C
201	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M,N
221	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	• Tehran University	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
392	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA)（北京航空航天大学）	• Beihang University	ミサイル M
406	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT)（哈爾濱工業大学）		ミサイル M
424	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC)（電子科技大学）		化学、ミサイル C, M
462	香港 Hong Kong	Reekay Technology Limited		ミサイル、核 M,N

21

懸念40品目（大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強いもの）

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル（TBP）	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

※経済産業省「安全保障貿易管理について」（平成24年10月）より

22

許可の取得が免除される特例等

技術の提供・受入れ

- ●居住者（日本国内の提供に限る）
- ●公知（教科書に基づく講義、国際学会での発表等）
- ●基礎科学分野の研究活動
- ●市販プログラム（販売店の技術支援を要さない場合）
- ●ホワイト包括役務取引許可

貨物の輸出

- ●少額特例
- ●部分品特例（半田付けされた電子部品等）
- ●無償特例（海外出張時のPC・携帯電話の携行）
- ●ホワイト包括輸出許可

23

公知の技術とは・・・

外為法上の「公知」とは…

誰でも制限なく取得できること又はできるようにすること

不特定多数の者に対して公開されている技術
不特定多数の者が入手可能な技術
不特定多数の者が聴講可能な技術
ソースコードが公開されているプログラム
不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする場合

不特定多数の者が知りえない場合は適用ができない！

×相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合
×特定少数の者にだけ技術を開示する場合

他国・他法令の「公知」外為法とは扱いが異なる…

*例1）**特許法**：特定少数の者しか知り得ない場合でも、守秘義務がなければ公知*

*例2）**ワッセナーアレンジメント**：第三者への二次的な情報伝達に制限がなければ未公開でも公知（the Public Domain）*

*例3）**アメリカ**：研究成果の公開・自由利用が担保されるものは基礎・応用研究ともに公知（Fundamental Research）*

24

基礎科学分野の研究活動とは．．．

自然科学，現象の原理の究明．製品の設計，製造を目的としない…？

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成２２年６月２３日
国立大学協会　教育・研究委員会

国立大学協会や関連団体等から要望

→改善が期待されるが…

<はじめに>

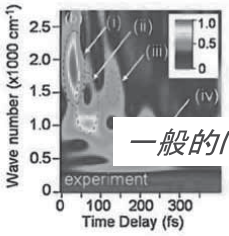
我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、
達・使用に係る技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に対
の技術を保有する者には外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」と
理の厳格な実施が求められている。この観点から、
研究者も含まれることか
な運用に関する依頼が
ころである。

(2)　「基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化

現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象から除外されている。しかし、この「基礎科学分野の研究活動」の定義は、「自然科学の分野における研究であって、理論的又は実験的方法により行うもの（中略）特定の製品の開発又は製造を目的としないもの」とされており、解釈によってその範囲

基礎科学と応用科学の境界は不分明
・・・自然原理の解明も応用用途に直結？？？

【例】もしプレスリリースを書いたとしたら・・・・



有機絶縁体が光誘起相転移を起こす瞬間を捉える。
本研究成果を発展させることによって光誘起相転移を利用した
超高速光スイッチングデバイスの実現が期待できます。――― 抵触．．．？

一般的には、基礎科学（そのもの）だと思うのだが、外為法上は…

特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても、

結果として製品応用につながる ***可能性*** *のあるものは、*
経済産業省から適用を認められない傾向があるため、
現状では、適用の可否は慎重に判断されます。

外為法違反に対する罰則

罰則の適用対象：教員個人，法人

刑事罰

最大
- 10年以下の懲役
- 1000万円以下の罰金

（ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下。）

行政罰（行政制裁）

- 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

その他

- 経済産業省からの警告
- 事情聴取・立入調査

（その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。）

・経済的損失
・研究指導の中止
・MTA契約等の撤回
・社会的評価にダメージ
・大学のイメージの悪化
・信用の失墜…

3.本学の安全保障輸出管理体制

27

大学における輸出管理の必要性

◆輸出管理は法令上の義務

大学や研究機関にも輸出管理体制の整備・構築が義務付け（2010年4月輸出者等遵守基準施行）

先生方が安心してグローバルな研究活動を行えるよう支援するための輸出管理体制

◆本学の輸出管理基本方針（輸出管理規程第4条）

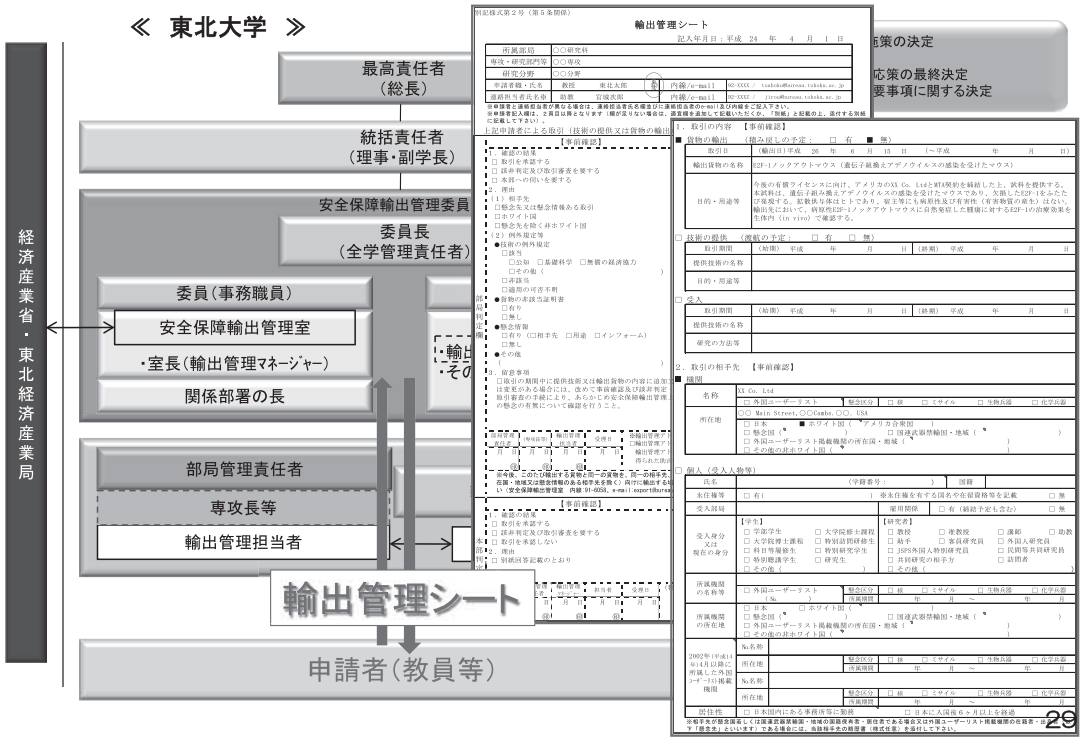
法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない

◆本学の輸出管理目的（同第1条）

学術研究の健全な発展等に寄与する

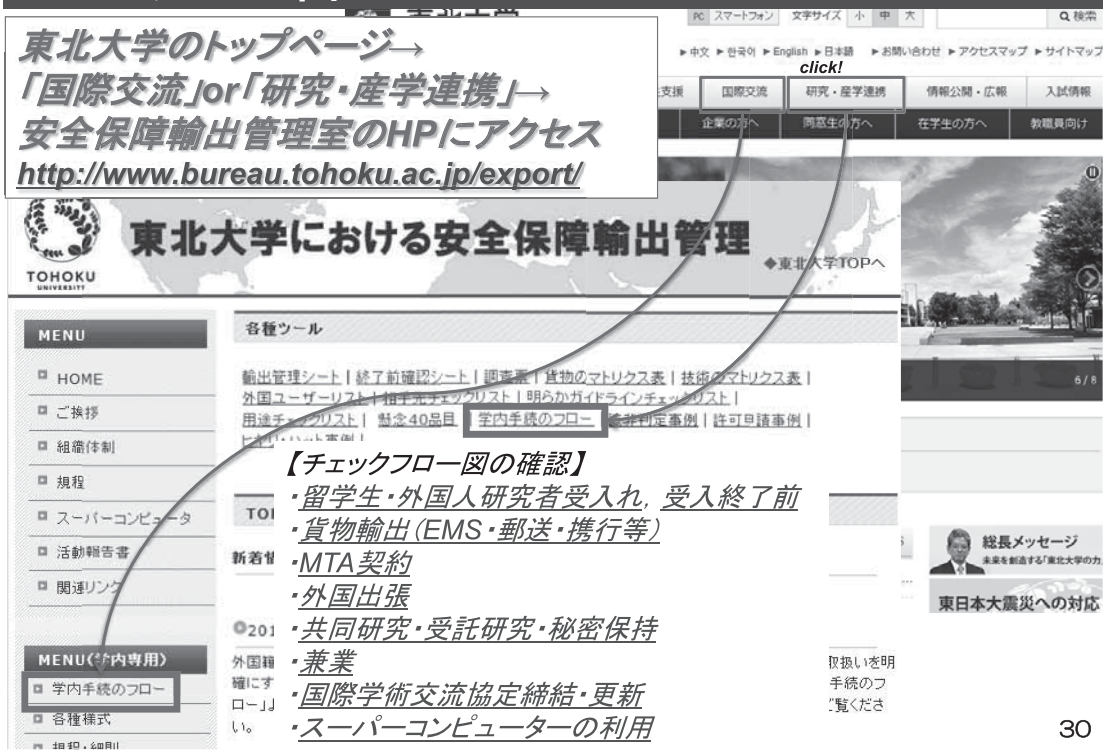
28

東北大学の輸出管理体制



入口管理 ―教員のファーストチェック―

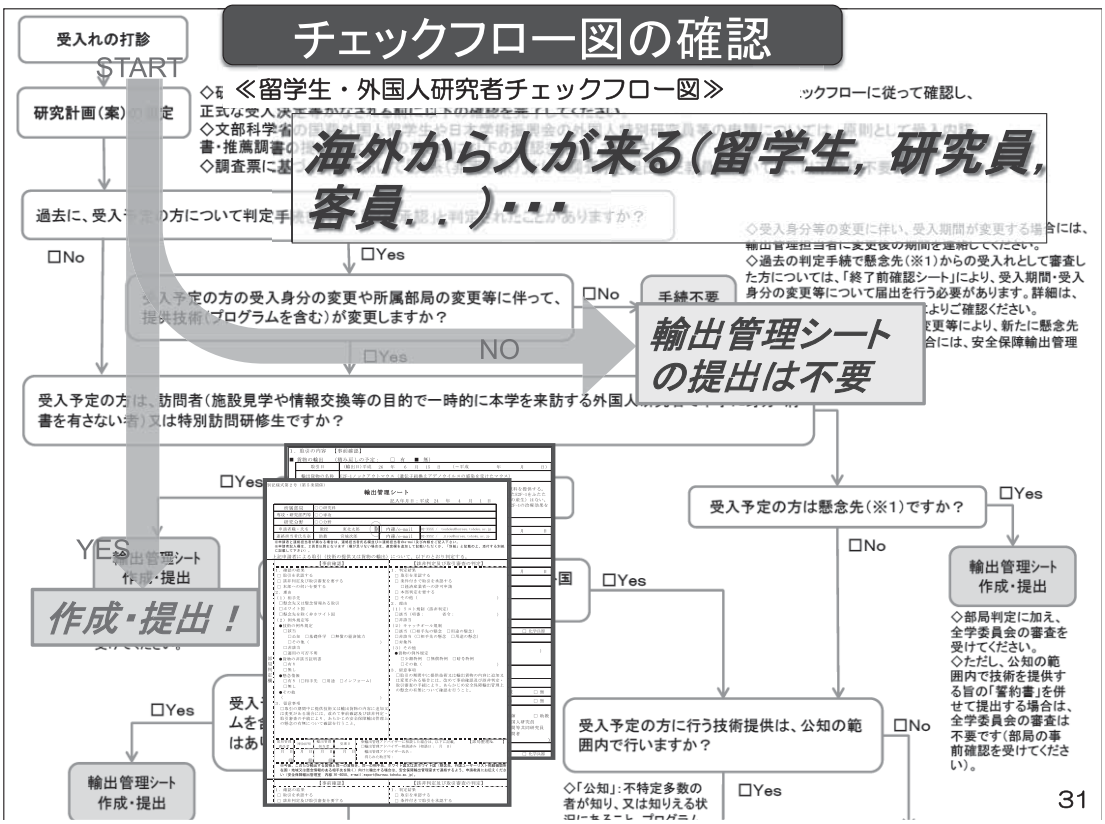
東北大学のトップページ→
「国際交流」or「研究・産学連携」→
安全保障輸出管理室のHPにアクセス
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/

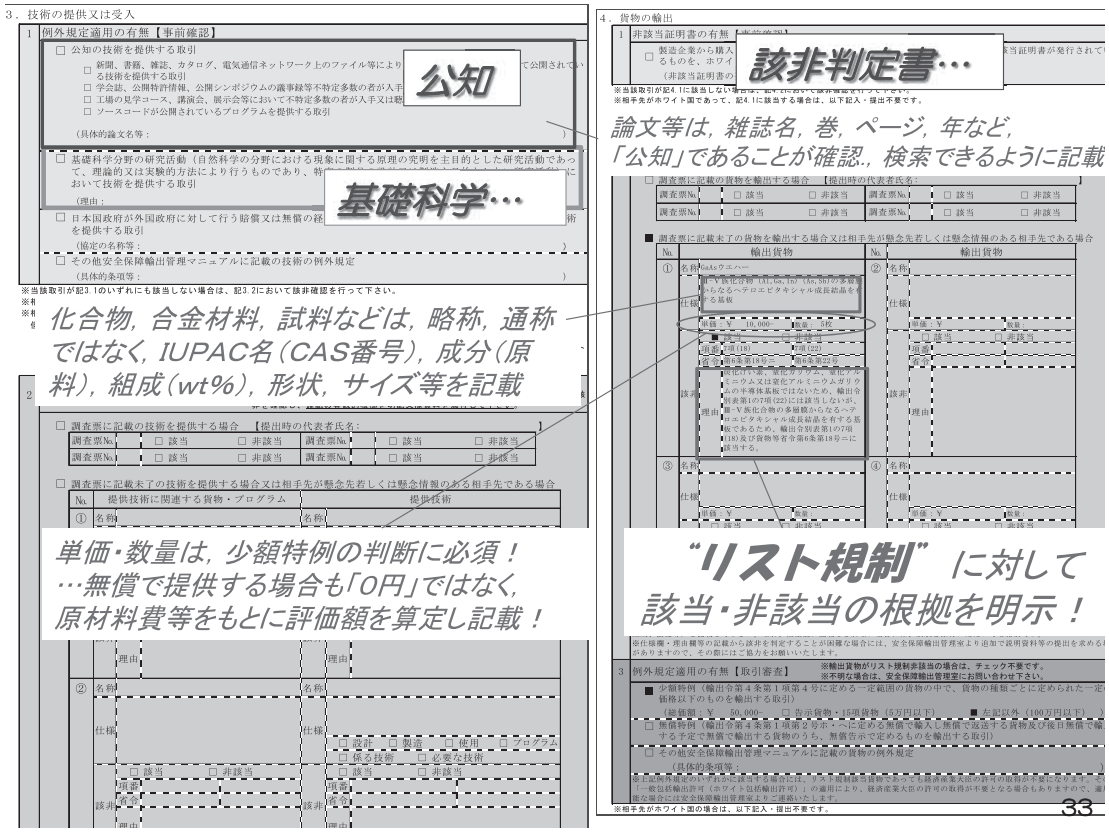


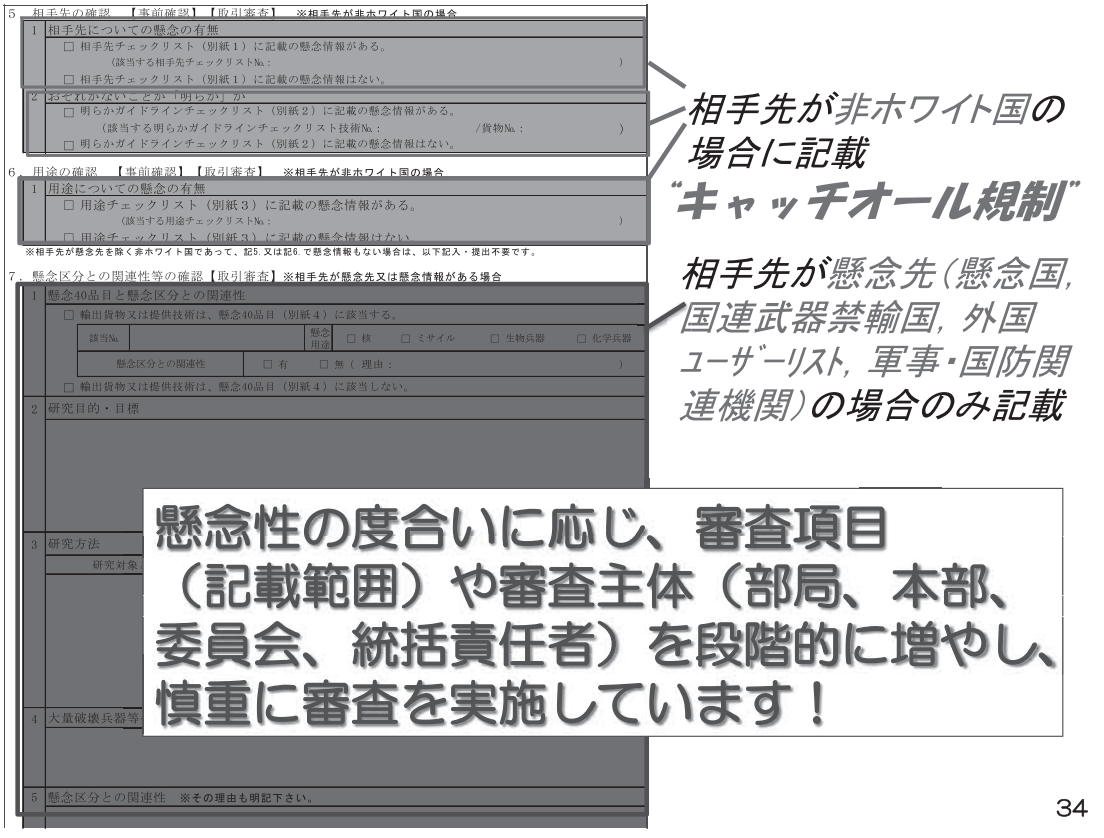
【チェックフロー図の確認】
- 留学生・外国人研究者受入れ，受入終了前
- 貨物輸出（EMS・郵送・携行等）
- MTA契約
- 外国出張
- 共同研究・受託研究・秘密保持
- 兼業
- 国際学術交流協定締結・更新
- スーパーコンピューターの利用

30

チェックフロー図の確認




公知
該非判定書…
基礎科学…
論文等は，雑誌名，巻，ページ，年など，
「公知」であることが確認．，検索できるように記載
化合物，合金材料，試料などは，略称，通称
ではなく，IUPAC名（CAS番号），成分（原
料），組成（wt%），形状，サイズ等を記載
単価・数量は，少額特例の判断に必須！
…無償で提供する場合も「0円」ではなく，
原材料費等をもとに評価額を算定し記載！
“リスト規制”に対して
該当・非該当の根拠を明示！
33


相手先が非ホワイト国の
場合に記載
“キャッチオール規制”
相手先が懸念先（懸念国，
国連武器禁輸国，外国
ユーザーリスト，軍事・国防関
連機関）の場合のみ記載
懸念性の度合いに応じ、審査項目
（記載範囲）や審査主体（部局、本部、
委員会、統括責任者）を段階的に増やし、
慎重に審査を実施しています！
34

懸念性の度合いによる濃淡管理

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者（部局長）	輸出管理マネージャー（安保室長）＊事前審査	安全保障輸出管理委員会，統括責任者（副学長）
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース	部局管理責任者（部局長）	輸出管理マネージャー（安保室長）	
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース	部局管理責任者（部局長）	–	–

Important process

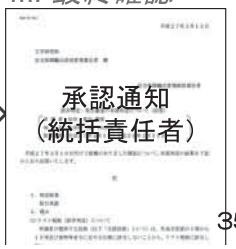
I. *事前審査*



II. *安全保障輸出管理委員会*



III. *最終確認*



35

標準的処理日数

➢学内手続

- *懸念先*からの受入れ・技術提供・輸出…１ヶ月半
- 懸念先以外への貨物の輸出…１週間～２週間
- 懸念先以外からの受入れ・技術提供…１週間
- スーパーコンピュータの利用…１週間

※学内手続の結果，経済産業省への申請が必要と判定された場合は，以下の経済産業省への申請手続に係る処理期間が加算されます。

➢経済産業省への申請手続

- 経済産業省（本省）の場合…１ヶ月半
- 東北経済産業局の場合…１０日～２週間

※申請先（本省or局）は，相手先の種別や該当する項番等により指定されます。

H27年度　総手続件数　1,114件
貨物の輸出　359件，役務提供　707件
スパコン利用　48件
- ✔事前審査・委員会審査案件　34件
- ✔ホワイト包括適用案件　5件
- ✔許可申請案件　8件

36

事務によるけん制（連携）

輸出管理が関わる業務は広範囲に及びます・・・

関係部署	けん制体制強化のための協力内容
教務・入試	**研究生・大学院生の入学願書に輸出管理のチェック欄** ***⇒手続済みであることを事務的にも確認・把握***
留学生	・留学生（正規・非正規）から誓約書を取得 ・国費留学生の学内公募通知に留意事項を付記
人事	・外国人研究者から誓約書を取得 ・採用上申・伺書に輸出管理のチェック欄 ・兼業依頼状に輸出管理のチェック欄
国際交流	・客員研究員（外国人）から誓約書を取得 ・客員研究員の受入調書に輸出管理のチェック欄 ・交流協定締結計画書に留意事項を付記
研究推進	科研費の学内公募通知に留意事項を付記
産学連携	共同研究契約書等（ひな形）に輸出管理条項を規定，etc.
総務・財務	一部の部局では旅行計画書やEMS受理簿等にも輸出管理のチェック欄を導入

37

中間管理　*–再確認・再判定手続–*

受入教員は，入口管理の段階で研究指導の内容を予め明確にし，それ以上の指導を行わないのが原則

- **提供技術・輸出貨物に追加・変更が生じる場合**

  *一度受入れを承認された場合でも修士－＞博士－＞PDなどで**研究テーマが変わる場合**は要注意！*

- **受け入れた留学生・外国人研究者の所属・出身機関が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合，国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合**

⇩

チェックフロー図再確認

輸出管理シート再提出

38

出口管理 –終了前確認–

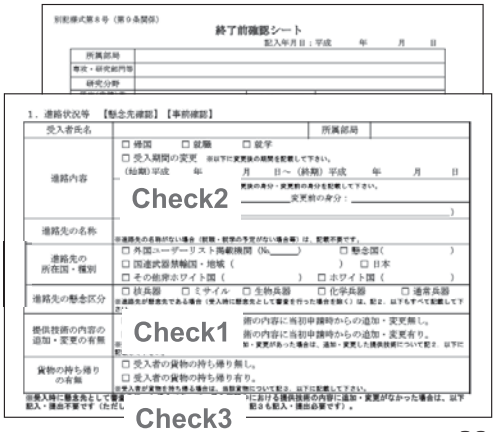
受入期間終了前に チェックフロー図を再確認

- Check １：受入時に承認を得た範囲内で研究指導を行ったか？
- Check ２：進路先が外国UL掲載機関等の懸念先ではないか？
- Check ３：研究室の試料や機器を持ち帰らないか？

場合によっては，技術情報（資料，データ）や貨物（試料，機器）の学外持ち出しが許可されない場合もあり得えます！

⇩

終了前確認シート



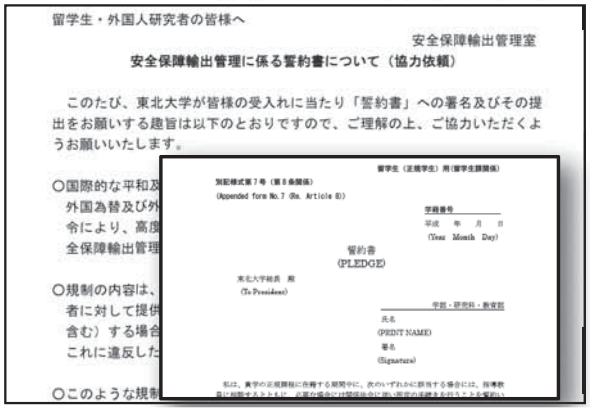
39

学生への指導・教育

研究に関わるのは教員だけではありません…

学生（特に大学院生）も，日本人か留学生かを問わず，外為法に基づく輸出管理の枠組みを理解させる必要があります。

それが彼らを守ることにもつながります！


留学生・外国人研究者の皆様へ

安全保障輸出管理室

安全保障輸出管理に係る誓約書について（協力依頼）

このたび、東北大学が皆様の受入れに当たり「誓約書」への署名及びその提出をお願いする趣旨は以下のとおりですので、ご理解の上、ご協力いただくようお願いいたします。

○国際的な平和及
外国為替及び外
令により、高度
全保障輸出管理

○規制の内容は、
者に対して提供
含む）する場合
これに違反した

○このような規制

別記様式第７号（第８条関係）
(Appended form No.7 (Re. Article 8))

誓約書
(PLEDGE)

東北大学総長 殿
(To President)

氏名
(PRINT NAME)
署名
(Signature)

- 海外フィールドワークの同行
- 国際学会，ワークショップ，ミーティング等の参加
- 海外派遣・留学時の研究機材等の携行・送付
- 一時帰国の際の技術等の持ち出し

指導教員が学生に代わり手続を！

40

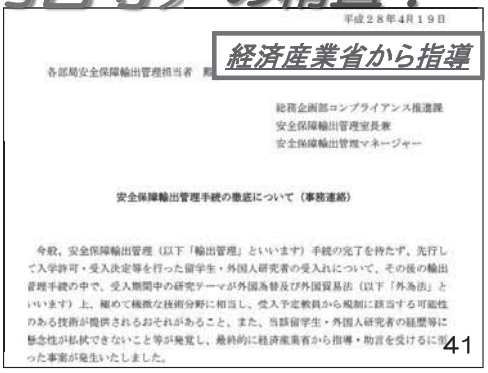
先生方へのお願い

留学生・外国人研究者受入れ | ***国際共同・受託研究***

海外への試料提供 | ***外国出張時の機器携行，発送***

打診・内諾により予定が生じた時点で速やかに輸出管理手続に着手！
相手先（経歴・事業内容等）の精査！

留学生等の就学スケジュールや研究計画等に多大な影響を及ぼす場合があり得ることに十分留意する必要があります…



経済産業省から指導

平成２８年４月１９日

各部局安全保障輸出管理担当者 殿

総務企画部コンプライアンス推進課
安全保障輸出管理室長兼
安全保障輸出管理マネージャー

安全保障輸出管理手続の徹底について（事務連絡）

今般、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」といいます）手続の完了を待たず、先行して入学許可・受入決定等を行った留学生・外国人研究者の受入れについて、その後の輸出管理手続の中で、受入期間中の研究テーマが外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます）上、極めて機微な技術分野に相当し、受入予定教員から規制に該当する可能性のある技術が提供されるおそれがあること、また、当該留学生・外国人研究者の経歴等に懸念性が払拭できないこと等が発覚し、最終的に経済産業省から指導・助言を受けるに至った事案が発生いたしました。

41

取引予定が生じたら…

✔相手先の確認

履歴書，面談，メールのやりとり等，入手可能な範囲の情報で確認

- 国籍は？　懸念国・国連武器禁輸国ではないか？
- 所属機関は？　外国ユーザーリスト掲載機関や軍事・国防関連機関等の懸念機関ではないか？
- 経歴・研究歴は？　懸念経歴はないか？・・・

✔用途の確認

- 打診理由は？研究目的は？　不審点はないか？・・・

相手先

国籍，所属機関，学歴，職歴，研究歴（過去の論文），関係者（推薦者，指導教員等），アプローチの方法・・・

グレイゾーン

用途

打診の経緯・理由（志望動機）
現在の研究テーマ・目的，
将来の進路希望，研究目標，
事業内容・・・

42

グレイゾーンの判断

勝手に判断しないことが重要・・・輸出管理室を通じ，経済産業省の事前相談制度等を活用することも可能です。不安な点は相談してください！

ex1）共同研究の打診をしてきた海外企業は、外国ULには掲載されていないが，インターネット上に，軍事に関連するとの情報が掲載・・・

⇒国の機関（公安調査庁，経済産業省，外務省等）からも別途，懸念性の指摘があり，取引を見送ったケースも

ex2）懸念国や外国UL出身の留学生が，懸念40品目にも指定されている機微な研究テーマを希望・・・

⇒研究テーマの変更が必要となるケースも

ex3）兵器としても利用し得る研究成果の公開・・・

⇒研究者倫理や科学者の行動規範等に従い，研究者自らが慎重に判断すべき場合も

43

さいごに

海外からの共同研究の打診…
試料提供の依頼・ＭＴＡの打診…
留学生・外国人研究者の受入れ・帰国…

予定が生じたら輸出管理の確認手続を事前に速やかに実施していただくようお願いします！

お問い合わせ先：本部事務機構総務企画部
コンプライアンス推進課　安全保障輸出管理室
TEL：217-5920　内線のみ：91-6058
FAX：217-6069
E-mail：export@grp.tohoku.ac.jp

44

資料８

平成28年度大学等向け安全保障貿易管理説明会（中部説明会）
11月29日中部経済産業局2階大会議室

東北大学における安全保障輸出管理

国立大学法人東北大学
安全保障輸出管理委員会アドバイザー
金属材料研究所副所長　教授　佐々木 孝彦

１．はじめに

２．東北大学の安全保障輸出管理体制

３．学内管理体制構築の課題

４．輸出者等遵守基準
遵守・運用のポイント

５．おわりに

1. はじめに

自己紹介

東北大学金属材料研究所





大学間交流協定

（イラン）　（中国）
テヘラン大学　北京航空航天大学
シラズ大学　哈爾濱工業大学

出身	教職員	大学院生	その他	合計
中国	15	27	7	49
韓国	3	9		12
ロシア	2			2
インド	1	1		2
イラン				0
バングラディッシュ	1			1
インドネシア	1	3	1	5
台湾		1		1
タイ	2	1		3
トルコ		1		1
ドイツ	1			1
スロバキア		1		1
スペイン		1		1
フランス		1		1
イギリス	1			1
合　計	27名	46名	8名	81

（全教員121名中）　(全大学院生186名中)

~22%　~25%

~94 % from Asia

研究の国際化は日常風景
（アジア化）

自己紹介

協力講座：理学研究科物理学専攻　　数物系科学-物理学-物性II

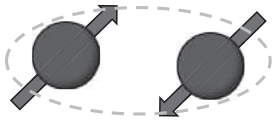
低温物理学



分子性物質・有機物質・材料



超伝導・強相関電子



研究室



中国からの私費留学生

ポーランドからの国費(大学推薦)留学生

第2項　原子力　重水素化合物
ヘリウム3
ソレノイド型超伝導磁石

第7項　エレクトロニクス
サンプリングオシロスコープ
波形記憶装置
ネットワークアナライザー

第10項　センサー

大学の責任（公正研究の確立）

研究不正への対応（新ガイドライン）　“責任ある研究活動”

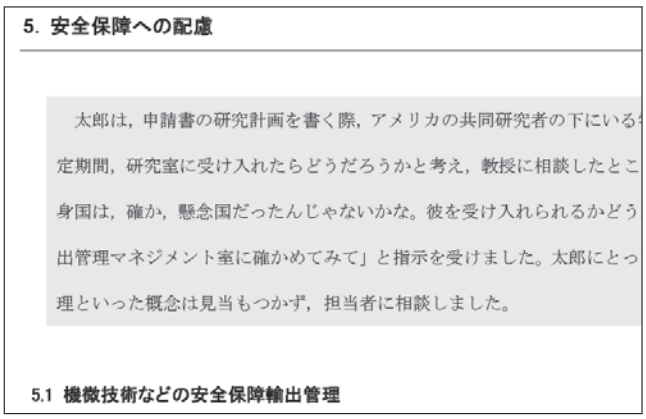
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

平成２６年８月２６日

文部科学大臣決定

研究不正行為（捏造・改ざん・盗用）
オーサーシップ
共同研究
研究費
利益相反
法令遵守





5. 安全保障への配慮

太郎は，申請書の研究計画を書く際，アメリカの共同研究者の下にいる
定期間，研究室に受け入れたらどうだろうかと考え，教授に相談したとこ
身国は，確か，懸念国だったんじゃないかな。彼を受け入れられるかどう
出管理マネジメント室に確かめてみて」と指示を受けました。太郎にとっ
理といった概念は見当もつかず，担当者に相談しました。

5.1 機微技術などの安全保障輸出管理

研究環境の変化


NEWS IN FOCUS

GENETICS Interest grows in tiny, cheap DNA sequencer p.15 | CLIMATE Economists offer alternatives to fossil-fuel divestment p.16 | COSMOLOGY Galactic signal helps LHC in hunt for dark matter p.17 | OBITUARY The many forms of modern retirement from science p.18

Japan's biggest warship since the Second World War was delivered to the navy at the United Marine shipyard in Yokohama in March.

DUAL-USE TECHNOLOGY

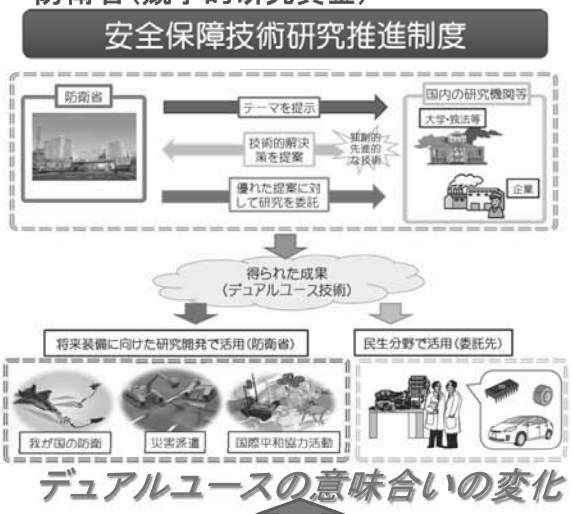
Japanese academics fear military incursion

Relationship between traditionally pacifist research community and military is changing.

“軍の接近を懸念する日本の研究者たち”
日本の防衛省が，大学や研究機関などの基礎研究に対する研究資金制度を初めて設けた。

David Cyanoski, Nature **521**, 13 (2015)
(May 7, 2015)

防衛省（競争的研究資金）



デュアルユースの意味合いの変化

研究・教育のグローバル化
留学生・外国人教員・研究員

現実の課題

教員心理・感情と法規制管理

工学の目標は人類の幸福
理学の目標は真理の探求

教員・研究者

工学は不可能を可能にし，
理学は未知を既知にする

研究は，常に現在進行形．！
将来の到達可能性．．？
リスト規制の定量的根拠？？

研究倫理・職業倫理
制度の合理的説明

法・規制

決まり（ルール）だから…
社会への説明責任！
教員を守るため…！！

コンプライアンス（法令等遵守）
(ex. 安全保障輸出管理)

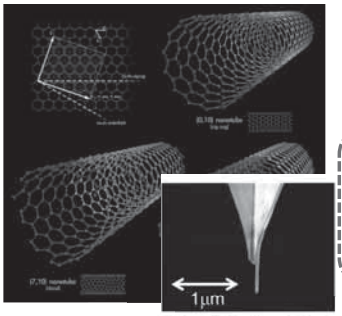
円滑で実効的な輸出管理を大学で行うには

教員
管理される側
納得・理解できるか
理系

or

事務組織
管理する側
法令・規則に適合しているか
文系

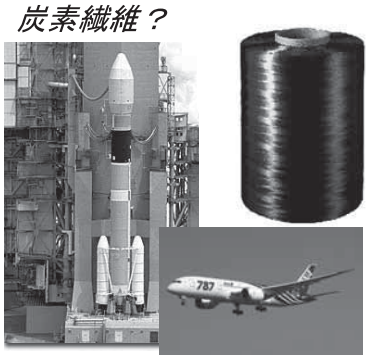
自然科学・基礎科学
カーボンナノチューブ？



通訳となる現場教員

特任教員
（民間人材登用）
知財・産学連携・貿易管理

法規対応・手続き論
炭素繊維？



- ✓ 教員をうまく使う事務方・教員に信頼される事務方
- ✓ 顔が見える相談・管理手続き制度

2. 東北大学の安全保障輸出管理体制

管理体制構築までの東北大学のあゆみ

平成17年　4月　「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
平成18年　3月　「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」【文部科学省】
平成20年　1月　安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス【経済産業省】※22年2月に改訂有
〃　　3月　「外為法等への対応方法」の公表（東北大学産学官連携推進本部）
※文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」の委託事業の成果報告書

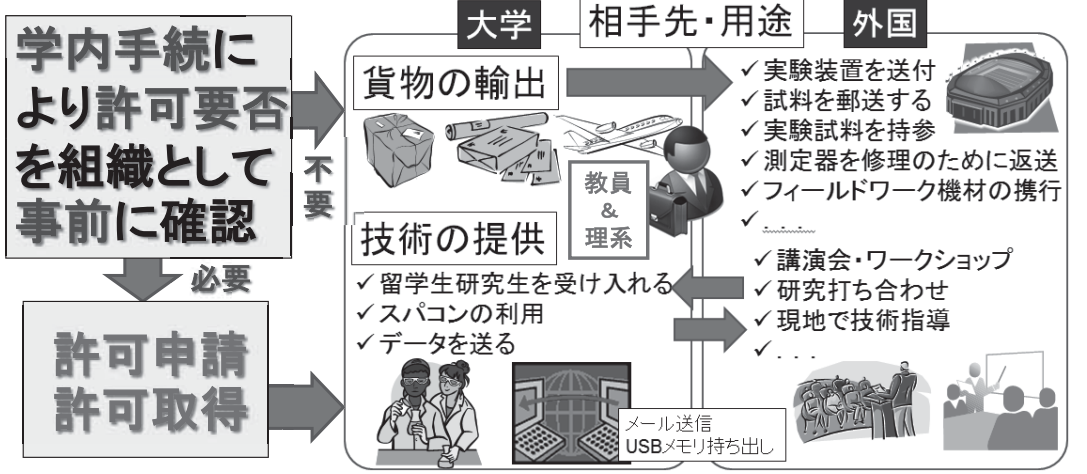
平成21年7月　イラン人留学生受入れに関する外為法違反への疑いに関し新聞報道
“核疑惑機関から留学生？！東北大イラン人に処理法指導”

〃　　8月　「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース（TF）委員会設置
⇒　管理体制及び規程の検討開始
〃　　9月　暫定の相談窓口（産学連携課内）の設置
機微技術等の保有状況に係る暫定調査の実施
〃　11月　産学連携課内に「安全保障輸出管理室」（室長1，室員2）を設置
「大学及び公的研究機関における輸出管理について」【文部科学省】
平成22年　1月　TF委員会の検討結果の報告
管理体制及び安全保障輸出管理規程の承認（役員会）
関係各課（留学生課，国際交流課，人事課等）に対する協力要請
〃　　2月　学内説明会（教員向け（地区毎），事務担当者向け）
安全保障輸出管理細則の制定（統括責任者）
〃　3月　安全保障輸出管理体制スタート（規程・細則の施行）

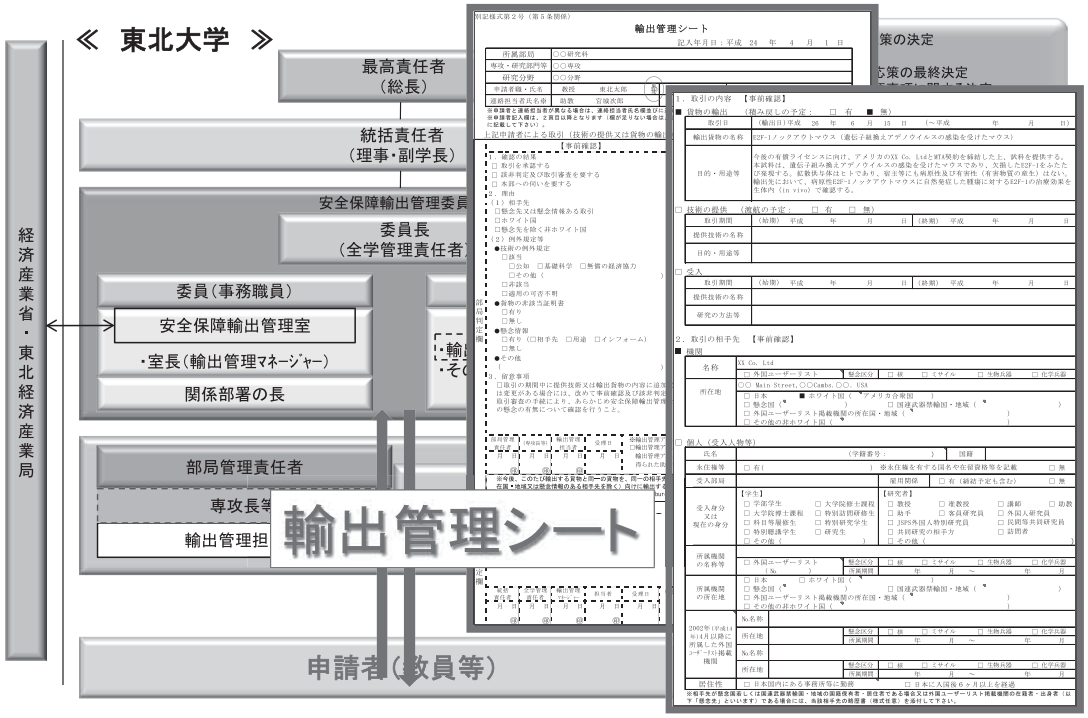
東北大学の輸出管理の概要

居住性の判定や例外規定の適用誤り等による法令違反を防止するために，教員個人任せではなく，東北大学として組織的に確認を行う。

×管理・制限



東北大学の輸出管理体制／体制と業務



東北大学の輸出管理体制／委員会と管理室

東北大学

東北大学
常勤教職員数 6,477名（H28.5.1現在）
学生数（学部，大学院）17,885名 内留学生1,455名
（H28.5.1現在）
総事業費 1,462億円（H27年度） ※東北大学概要2016より

各部局輸出管理担当者（総務系事務職員）31名（係長級）

安全保障輸出管理室 4名
室長・輸出管理マネージャー（課長1名）
室員（係長級1名，事務一般職員1名，事務補佐員1名）



安全保障輸出管理委員会 39名
委員長・全学管理責任者（教員1名）
副委員長（教員1名，技術系職員1名）
各部局委員（教員30名）
本部事務系委員（部・課長級6名）



東北大学の輸出管理体制の特徴

安全保障貿易管理の専門家はいない
（学外から経験者・有識者を招聘していない）

本部事務組織 （職員異動）　　経験年数（H21~）

総務企画部コンプライアンス推進課	課長(室長兼任　輸出管理マネージャー)	1年
安全保障輸出管理室	**室員(係長級)　(前所属：部局総務系)**	1年（4代）
	室員(一般職員)　(前所属：本部経理系)	0年（2代）
	室員(非常勤職員) (前所属：国際交流系)	4年（4代）

学内手続・組織管理・関係省庁対応

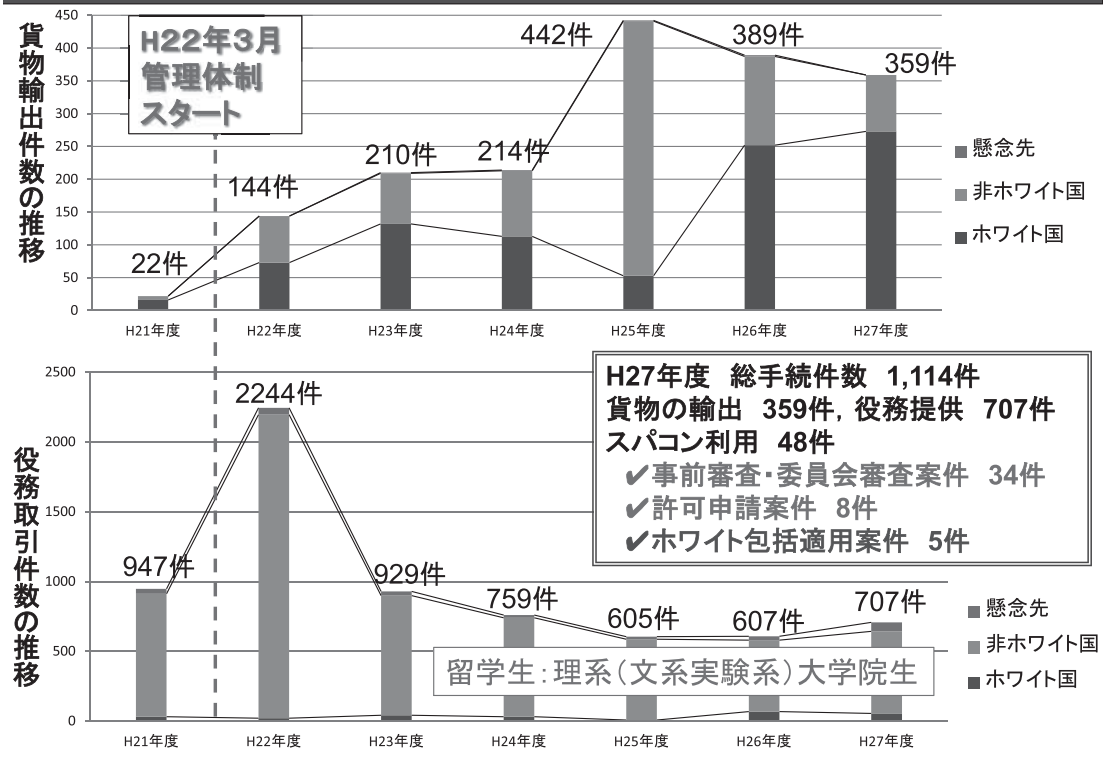
安全保障輸出管理委員会 （委員交代）

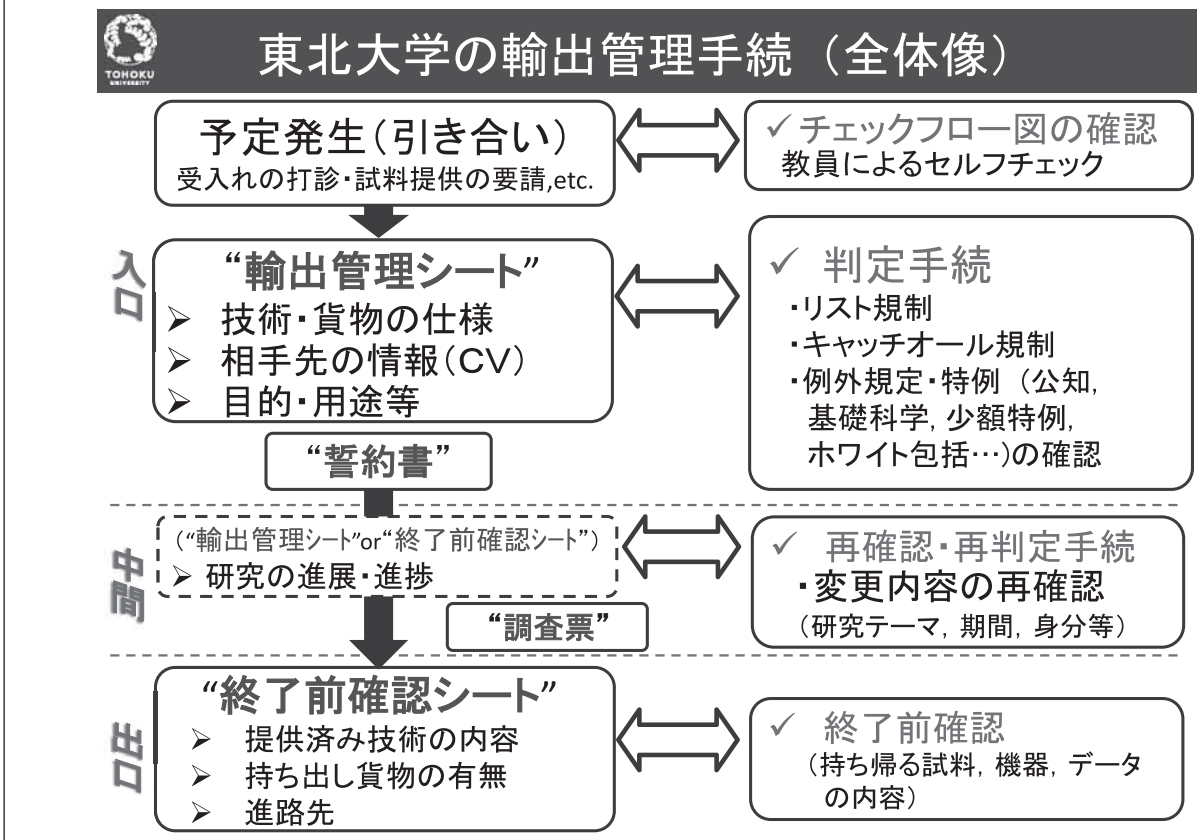
委員長・全学管理責任者（教員1名）	**工学研究科マテリアル系教授**	2年（3代）
副委員長（教員1名，技術系職員1名）	薬学研究科教授・電気電子系安全管理	
各部局委員（教員30名）	4年	2年
本部事務系委員（部・課長級6名）		

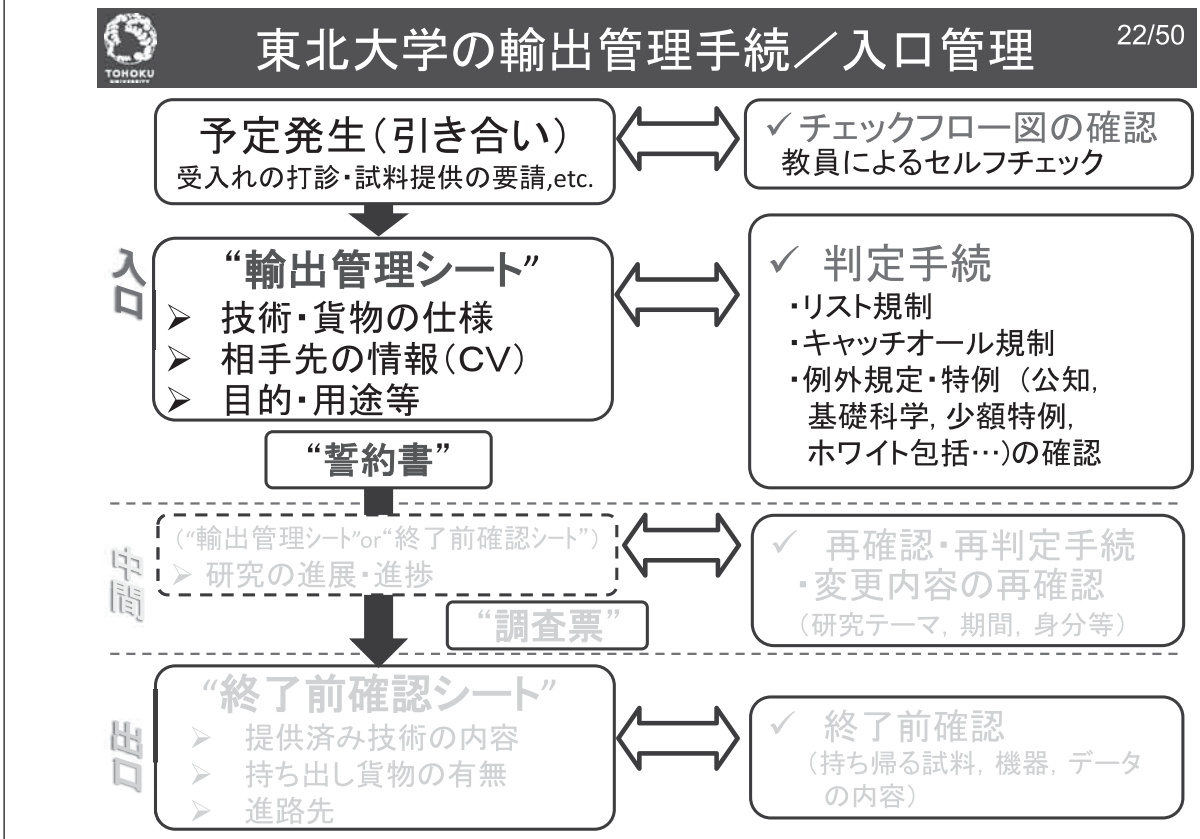
リスト規制の専門性・教員対応・学内コンセンサス

事務・（理系）教員連携構築（キーパーソン発掘）が成功の鍵

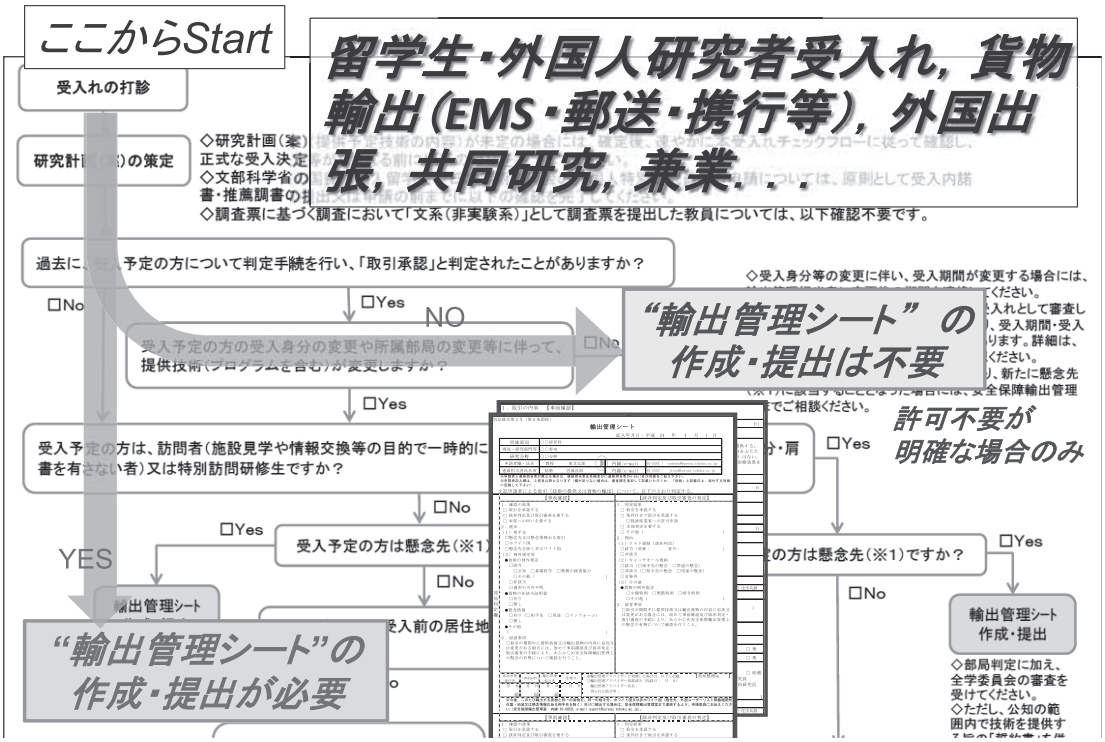
判定手続件数の推移



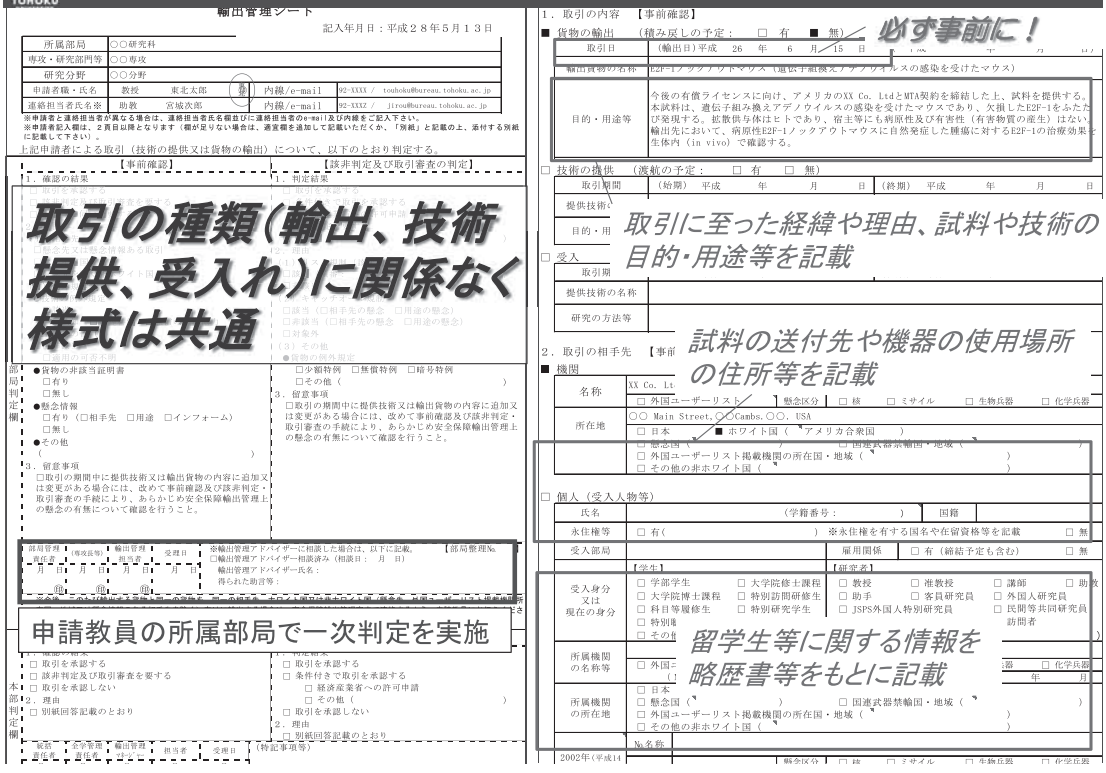

東北大学の輸出管理手続（全体像）
予定発生（引き合い）
受入れの打診・試料提供の要請,etc.
✓チェックフロー図の確認
教員によるセルフチェック
入口
“輸出管理シート”
➢ 技術・貨物の仕様
➢ 相手先の情報（CV）
➢ 目的・用途等
“誓約書”
✓ 判定手続
・リスト規制
・キャッチオール規制
・例外規定・特例（公知，基礎科学，少額特例，ホワイト包括…）の確認
中間
（“輸出管理シート”or“終了前確認シート”）
➢ 研究の進展・進捗
“調査票”
✓ 再確認・再判定手続
・変更内容の再確認
（研究テーマ，期間，身分等）
出口
“終了前確認シート”
➢ 提供済み技術の内容
➢ 持ち出し貨物の有無
➢ 進路先
✓ 終了前確認
（持ち帰る試料，機器，データの内容）

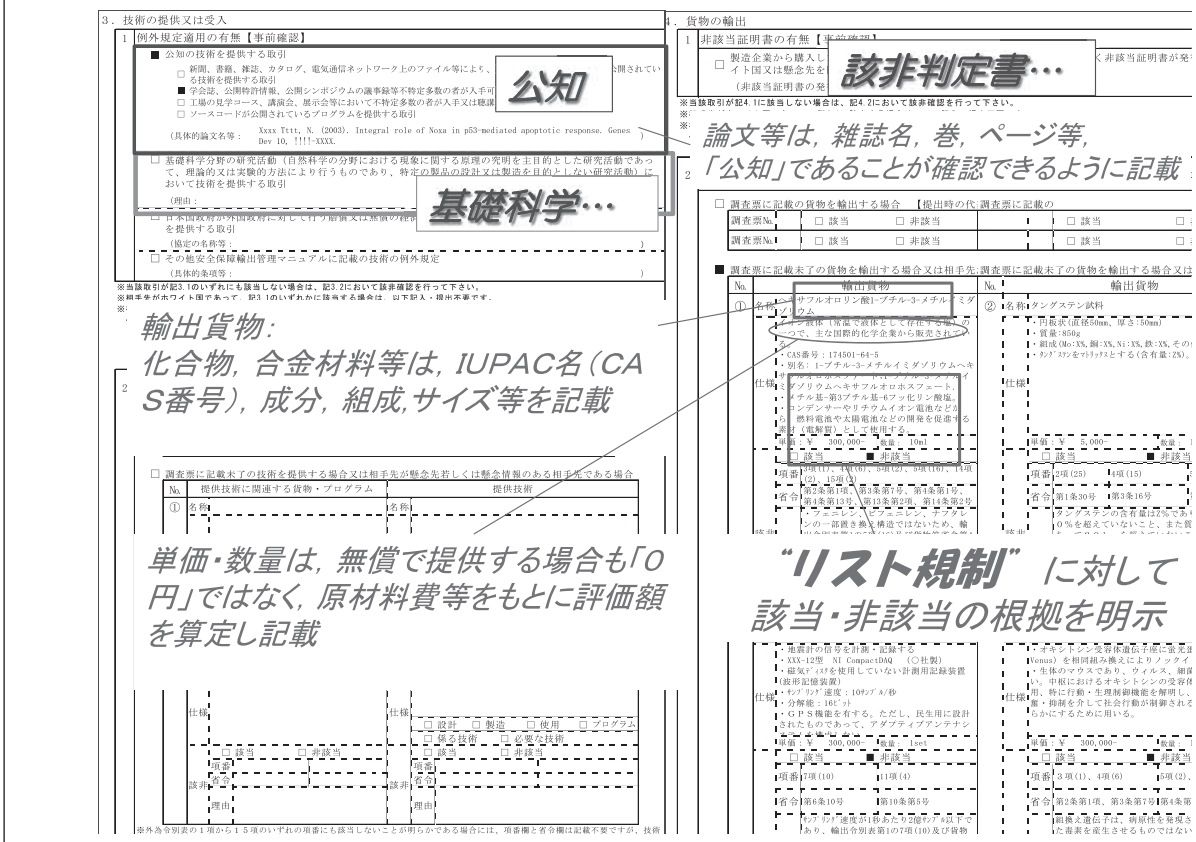

東北大学の輸出管理手続／入口管理
22/50
予定発生（引き合い）
受入れの打診・試料提供の要請,etc.
✓チェックフロー図の確認
教員によるセルフチェック
入口
“輸出管理シート”
➢ 技術・貨物の仕様
➢ 相手先の情報（CV）
➢ 目的・用途等
“誓約書”
✓ 判定手続
・リスト規制
・キャッチオール規制
・例外規定・特例（公知，基礎科学，少額特例，ホワイト包括…）の確認
中間
（“輸出管理シート”or“終了前確認シート”）
➢ 研究の進展・進捗
“調査票”
✓ 再確認・再判定手続
・変更内容の再確認
（研究テーマ，期間，身分等）
出口
“終了前確認シート”
➢ 提供済み技術の内容
➢ 持ち出し貨物の有無
➢ 進路先
✓ 終了前確認
（持ち帰る試料，機器，データの内容）

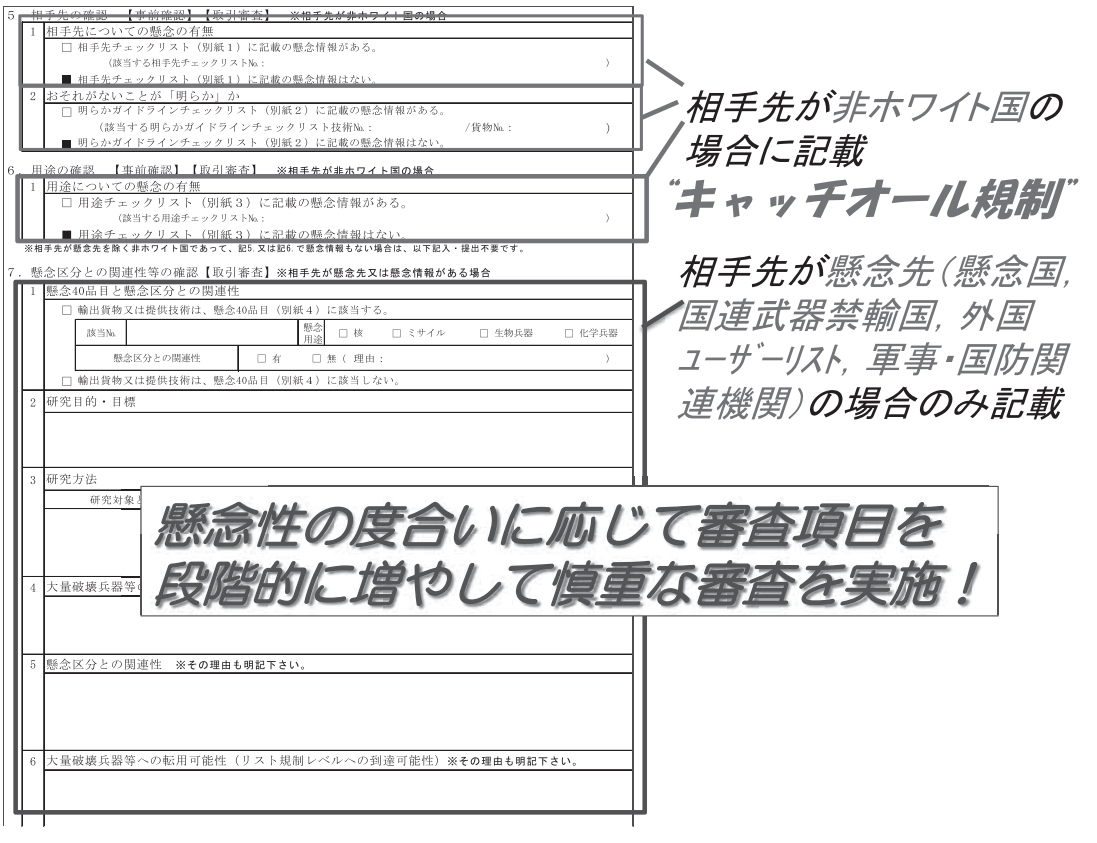
入口管理／チェックフロー図



入口管理/輸出管理シート




公知
該非判定書…
基礎科学…
論文等は，雑誌名，巻，ページ等，
「公知」であることが確認できるように記載
輸出貨物：
化合物，合金材料等は，IUPAC名（CAS番号），成分，組成，サイズ等を記載
単価・数量は，無償で提供する場合も「0円」ではなく，原材料費等をもとに評価額を算定し記載
“リスト規制”に対して
該当・非該当の根拠を明示


相手先が非ホワイト国の場合に記載
“キャッチオール規制”
相手先が懸念先（懸念国，国連武器禁輸国，外国ユーザーリスト，軍事・国防関連機関）の場合のみ記載
懸念性の度合いに応じて審査項目を段階的に増やして慎重な審査を実施！

判定手続の特徴／濃淡管理

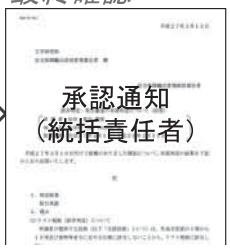
懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者（部局長）	安全保障輸出管理室（事前審査を実施）	安全保障輸出管理委員会，統括責任者（副学長）
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース	部局管理責任者（部局長）	安全保障輸出管理室	
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース	部局管理責任者（部局長）	–	–

Important process

二次：*事前審査*　　最終：*安全保障輸出管理委員会*　　*最終確認*







誓約書の取得/出口管理の補完

- **取得対象者**

  ①留学生（正規・非正規） ②外国人研究者（雇用・非雇用）

- **誓約内容**

  指導（受入）教員との相談のうえ，必要に応じて

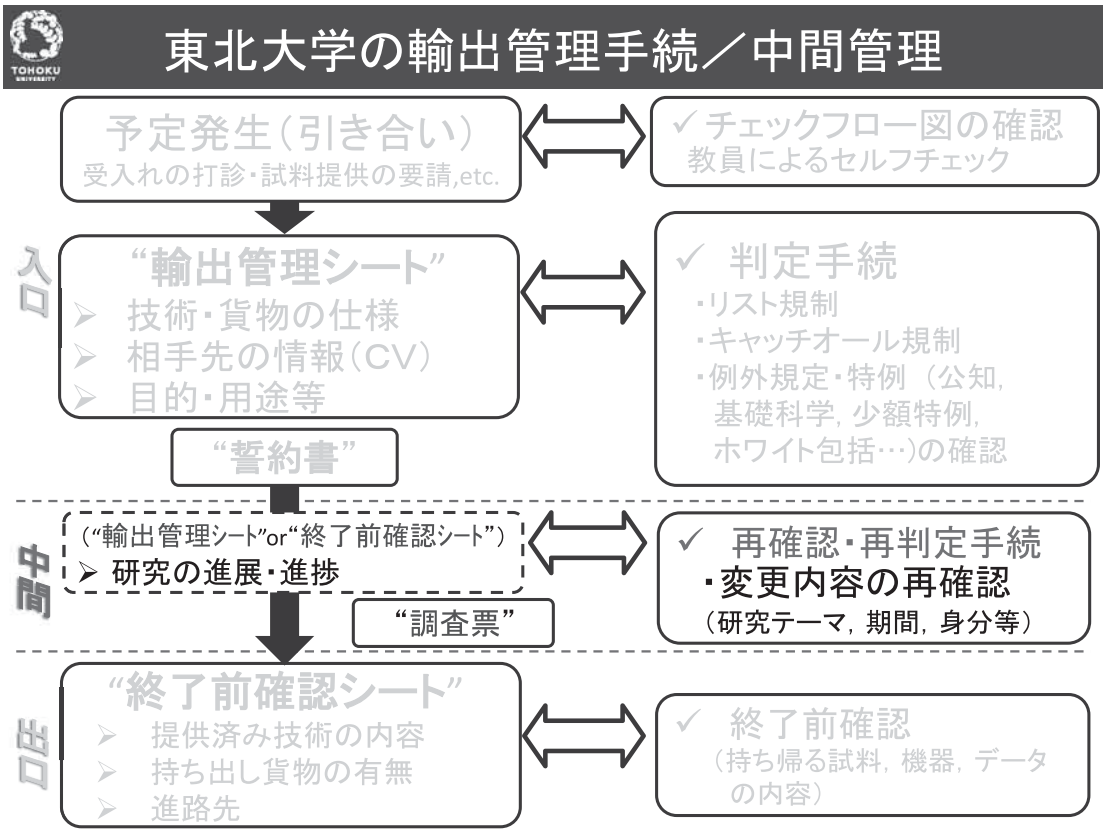
  外為法等に従い所定の手続を行う

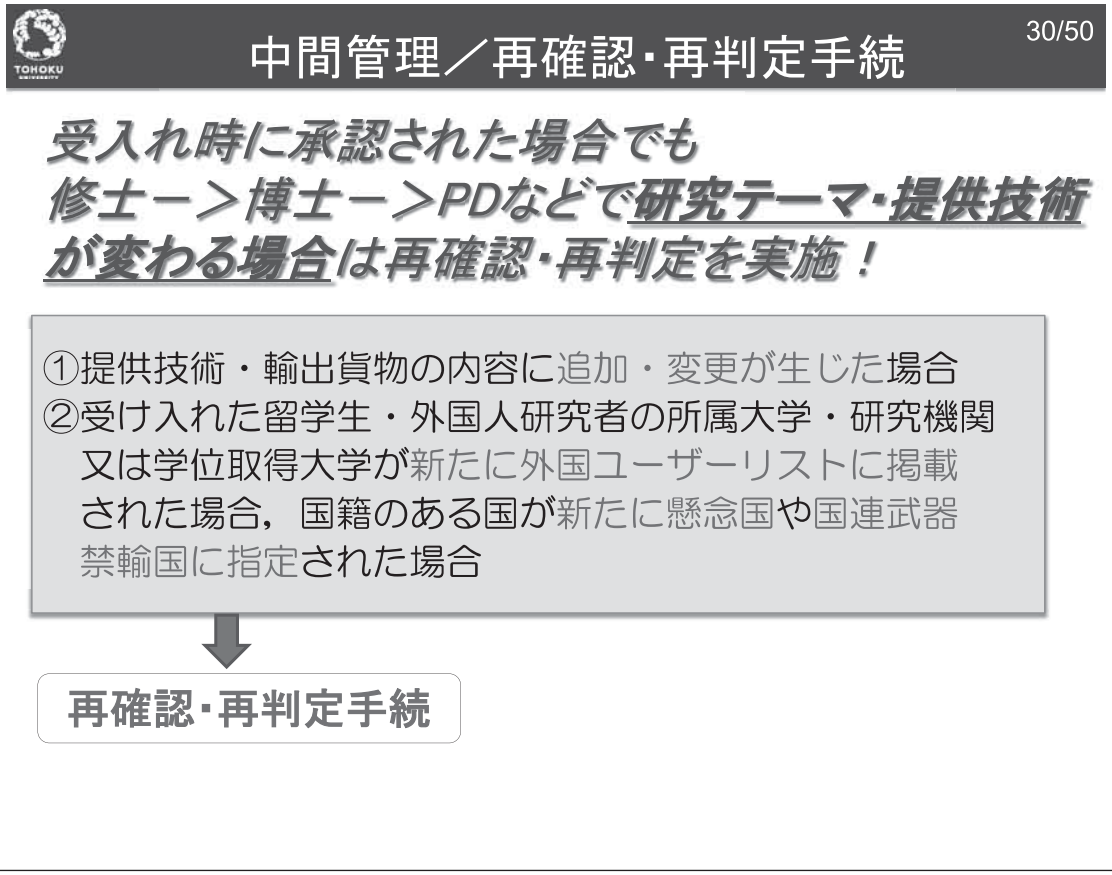
✓ 研究上の技術情報を在学（在職）中又は修了（退職）後に外国において提供し，若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を，在学（在職）中又は修了（退職）後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出


東北大学の輸出管理手続／中間管理
予定発生（引き合い）
受入れの打診・試料提供の要請,etc.
✓チェックフロー図の確認
教員によるセルフチェック
入口
“輸出管理シート”
➢ 技術・貨物の仕様
➢ 相手先の情報（CV）
➢ 目的・用途等
✓ 判定手続
・リスト規制
・キャッチオール規制
・例外規定・特例（公知，基礎科学，少額特例，ホワイト包括…）の確認
“誓約書”
中間
（“輸出管理シート”or“終了前確認シート”）
➢ 研究の進展・進捗
✓ 再確認・再判定手続
・変更内容の再確認
（研究テーマ，期間，身分等）
“調査票”
出口
“終了前確認シート”
➢ 提供済み技術の内容
➢ 持ち出し貨物の有無
➢ 進路先
✓ 終了前確認
（持ち帰る試料，機器，データの内容）


中間管理／再確認・再判定手続
30/50
受入れ時に承認された場合でも
修士－＞博士－＞PDなどで研究テーマ・提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施！
①提供技術・輸出貨物の内容に追加・変更が生じた場合
②受け入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合，国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合
再確認・再判定手続

中間管理／輸出管理に関する調査

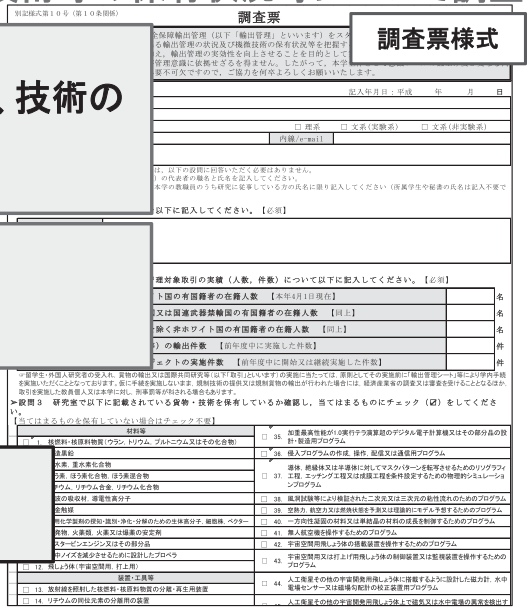
●学内規程に基づく調査の実施
所定の調査票に基づきリスト規制技術等の保有状況等について調査

教員
・各研究室で保有している貨物、技術の自己把握
・輸出管理意識の向上

管理者
・研究分野の確認
・機微技術保有状況等の把握

輸出管理の適正な実施
実効性の確保

調査票様式


別記様式第１０号（第１０条関係）

調査票

…を保障輸出管理（以下「輸出管理」といいます）を…
…る輸出管理の法令及び機微技術の保有状況等を把握す…
…と、輸出管理の実効性を向上させることを目的として…
管理意識に依拠せざるを得ません。したがって、本学…
…要不可欠ですので、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

記入年月日：平成　　年　　月　　日

□ 理系　□ 文系（実験系）　□ 文系（非実験系）

内線（e-mail）

…は、以下の役割に担当いただく必要はありません。
…）の代表者の職名と氏名を記入してください。
…本学の教職員のうち研究に従事している方の氏名に限り記入してください（所属学生や秘書の氏名は記入不要で…

…以下に記入してください。【必須】

…理対象取引の実績（人数，件数）について以下に記入してください。【必須】

…ト国の有国籍者の在籍人数　【本年4月1日現在】		名
…又は国連武器禁輸国の有国籍者の在籍人数　【向上】		名
…除く非ホワイト国の有国籍者の在籍人数　【向上】		名
…）の輸出件数　【前年度中に実施した件数】		件
…ェクトの実施件数　【前年度中に開始又は継続実施した件数】		件

…留学生・外国人研究者の受入れ，貨物の輸出又は国際共同研究等（以下「取引」といいます）の実施に当たっては，原則としてその実施前に「輸出管理シート」等により学内手続を実施いただくこととなっております。仮に手続を実施しないまま，規制技術の提供又は規制貨物の輸出が行われた場合には，経済産業省の調査又は審査を受けることとなるほか取引を実施した教員個人又は本学に対し，刑事罰等が科される場合もあります。

➢設問３　研究室で以下に記載されている貨物・技術を保有しているか確認し，当てはまるものにチェック（☑）をしてください。

【当てはまるものを保有していない場合はチェック不要】

材料等		装置・工業等	
□ 1.	核原料・核原料物質（ウラン，トリウム，プルトニウム又はその化合物）	□ 35.	加重最高性能が1.0実行テラ演算超のデジタル電子計算機又はその部分品の設計・製造用プログラム
	重水素，重水素化合物	□ 36.	侵入プログラムの作成，操作，配信又は通信用プログラム
	黒鉛	□ 37.	導体，絶縁体又は半導体に対してマスクパターンを転写させるためのリソグラフィ工程，エッチング工程又は成膜工程を条件設定するための物理的シミュレーションプログラム
	水素，重水素化合物，ほう素濃縮物	□ 38.	風洞試験等により検証された二次元又は三次元の航性流れのためのプログラム
	ウラン，リチウム合金，リチウム化合物	□ 39.	空熱力，航空力又は非供状態を予測又は理論的にモデル予想するためのプログラム
	液の吸収材，導電性高分子	□ 40.	一方向性凝固の材料又は単結晶の材料の成長を制御するためのプログラム
	金触媒	□ 41.	無人航空機を操作するためのプログラム
	非化学製剤の探知・識別・浄化・分解のための生体高分子，細胞株，ベクター	□ 42.	宇宙空間用推しょう体の損載装置を操作するためのプログラム
	発熱，火薬類，火薬又は爆薬の安定剤	□ 43.	宇宙空間用又は打上げ用推しょう体の制御装置又は監視装置を操作するためのプログラム
	スラービンエンジン又はその部分品	□ 44.	人工衛星その他の宇宙開発用推しょう体に搭載するように設計した磁力計，水中電場センサー又は磁場勾配計の校正装置用プログラム
	中イズを減少させるために設計したプロペラ		
□ 12.	推しょう体（宇宙空間用，打上用）		
□ 13.	放射線を照射した核燃料・核原料物質の分離・再生用装置		
□ 14.	リチウムの同位元素の分離用の装置		

東北大学の輸出管理手続／出口管理

予定発生（引き合い）
受入れの打診・試料提供の要請,etc.

✓チェックフロー図の確認
教員によるセルフチェック

入口

“輸出管理シート”
- 技術・貨物の仕様
- 相手先の情報（CV）
- 目的・用途等

✓ 判定手続
・リスト規制
・キャッチオール規制
・例外規定・特例（公知，基礎科学，少額特例，ホワイト包括…）の確認

“誓約書”

中間

（“輸出管理シート”or“終了前確認シート”）
- 研究の進展・進捗

✓ 再確認・再判定手続
・変更内容の再確認
（研究テーマ，期間，身分等）

“調査票”

出口

“終了前確認シート”
- 提供済み技術の内容
- 持ち出し貨物の有無
- 進路先

✓ 終了前確認
（持ち帰る試料，機器，データの内容）

出口管理／終了前確認手続

【導入の時期】 平成23年8月1日～

【導入の理由】 留学生・外国人研究者の受入期間の終了時点において，受入前の判定手続で審査していなかった新たな技術や懸念区分が明らかになった場合に，帰国等により将来，**当該技術が外国において再提供されても問題がないこと**を終了前までに確認する必要があるため。

（懸念されるケース1）

非ホワイト国で外国ユーザーリストに掲載されていない大学で学位を取得した留学生（大学院学生）で，受入れ前に「取引承認」と判定した上で本学の大学院において受け入れた方が，大学院修了し、**帰国する際に外国ユーザーリスト掲載大学に就職すること**が修了前に明らかとなった場合

受入教員等から提供した技術が当該留学生から外国ユーザーリスト掲載大学に再提供されても問題ないかどうかを帰国前に改めて確認・審査し，懸念される技術がある場合にはこれを持ち帰らせないようにしなければ，最悪，懸念される技術が懸念される相手方に渡り，結果として大量破壊兵器等に転用されることにもなりかねない！

（懸念されるケース2）

受入れ前に技術提供について「取引承認」と判定した外国ユーザーリスト掲載大学で学位を取得した留学生（大学院学生）に対する**提供技術の内容に追加・変更があった場合**

本来，提供する技術の内容に追加・変更がある場合には，提供前に再確認又は再判定手続を行わなければならないが，仮にその事実が提供後（終了前）に明らかとなった場合には，受入教員等から当該留学生に対する技術提供に懸念がなかったことを組織的に確認しなければ，上記と同じリスクが否定できない！

出口管理／終了前確認シート

受入期間終了前にチェックフロー図を再度確認

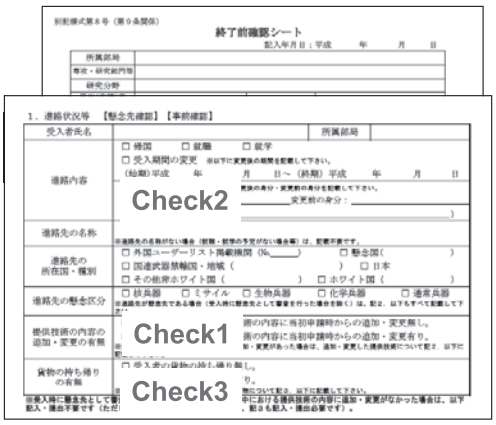
- Check 1 ：受入時に承認を得た範囲内で研究指導を行ったか？

  ※技術提供に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなった場合は，事後的に再判定を実施

- Check 2 ：進路先が外国UL掲載機関等の懸念先ではないか？

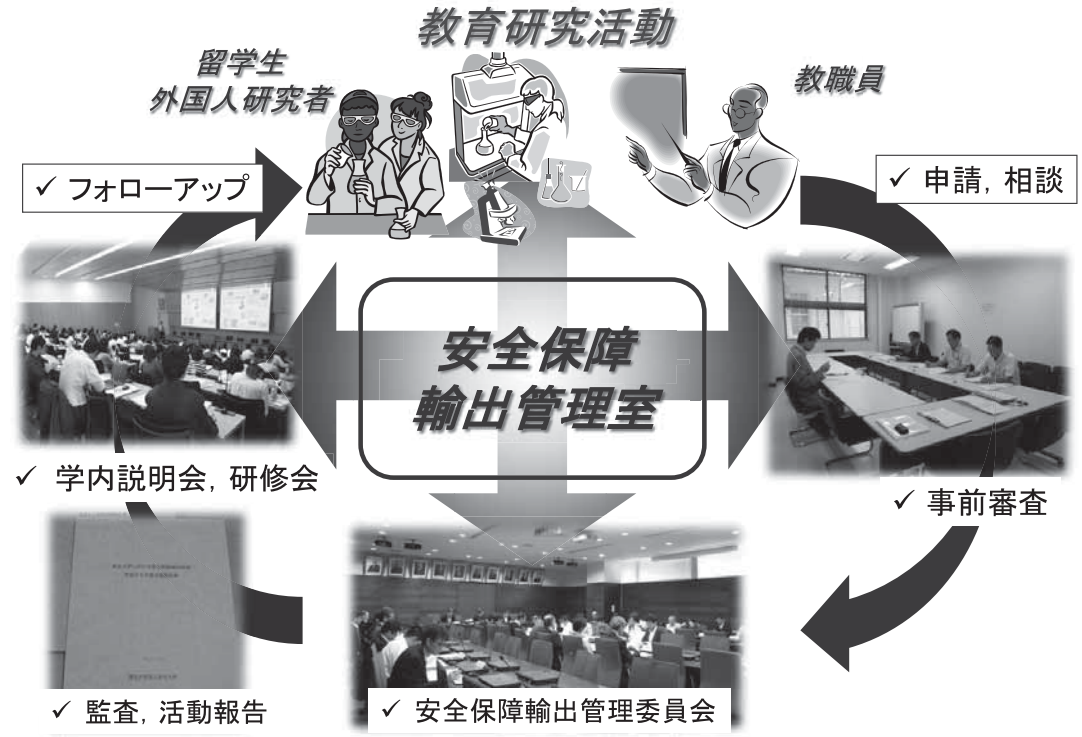
- Check 3 ：研究室の試料や機器を持ち帰らないか？

終了前確認シート



入口管理に基づいて終了前に事務からリマインダー

PDCAサイクルによる輸出管理の定着化



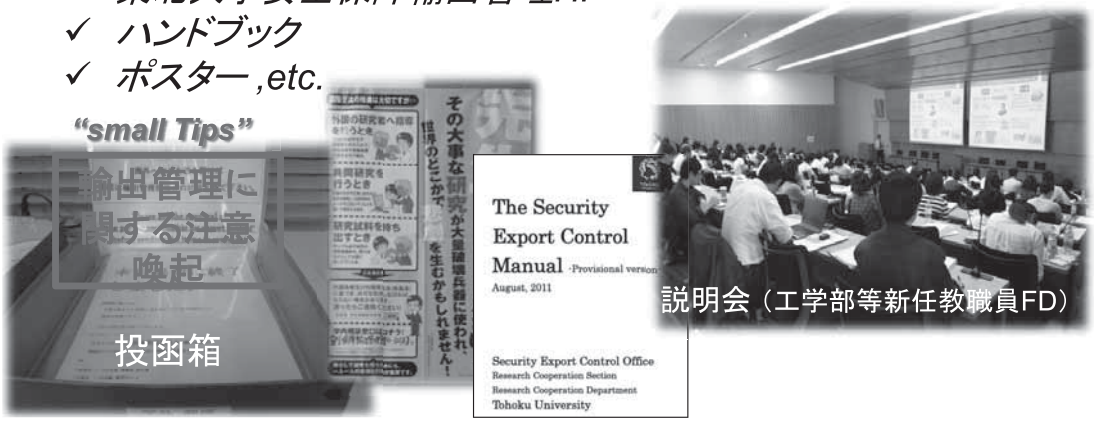
普及・啓発活動の実施

➢ 教育・研修の実施

- ✓ 教員向け説明会，事務向け説明会
- ✓ 新規採用教職員向け説明会，教務系職員向け説明会，etc.
- ✓ 専門研修会（輸出管理アドバイザー，委員，輸出管理担当者）

➢ 啓発活動の実施

- ✓ 東北大学安全保障輸出管理HP
- ✓ ハンドブック
- ✓ ポスター，etc.



監査・評価活動の実施

➢ **監査**

最高責任者

報告

安全保障輸出管理委員会

安全保障輸出管理室

内部評価

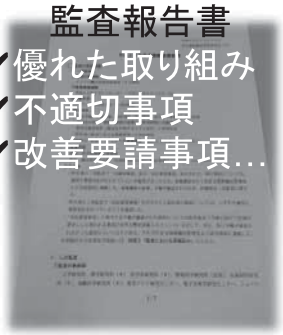
フィードバック

部局（理系・文理融合）
教員 & 事務

東北大学監査室

外部評価

監査報告書
- ✔優れた取り組み
- ✔不適切事項
- ✔改善要請事項…



➢ **活動報告**



運用改善，プレゼンスの向上

3. 学内管理体制構築の課題

管理体制導入までの3つの課題

①主導者
- 役員のリーダーシップ
- 使命感をもってリードする教員（キーパーソン）

②実働者
- 所管部署（留学生，国際交流，研究協力，産学連携，法務・コンプライアンス）
- 専任者（学内？民間人材？特任教員の登用？）

③管理対象範囲
- 法令対応 ⇔ *負担増に係る学内の反発…導入の経緯，趣旨・目的，費用対効果の説明が不可欠*
- リスク管理

学内協力・理解者の拡大

- 部局：**輸出管理アドバイザー**（理系部局の教員を中心に計43名）
- 本部：**全学管理責任者，安全保障輸出管理委員会委員**
  （輸出管理アドバイザーの一部と本部事務部・課長等，計39名）

系統	輸出管理アドバイザーの専門分野
材料	**構造・機能材料（委員長・全学管理責任者）**，材料加工，材料（薄膜・表面界面）物性，組織制御工学，集積システム，ナノ・マイクロデバイス
工学	航空宇宙，固体地球惑星物理，構造・機能材料，計測工学，ロボット工学，地球資源工学，**電気電子工学（副委員長）**，土木都市計画，交通
情報	情報システム，ソフトウェア
物理	素粒子，原子核，宇宙線，宇宙物理・実験，結晶物理
化学	無機化学，ナノ材料化学，ナノ構造科学
生命	**生物系薬学（副委員長）**，実験病理学，人体病理学，公衆衛生学，応用微生物，腫瘍生物学，遺伝学，放射線科学，保存治療系歯学
その他	地質学，園芸科学

教員力の活用により，事務方目線の管理を補完！
⇒教員の理解・協力を得やすい

関係部署の連携

輸出管理が関わる業務は広範囲に及ぶ・・・

関係部署	けん制体制強化のための協力内容
教務・入試	研究生・大学院生の入学願書に輸出管理のチェック欄
留学生	・留学生（正規・非正規）から誓約書を取得 ・国費留学生の学内公募通知に留意事項を付記
人事	・外国人研究者から誓約書を取得 ・採用上申・伺書に輸出管理のチェック欄 ・兼業依頼状に輸出管理のチェック欄
国際交流	・客員研究員（外国人）から誓約書を取得 ・客員研究員の受入調書に輸出管理のチェック欄 ・交流協定締結計画書に留意事項を付記
研究推進	科研費の学内公募通知に留意事項を付記
産学連携	共同研究契約書等（ひな形）に輸出管理条項を規定，etc.
総務・財務	一部の部局では旅行計画書やEMS発送簿等にも輸出管理のチェック欄を導入

※誓約書の取得は，取得対象者への説明に加えて，部局窓口（教務係，人事係等）や受入教員にも提出理由を理解してもらう必要がある

関係部署の連携／取組事例

手続漏れ防止の工夫

入学願書，推薦書等

書

平成　年　月　日

東北大学○○研究所長　殿

ふりがな
氏　名
生年月日　年　月

貴研究所の研究所等研究生として入学を志願いたしたく、所定の書類を揃えて出願しますので、御許可下さるようお願いします。

最終学歴	年　月　日（　）		
研究題目			
研究期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで		
指導教員	㊞		
事務記入欄	願書受理	検定料領収	安全保障輸出管理（外国人志願者） □承認済み（承認日：　月　日） □手続不要 □その他　㊞
	月　日㊞	月　日確認	

兼業依頼状

兼　業　依　頼　状（兼業許可申請書・許可書）

だるようお願いします。

代表者：

文書番号：　平成　年　月　日

兼業先法人の所在地：〒

担当部署、担当者、連絡先電話番号：

FAXアドレス：

事業内容：

兼業（勤務）先所在地：〒

勤務期間：□毎　曜日　時　分～　時　分
□（年・月・期間内・週）につき　回
□その他（　）
1回あたり　時間

兼業従事者　氏名：　職名：
所属：

依頼者：
職務内容：

兼業予定期間：　平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで

報酬：□無　□有　（月・日・回・時間）につき　円
その他（　）

当該兼業依頼状について開示請求があった場合、開示して差し支えあるものについてチェックしてください。：　□団体名（代表者名・事業内容を含む）　□役職名　□職務内容

兼業従事者記入欄

東北大学総長　殿

上記兼業を【　□所定労働時間外　□所定労働時間内（国立大学法人東北大学職員兼業規程第１０条第２項に該当し給与減額なし）　□所定労働時間内（給与減額に同意）　】に従事したいので許可を申請します。なお、兼業先までの往復時間は約　時間　分程度です。

平成　年　月　日　氏名

【本学の利益相反マネジメントについて】（利益相反事業等を前年度（　）の前回・実施状況を下記のいずれかにチェックを付けてください）
□「利益相反マネジメント審査会承認済（承認有効期間の日付（　月　日））　□「利益相反事業等生徒申告書」の申告要件に該当しない

事務記入欄　事務受理年月日　平成　年　月　日

〔本学の安全保障輸出管理について〕安全保障輸出管理に関する手続きの実施状況を下記のいずれかにチェック及び記入して下さい。
□　承認者承認済(「輸出管理シート」の承認の日付(　月　日))　□「輸出管理シート」の提出要件に該当しない

誓約書

留学生・外国人研究者の皆様へ

安全保障輸出管理室

安全保障輸出管理に係る誓約書について（協力依頼）

このたび、東北大学が皆様の受入れに当たり「誓約書」への署名及びその提出をお願いする趣旨は以下のとおりですので、ご理解の上、ご協力いただくようお願いいたします。

○国際的な平和及
外国為替及び外
令により、高度
全保障輸出管理

○規制の内容は、
者に対して提供
含む）する場合
これに違反した

○このような規制

留学生（正規学生）用（留学生誓約書）

別記様式第７号（第８条関係）
(Appended form No.7 (Re. Article 8))

学籍番号

平成　年　月　日
(Year Month Day)

誓約書
(PLEDGE)

東北大学総長　殿
(To President)

学部・研究科・教育部

氏名
(PRINT NAME)
署名
(Signature)

私は、貴学の正規課程に在籍する期間中に、次のいずれかに該当する場合には、指導教

4. 輸出者等遵守基準遵守・運営のポイント

管理すべき対象の正しい理解

外為法は，国籍等を理由に外国人を差別・排除する対応を大学側に求めている訳ではない！
⇒教員が自らの研究に対して想定されるリスクを正しく理解・認識して提供技術を管理する必要

例えば，材料研究のケースでは…

対象材料	実験内容
✔**懸念40品目**：ﾁﾀﾝ合金，ﾏﾙｴｰｼﾞﾝｸﾞ鋼，炭素繊維，ｶﾞﾗｽ繊維，ｱﾗﾐﾄﾞ繊維，人造黒鉛	✔**材料創製**：アーク溶解，高周波溶解，プラズマ溶解，放電プラズマ焼結，雰囲気制御熱処理等
✔**リスト規制対象品目**：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金，金属性磁性材料，超電導材料，ﾀﾝｸﾞｽﾃﾝ合金，ｼﾞﾙｺﾆｳﾑ合金，ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ合金，ｽﾃﾝﾚｽ鋼，複合材料等の高温・耐熱・高強度材料	✔**材料評価**：圧縮試験，引張試験，曲げ試験，熱膨張試験，高温クリープ試験，硬さ試験等 ✔**材料解析**：電顕観察，X線構造解析，超音波振動解析等
✔その他：上記以外	✔**材料理論**：第一原理計算，有限要素計算

リスク

ヒヤリ・ハット事例

➢事例その1

➢手続の漏れ

出口管理

・輸出管理手続を実施しないまま本学の大学院を修了した非ホワイト国の元留学生が，軍事機関出身者であり，帰国後，同機関に戻り，軍事開発に関与している可能性がある旨，経産省等から情報提供があった．

情報収集能力の限界

事後対応

✓ 受入期間中の指導内容についての説明要請
✓ 今後の交流についての注意喚起

対応：懸念先の範囲拡張

➢事例その2

➢着手時期，経歴確認等の不備

入口管理の不手際

・留学生・外国人研究者の受入れについて輸出管理手続きが未完了で入学許可,受入れ決定等を行った．研究テーマが極めて機微な技術分野に相当し，当該留学生・外国人研究者の経歴等に懸念性あり．

✓ 留学生・外国人研究者の受入時期の遅延，短縮等，研究計画への影響
✓ 経産省から指導，勧告

対応：手続の徹底に関する注意喚起

5. おわりに

今後の課題

◆人材育成・配置
- ✔専門事務職員の異動・昇進・処遇
- ✔委員会（教員）のスリム化

◆管理運用
- ✔形骸化の防止（実効性の確保）

◆普及啓発
- ✔公正研究を推進するための総合的なコンプライアンス対応
- ✔外国人教員の増加への対応

資料９

2017年2月28日（火）芝浦工業大学豊洲キャンパス

輸出管理 DAY for ACADEMIA 2017
パネルディスカッション
「大学における輸出管理に係るリスクマネジメントの現状と課題」

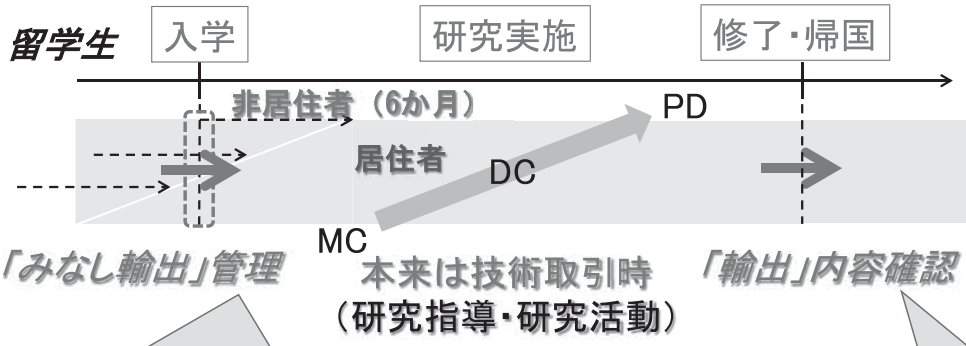
留学生/外国人研究者の出口管理

国立大学法人東北大学
安全保障輸出管理委員会アドバイザー
金属材料研究所副所長　教授　佐々木 孝彦

Intangible Technology Transfer (ITT) と「みなし輸出」

技術取引（役務取引）=「みなし輸出」

非居住者に技術取引が発生する時点を輸出が行われたとみなす



研究・教育活動を「みなし輸出」対象とする難しさ
- ☐ 提供技術・教育研究内容の将来予測
- ✓ 多種・多様　規格化・具体化されていない
- ✓ 日々常に変化・進展
- ✓ 居住性判断

リスト規制と相性が悪い

- ☐ 提供技術の確認
- ☐ 輸出貨物の確認
- ☐ 相手先の確認

東北大学における輸出管理（全体像）

3/12

	入学時	研究実施時	修了・帰国時
大学における管理	**入口管理** ◎判定手続 リスト規制、例外規定等の確認	**中間管理** ◎再判定手続 変更内容の再確認	**出口管理** ◎終了前確認手続 持ち帰る試料、データ等の内容確認
	【受入時】誓約書の取得	進学・身分変更	【終了時】事務からリマインダー
受入教員の手続き	**受入前** ・予定発生（チェックフロー図の確認） ・研究指導（技術提供）の確定 ・輸出管理シートの作成・提出	**受入中** ・研究の進展・進捗による研究指導（技術提供）の追加・変更 ・受入期間、身分の変更	**受入終了時** ・進路先等及び技術の再提供の確認 ・貨物の持ち帰り →チェックフロー図の確認、終了前確認シートの作成・提出

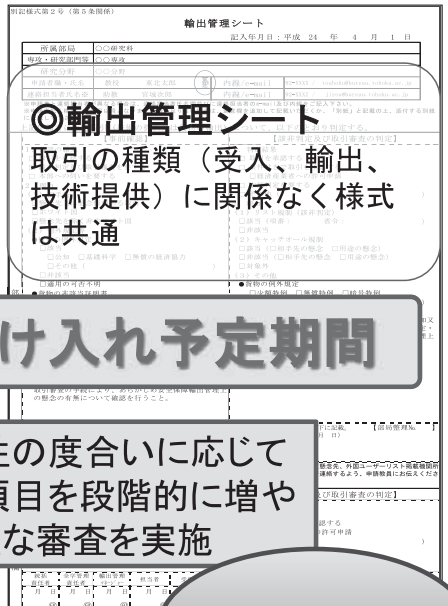
入口管理／輸出管理シート

4/12

- **輸出管理シートの作成**
  記入内容
  - 提供技術の内容
  - 相手先の情報（CV）
  - 目的・用途

提出 → 承認

- **判定手続**
  確認内容
  - リスト規制
  - キャッチオール規制
  - 例外規定・特例等の確認


輸出管理シート

◎輸出管理シート
取引の種類（受入、輸出、技術提供）に関係なく様式は共通

受け入れ予定期間

懸念性の度合いに応じて審査項目を段階的に増やし慎重な審査を実施

濃淡管理

受け入れ時誓約書取得／出口管理の補完

5/12

➢ 取得対象者

①留学生（正規・非正規） ②外国人研究者（雇用・非雇用）

➢ 誓約内容

指導（受入）教員との相談のうえ，必要に応じて

外為法等に従い所定の手続を行う

- ✓ 研究上の技術情報を在学（在職）中又は修了（退職）後に外国において提供し，若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を，在学（在職）中又は修了（退職）後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出

中間管理／再確認・再判定手続

6/12

◆受入れ時に承認された場合でも
修士課程＞博士課程＞PDなどで**研究テーマ・提供技術が変わる場合**は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合，国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合

（管理室・事務からリマインダー）

再確認・再判定手続

留学生等に関する「出口管理」

7/12

「出口管理」＝「みなし輸出」の確認

留学生/外国人研究者等が、受入期間を終了した後、帰国等に伴い、技術の再提供・貨物輸出を想定し、終了前に行う輸出管理

「終了前確認」として手続きを実施

出口管理は「入口管理」「中間管理」を補完するもの

・入口管理の時点で確認した経歴等と進路先は、必ずしも同一であるとは限らない→**進路先の懸念**を確認

・**提供技術の追加変更**等について漏れはないかを確認→再判定手続（中間管理）の遺漏を確認

・入口管理では提供技術について審査→**貨物の持出しの有無**を確認

出口管理／終了前確認手続

8/12

◆終了前確認

留学生等を受入れた教員が、原則**終了予定日の1ヶ月前**までに、所定の**フロー図**により在籍期間中の取引状況及び帰国等に伴う取引予定を確認し、**終了前確認シート**により安全保障輸出管理室等による確認・判定を求める

※平成23年8月1日施行（本学の管理体制は、平成22年3月1日施行）

【終了前】事務から受け入れ教員へリマインダー

◆誓約書の取得

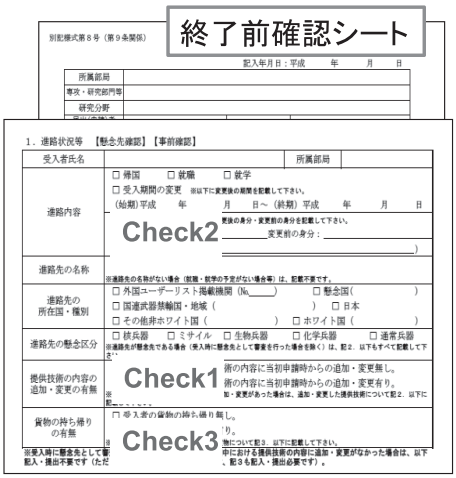
留学生の入学時等に、その必要書類の一部として所定の誓約書の提出を求めている（出口管理の補完として）

【受入時】誓約書の取得：*…帰国時などに，試料など持ち出す場合は，手続きを経ること…等*

出口管理／終了前確認シート

◆終了前確認シートによる出口管理

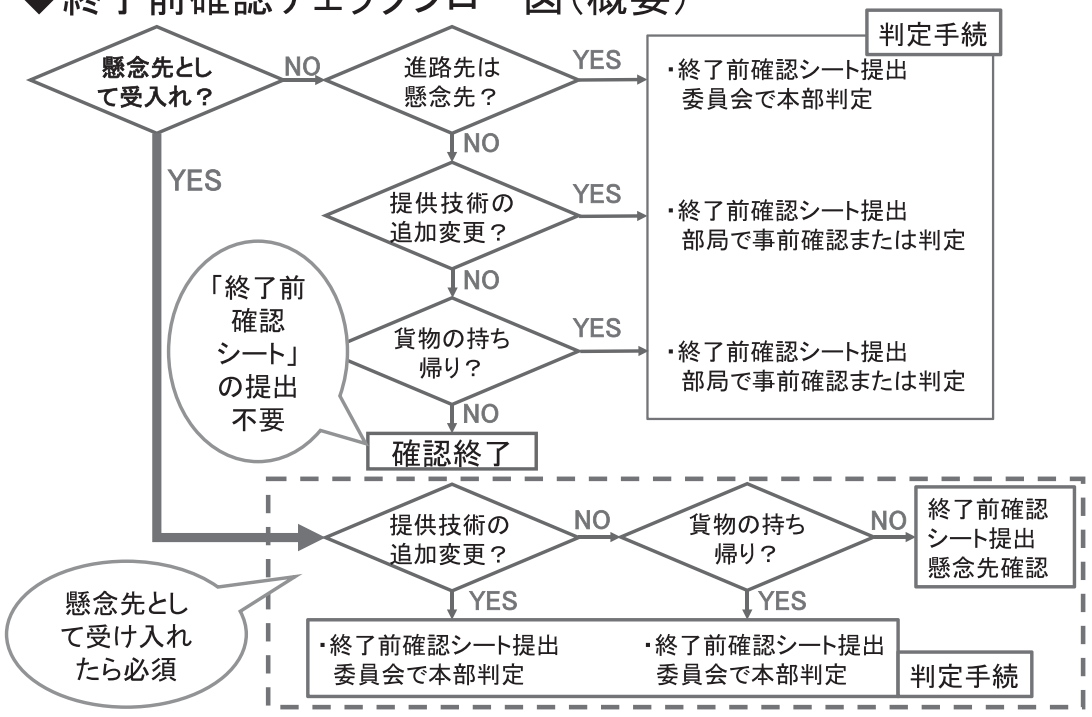
- Check 1：
  受入時に承認を得た範囲内で研究指導を行ったか？
  ※ 技術提供に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなった場合は，事後的に再判定を実施
- Check 2：進路先が外国UL掲載機関等の懸念先ではないか？
- Check 3：研究室の試料や機器を持ち帰らないか？



※入口管理に基づいて終了前に事務からリマインダー

出口管理／チェックフロー図

◆終了前確認チェックフロー図（概要）



終了前確認（取扱件数一覧）

懸念先以外として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	1	4	0	0	5
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	1	0	0	5
合計	0	5	5	0	0	10

懸念先として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	合計
提供技術の追加・変更有	2	0	1	2	2	7
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	0	1	0	3
受入期間の終了・延長等 （提供技術の追加・変更無）	29	17	24	36	45	151
合計	32	18	25	39	47	161

（参考） H27年度　総手続件数（入口管理） 1,114件
貨物の輸出　359件，役務提供　707件　スパコン利用　48件
（内数　事前審査・委員会審査　34件、許可申請　8件、ホワイト包括適用　5件）

出口管理に関するまとめ

◆まとめ

- 懸念先への技術流出を**予防（牽制）**するための確認
- 入口・中間期からの**継続**した管理が必要
- 教務系事務/部局担当/本部事務の**連携**

入口管理あっての出口管理

◆課題－大学でできること－

- ✓ 受入期間終了時に、就職・異動先など進路未定で帰国した場合の対応 **（どこまで確認が必要・可能か？）**
- ✓ 留学生等本人が持ち込んだ貨物の持ち帰りや、論文等により公知化されなかった研究データの持ち帰り等が、輸出管理対象となることへの認識

（研究データの帰属、国際共同研究への対応）

お わ り に

我が国を取り巻く世界情勢は目まぐるしく変化し、私達の意識改革が強く求められる時代となっていることは、もはや疑いの余地の無いところです。先の活動報告書から１年が経過しましたが、この間、欧米諸国では国家元首や施政者が次々と交代する中で地域紛争は終息する気配を見せず、さらにテロ行為は広く拡散し頻度を増してきているように思われます。東アジアでは一部の国家による軍事的緊張がかつて無いほど高まり、国際的な世論が巻き起こっています。一方、新興国の経済発展は東アジアを中心に依然高い水準となっており、市民の流動性は一層加速しています。国内に目を向けると、昨年度は防衛装備庁による研究助成金制度（安全保障技術研究推進制度）の拡充方針によって国民世論が高まり、日本学術会議から軍事的安全保障研究についての検討委員会報告が出る事態となりました。このような状況の中で、我が国の先端科学技術と高等教育の主翼を担う大学にとって、安全保障と輸出管理は真正面から取り組まなければならない課題となっています。

本学が安全保障輸出管理体制の確立を目指してから８年近くが経過しましたが、全学の管理責任者の任にあたりながら、本学の安全保障輸出管理の取り組みには確かな手応えを感じる昨今です。貨物に関しては、輸出手続きの理解が全学的に浸透しつつあり、概ね適切な対応がなされるようになったように思われます。技術の提供等に関しても、留学生、外国人研究者の受入れに対して、本部安全保障輸出管理室と各部局間の密な連携、そして適宜監督官庁である経済産業省との連携と共に、従来からの「濃淡管理」の効率的な運用によって、輸出手続きは全学的に円滑に進められるようになってきたと思います。これは約８年間に渡って本学が輸出管理の重要性を認識し、これに対し全学を挙げて真摯に取り組んできた成果であります。とりわけ本学では、輸出管理を単なる事務手続きとせず、教職員が一丸となって取り組む実効性のある体制をとってきたことが、成果の大きな要因であるように思います。国際交流は今や大学評価の主要な項目となっています。海外からの留学生、研究者の受入れや国際共同研究などは、より一層の取り組みが求められているところです。安全保障輸出管理を理由に国際交流を限定的にすることなく、むしろ積極的に輸出管理を行うことで世界に広く門戸を開く東北大学の姿勢は、徐々にではありますが国内外から高い評価を得つつあると実感しております。本報告書からは、そういった本学の成果を読み取ることができるように思います。

さりとて、本学の輸出管理制度や体制に課題がない訳ではありません。本制度はあくまで私達大学人の自由で健全な学問の場を保証するものでなくてはならず、不用意に管理主義に陥ったり教職員の負担をむやみに増大させたりするようでは本末転倒です。しかし一方で、学内の諸手続きが滞りなく処理できるよう、より透明性のある輸出管理体制を整える必要があることも、依然課題として残っているように思います。この８年間の本学の実績と社会情勢の変化に合わせながら、より良い制度へと改善していくよう今後も努めてまいりたいと考えております。引き続き、東北大学の教職員の皆様、また関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
国立大学法人東北大学大学院工学研究科　教授　吉見　享祐